

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第一部】東日本大震災津波からの復興の取組 全ての被災者の生活再建と生業の再生を最優先に、地域社会と地域経済の全体を再建する復興を</p>				
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題 1、建設費が高騰している被災者の住宅再建に、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げること。2019年4月10日に再延長(加算支援金、12市町村)となった申請期日を必要な時期まですみやかに延長するよう求めること。</p>	<p>被災者生活再建支援制度の拡充については、これまでも繰り返し国に要望しているところですが、国では、依然として慎重な姿勢を示しているところです。国では、資材高騰等の物価上昇等に対して、災害公営住宅の建設費を含む公共事業費やグループ補助金の額については引き上げており、被災者生活再建支援制度についても同様に扱うべきと考えられることから、今後も引き続き、増額について、国に対して強く要望していきます。 また、被災者生活再建支援金の申請期間の再延長については、本支援金の事務を行う公益財団法人都道府県センターと協議し、平成31年1月に、被災者生活再建支援金の申請期間の再延長が必要な市町村について、2020年4月10日までの延長が決定されました。更なる延長については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、市町村の意向も伺いながら、同センターと協議していきます。</p>	復興局	生活再 建課	B 実 現に努 力して いるも の
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国の制度として制度化し、社会保険被保険者も対象とし、今後の災害対策に活かすこと。</p>	<p>国の財政措置に関しては、県としても、震災直後に行われていたような全額財政措置を行うよう、国に対し継続して求めてきたところではありますが、国民健康保険等に関連する他の財政措置の状況などを踏まえると、その実現は難しいと考えています。 被用者保険加入者に係る一部負担金免除については、平成24年2月までは国の財政支援により実施しておりましたが、それ以降は、保険者の判断により実施することとされたところであり(全国健康保険協会(協会けんぽ)は、平成24年9月まで延長)、一部負担金免除の実施は保険者が判断するものであると考えています。</p>	保健福 祉部	健康国 保課	C 当 面は 実現 でき ない もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題</p> <p>3、被災者の心のケア・子どもの心のケアの取組を中長期的な事業として継続実施すること。生活支援相談員の配置を継続し継続し、「孤独死」を出さない対策、見守りとコミュニティ確立の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>被災地においては、ハード面の整備が進む中、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、復興の進捗に対応した心のケア対策は、中長期的な取組が必要と認識しています。</p> <p>県としては、引き続き見守り活動等と連携した相談・診療体制を堅持し、被災者の状況に応じた心に寄り添った支援を継続するとともに、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高め、子どもや被災者の心のケアに取り組んでいきます。</p> <p>生活支援相談員の配置については、被災者の生活や環境の変化に適切に対応した見守りや相談体制となるよう、県としても市町村や社会福祉協議会等の関係団体と連携し、引き続き適正な配置に努めていきます。</p> <p>被災者の孤立あるいは孤立死を防ぐためには、生活支援相談員等による個別支援に加え、同じ地域で暮らす方々が互いに支え合う仕組みづくりが重要であるため、被災者に寄り添った支援の一層の充実に向けて、市町村や関係機関と連携し、地域での支え合い活動の推進に向けた取組等、中長期的な見守り等支援体制の充実を図っていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援課 地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題</p> <p>4、災害援護資金の申請期日(2019年3月31日)の延長を強く求めること。生活福祉資金(生活復興支援資金)の積極的活用を図ること。</p>	<p>生活福祉資金(生活復興支援資金)については、岩手県社会福祉協議会が実施主体となり、現在も新規の貸付申込があるところです。県では、今後も生活福祉資金(生活復興支援資金)について被災者へ周知を図るなど、その活用に努めていきます。</p> <p>東日本大震災に係る災害援護資金制度については、申請期限の延長を含め、特例措置の延長について関係省庁に対して要望を行っていたところですが、国において今後関係政令が改正され、2020年3月31日まで特例措置が延長される予定となりました。</p>	保健福祉部 復興局	地域福祉課 生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題</p> <p>5、グループ補助の拡充・改善を図り、事業者の再建が進むまで継続すること。二重ローン対策を継続すること。仮設店舗等の本設移行と営業継続への支援を強化し、「仮施設有効活用等助成事業」は2020年度まで継続実施すること。</p>	<p>グループ補助金については、平成26年度から資材高騰等による補助金額の増額を、平成27年度から新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の支援を行ってきており、平成31年度においても国に制度の継続を要望し、政府予算に盛り込まれたことから、県としても必要な予算を確保し、事業を継続する予定です。</p> <p>二重ローン対策については、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間が2021年3月まで延長されたほか、岩手産業復興機構の投資決定期間についても2020年3月まで延長されたところです。</p> <p>仮設店舗で営業を行っている事業者に対しては、専門家による経営相談、会計指導及び販売促進指導等を通じて売上向上やにぎわいの創出を支援するとともに、本設店舗への移行を計画する事業者に対しては、専門家等を派遣しながらグループ補助金等の利用に必要な事業計画づくりを支援しており、今後も引き続き支援していきます。</p> <p>また、「仮施設有効活用等事業」については、土地区画整理事業等の進捗状況による本設移行時期を踏まえながら国に要望し、2020年度末まで延長されたところです。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題</p> <p>6、JR東日本の責任でJR山田線の早期復旧を行うこと。三陸鉄道一貫経営への支援を継続すること。JR大船渡線の復旧については、地元の要求に基づくBRTの運行を改善するとともに、全線開通から80年の歴史を踏まえ、鉄道での復旧を再検討すること。特定被災地公共交通調査事業を災害公営住宅や防災集団移転地を經由できるよう改善し、新たな被災地交通確保事業を実施すること。</p>	<p>JR山田線(宮古・釜石間)については、JR東日本による復旧工事が完了し、平成31年3月23日に三陸鉄道に移管され、三陸鉄道リアス線として盛から久慈までの一貫運行が開始されたところです。</p> <p>三陸鉄道に対しては、地域の基幹交通として、これまでも県と市町村が連携して支援を行ってきたところであり、平成31年度予算においても、JR東日本から提供された移管協力金も活用しながら、支援を継続していきます。また、リアス線一貫運行を契機とし、三陸防災復興プロジェクト2019等の大規模な行事とタイアップしながら、三陸鉄道の利用促進を図っていきます。</p> <p>JR大船渡線については、BRTによる本格復旧がJR東日本と沿線自治体等の間で合意されたところであり、JR東日本においては、鉄道での運行再開は行わない旨の考えが示されました。</p> <p>また、JR大船渡線BRTの利便性の向上等については、沿線市がJR東日本に対し要望し、改善に向けて協議していると聞いており、県としては沿線自治体の意向が反映されるよう、必要な支援を行っていきます。</p> <p>特定被災地公共交通調査事業については、応急仮設住宅に加え、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とするよう国に対し要望を行っており、今後も引き続き働きかけていきます。</p>	<p>政策地 域部</p>	<p>交通政 策室</p>	<p>C 当面 は実現 できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題</p> <p>7、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほだ場・ほだ木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と早期の全面賠償を行うよう求めること。</p>	<p>8,000Bq/kg以下のほだ木については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自のガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要望しているところです。</p> <p>側溝汚泥については、国に対して処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を拡大するよう要望しているところです。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援し、東京電力に賠償を求めています。</p> <p>除染により生じた土壌等については、早急に処理基準を示すよう国に対して要望しています。</p> <p>ほだ木、側溝汚泥等の処理、除去等を含めた原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めています。</p> <p>国に対しても、東京電力が完全かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望しています。</p> <p>今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課 環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>放射能に汚染されたほだ場の環境整備や指標値を超過したほだ木の一時保管については、県が生産者に代わって費用を全額負担するきのこ原木等処理事業を実施しています。</p> <p>なお、この事業に要した費用は、東京電力に賠償請求を行い、全額が賠償されています。また、山林については、国の広葉樹林再生実証事業等を活用し、県南地域を中心とした広葉樹林の再生に取り組んでいます。</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>I、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題</p> <p>8、2020年度以降の必要な復興事業費の確保へ、国が責任を持って復興財源を確保すること。復興交付金事業の厳しい査定を改善し、地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。</p>	<p>国においては、2020年度までの『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』について、平成30年度中を目途に必要な見直しを行うこととしており、その検討と併せて、復興・創生期間後も対応が必要な事業の整理と支援のあり方についても検討が行われているところです。</p> <p>復興・創生期間の終了後も、被災地においては、中長期的に取り組むべき課題もあることから、県では、その財源確保のため、平成30年6月に実施した2019年度政府予算提言・要望において、国の基本方針の見直しに当たり、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、当該期間終了後も必要な事業及び制度を継続するよう、要望を行ったところです。</p> <p>これに加え、使途の自由度の高い交付金等の従来の枠組みを超えた財源措置の充実についても、当該要望に併せて要望を行ったところです。</p> <p>復興庁では、平成30年12月に被災県からの要望を踏まえた「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」を公表しました。また、平成31年1月に開催された国の復興推進委員会において、国の基本方針の見直しに係る骨子案として当該期間後における復興の基本的方向性が示され、復興・創生期間後も残る課題や継続が必要な取組について、本県が国に働きかけてきたものが概ね掲載されているところです。</p> <p>当該委員会においては、本県からも、復興の推進に必要な財源の確保を含め、復興・創生期間終了後も取り組むべき課題等に関し、被災地の現状について説明したところです。</p> <p>今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>II、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>1)被災者の国保・後期高齢者医療費の免除や介護保険利用料等の免除措置を、県独自に来年度以降も継続実施すること。</p>	<p>平成31年1月以降における一部負担金等の免除措置について、市町村等に対して、その意向を確認したところ、厳しい国保財政の状況や被用者保険との公平性の観点などから、対象者の見直しや免除措置の終期の検討についての意見もありましたが、最終的には全ての市町村等において、現行制度のまま実施するとの回答を得たところであり、引き続き医療や介護サービス等を受ける機会の確保に努める必要があることから、2019年12月までの1年間、これまでと同様の財政支援を継続することとしました。</p> <p>今後においても、復興事業の進捗状況や被災者の状況の推移、市町村の意向等を十分に考慮した上で、判断していく必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること 2)被災者の心のケア対策・子どもの心のケア対策を継続・強化すること。</p>	<p>被災地においては、ハード面の整備が進む中、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、復興の進捗に対応した心のケア対策は、中長期的な取組が必要と認識しています。 県としては、引き続き見守り活動等と連携した相談・診療体制を堅持し、被災者の状況に応じた心に寄り添った支援を継続するとともに、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高め、子どもや被災者の心のケアに取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること 3)保健師と生活支援相談員の増員を図り、支援と見守りが必要な高齢者等への訪問・相談・対応を強化すること。震災関連の自殺、孤独死の防止のために、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。規模の大きい災害公営住宅に支援員を配置し、コミュニティと絆の確立に特別の対策を講じること。</p>	<p>被災地における必要な保健師等の人材確保については、国に対し財政支援を継続するよう要望するとともに、今後も職能関係団体や教育機関等と連携し、被災市町村等に対して、人材確保に係る情報提供や人材育成等の取組を行っていきます。 生活支援相談員の配置については、これまでも県社協が地域の実情を踏まえて適正な配置に努めてきており、市町村が配置している支援員等も含め、被災者の生活や環境の変化に対応した見守りや相談体制となるよう、県としても市町村や社会福祉協議会等の関係団体と連携し、引き続き適正な配置に努めていきます。 コミュニティと絆の確立のためには、生活支援相談員等による個別支援に加え、同じ地域で暮らす方々が互いに支え合う仕組みづくりが重要であるため、被災されたかた々が新たな居住環境で安心して生活できるよう、市町村や関係機関と連携し、地域での支え合い活動の推進に向けた取組等、中長期的な見守り等支援体制の充実を図っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課 地域福祉課	B 実現に努力しているもの
	<p>応急仮設住宅や災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会が配置する生活支援相談員のほか、市町村が雇用する支援員等が、巡回により行っています。 県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう、平成28年度に拡充された被災者支援総合交付金の活用を含め要請してきており、陸前高田市においては災害公営住宅に市民交流プラザを設置したほか、釜石市においても生活応援センターの一部を災害公営住宅に併設するなど工夫されているところであり、引き続き見守り及びコミュニティ形成の支援体制の構築に、市町村とともに取り組んでいきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 4)震災関連死の申請の周知徹底を図り、長期にわたる避難生活という被災者の実態を踏まえた審査を行うこと。再審査請求についても周知すること。被災市町村で審査できる体制を確立すること。</p>	<p>災害弔慰金については、県のホームページ、暮らしの安心ガイドブックのほか、各市町村の広報を通じて繰り返し周知を図っています。 審査については、県が市町村から受託している審査会では「認定基準」を策定、公表するなど客観性を保つとともに、個別具体案件について丁寧に審査しているところです。 再審査については、新たな事案が明らかになった場合は、市町村で再審査を受け付け、審査会に諮問するなど柔軟に対応しており、市町村に対し、結果通知の際にその旨周知するよう依頼しています。 審査会事務については、市町村からの依頼を受け、県が受託しているものであり、これまで県が受託した市町村のうち11市町村は平成29年度から受託を廃止し各市町村で対応しており、現在受託している6市町村についても、独自の審査体制の整備に向けた支援を行うとともに、委託終了の意向を示した市町村については、順次受託を終了します。</p>	復興局	生活再 建課	B 実 現に努 力して いるも の
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 5)被災地福祉灯油等特別助成事業は、内陸に避難している被災者を含め継続実施すること。</p>	<p>県では、沿岸被災市町村については、重点的な財政支援を行う必要があることから、高齢者等の低所得世帯を対象として福祉灯油事業を実施する市町村を対象とし、平成30年度においても、平成23年度から平成29年度までと同様に、その経費の一部を援助する「被災地福祉灯油等特別助成事業」を実施しています。 なお、被災により内陸に避難している世帯についても、福祉灯油の対象となる要件を満たし、かつ、沿岸市町村が当該世帯に助成を行う場合は、県による補助事業の対象とする取扱いを継続しています。</p>	保健福 祉部	地域福 祉課	B 実 現に努 力して いるも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 6)災害援護資金の申請期限の延長を求め、保証人を義務付けることなく、使いやすく改善し活用を進めること。生活福祉資金の活用を進めること。</p>	<p>生活福祉資金(生活復興支援資金)については、岩手県社会福祉協議会が実施主体となり、現在も新規の貸付申込があるところです。県では、今後も生活福祉資金(生活復興支援資金)について被災者へ周知を図るなど、その活用に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>東日本大震災に係る災害援護資金制度については、申請期限の延長を含め、特例措置の延長について関係省庁に対して要望を行っていたところですが、国において今後関係政令が改正され、2020年3月31日まで特例措置が延長される予定とされたところです。 なお、災害援護資金は、被災世帯の生活の早期立て直しを推進するための市町村の条例に基づく貸付制度であり、県では制度の趣旨に沿って適正な審査をした上で貸付けを行うとともに相談の際には丁寧に説明を行うよう依頼しています。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 7)特定被災地交通確保調査事業の改善・拡充を求め、防集団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保すること。ワンコインバスやデマンドタクシーなど、きめ細かい対策を講じること。</p>	<p>特定被災地公共交通調査事業については、応急仮設住宅に加え、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とするよう国に対し要望を行っており、今後も引き続き働きかけていきます。 また、県としては公共交通活性化アドバイザーの派遣などにより、被災地の公共交通の構築を支援するとともに、コミュニティバスやデマンド交通の実証運行等への支援などにより、市町村と連携しながら被災地における適切な公共交通体系の構築を進めていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保に更なる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 1)住宅の建設費が地元業者の場合、震災前と比べて約10万円、20%も上昇しています。30坪なら300万円の負担増です。大手ハウスメーカーでは坪単価70万～80万円となっています。被災者の住宅再建に、県独自の被災者住宅再建支援事業(現行100万円、市町村と共同、11月末現在9,024件)の実施期間については、2020年度となっていますが、それ以後の住宅再建も予想されることから必要に応じて延長すること。</p>	<p>県では、これまで国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充について繰り返し要望してきたところですが、国では依然として慎重な姿勢をとっているところです。このため、県では、復興基金を財源に、市町村と共同で最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」や「生活再建住宅支援事業」を実施していますが、厳しい財政状況の中で、県独自での更なる措置の拡充は極めて厳しいものと認識しており、国に対して、被災者生活再建支援金の増額について引き続き強く要望していきます。 また、県では、被災者住宅再建支援事業費補助金に係る事業実施期間について、平成30年2月に、2020年度まで2年間の延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業実施期間の延長について検討します。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保に更なる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 2)県の生活再建住宅支援事業費補助(バリアフリー・県産材活用への補助)の実施期間(2020年度)を延長し、被災者の要望がある限り事業を継続すること。</p>	<p>被災者住宅再建支援事業費補助金及び生活再建住宅支援事業に係る事業実施期間について、平成30年2月に、2020年度まで2年間延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業実施期間の延長について検討します。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保に更なる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 3)地元業者と県産材活用による岩手県地域型復興住宅や山田町など市町村独自の取組の普及を図ること。</p>	<p>県では、民間団体や県を含む行政機関等からなる岩手県地域型復興住宅推進協議会を通じて、地元業者が作成したモデルプランの周知を行うとともに、住宅再建に関する相談会の開催などにより、地域型復興住宅の普及を図っています。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保に更なる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 4)災害公営住宅家賃の低所得者に対する国の軽減策が6年目から逡減することに伴い、県・市町村の独自の軽減策の周知と活用を徹底すること。復興の担い手でもある収入超過者に対する独自の家賃軽減策を講じること。</p>	<p>県では、入居者の方からの申請により、期間を設けずに東日本大震災特別家賃低減事業とほぼ同様の家賃を減免する独自の制度を定めており、この制度を入居者の方へ周知の上、対応していますが、災害公営住宅を管理している沿岸の市町村においても、県と同様の減免制度を定めていると聞いていることから、県の取組について情報共有していくこととしています。 また、収入超過者に対しては、平成30年4月から最も早期に建設し、かつ、最も低廉となる県営災害公営住宅の平成30年度近傍同種家賃を、全ての県営災害公営住宅の割増家賃算定の上限額と定め、それぞれの住宅の近傍同種家賃により算定される本来の割増家賃との差額を減免することとしています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保に更なる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 5)災害公営住宅の自治会の確立と活動を支援し、コミュニティ確立のために入居者名簿を提供すること。規模の大きい災害公営住宅の集会室・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために支援員を配置すること。市民交流プラザの取組を広げること。集会室にはテレビ、椅子・机、ストーブ、カラオケセット等を設置し、入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。応急仮設住宅の空き室は正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。</p>	<p>災害公営住宅の集会室には、入居開始後速やかに集会や趣味の会等に使用できるよう、長机、座布団、ホワイトボード、石油ストーブ等の備品を整備しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>災害公営住宅については、平成30年10月末現在で入居済みの団地数170か所のうち、141か所、82.9%で自治会が組織されており、残りの29か所についても、自治会の設立に向けた準備が行われています。また、自治会が組織されていない団地においても社会福祉協議会や民間団体等が住民同士の交流を図るための支援を行っていると聞いています。</p> <p>また、県が把握している県営災害公営住宅の入居に関する情報のうち世帯構成などの情報については、個人情報保護の観点も踏まえ、入居者の同意が得られたものについて、自治会からの要請に応じて提供する支援も行うこととしています。</p> <p>災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会が配置する生活支援相談員のほか、市町村が雇用する支援員等が、巡回により行っていますが、県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう、平成28年度に拡充された被災者支援総合交付金の活用を含め要請してきており、陸前高田市においては災害公営住宅に市民交流プラザを設置したほか、釜石市においても生活応援センターの一部を災害公営住宅に併設するなど工夫しているところであり、引き続き、見守り及びコミュニティ形成の支援体制の構築に、市町村とともに取り組んでいきます。</p> <p>また、応急仮設住宅の帰省客の利用については、集会所や談話室を利用することについては、市町村や自治会の判断により可能である旨助言しているところです。</p>	<p>復興局</p>	<p>生活再建課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保に更なる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 6)金融庁・東北財務局の通知(2013年12月10日)に基づき、「個人版私的整理ガイドライン」の周知徹底を図ること。相談・申請の3分の2が排除されている住宅の二重ローンの解消は11月末現在、相談件数1,142件(前年比プラス22件)、債務整理成立件数365件(+4件)にとどまっています。申請者の多数が対象となるよう改善を求めること。</p>	<p>「個人版私的整理ガイドライン」については、県においても、「暮らしの安心ガイドブック」により周知を図るとともに、沿岸4地区に設置している被災者相談支援センターにおいて弁護士が相談に応じているほか、相談員が情報提供を行っています。 なお、被災者のいわゆる二重ローン問題を解決するためには、制度の運用の見直しはもとより、法整備を含む新たな仕組みの構築が必要であることから、これまでも国に対し要望してきたところであり、引き続き、国が積極的に対応するよう要望していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅱ、被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保に更なる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 7)仮設住宅の空き室については、Uターン・Iターンしてきた人や家族等も活用できるように、県としても積極的に取り組むこと。(11月末実績、5市町149戸)、災害公営住宅の空き室については、今後の入居見通しを踏まえて一般入居も検討すること。</p>	<p>応急仮設住宅の空き室利用については、国と協議し、応急仮設住宅の集約化・撤去の妨げにならせず、入居者のコミュニティ維持に支障が生じないことを条件に、平成26年度から目的外使用として、地元に戻りたいが被災し住む家がない方や、被災地で就職し定住を希望しているものの住む家がない方などが、許可を得、使用料を支払って居住することができることとなっています。</p>	復興局	生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を 1)グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう継続・拡充すること。商業者グループや小規模事業者グループも申請し、採択されるよう具体的な支援を強化すること。前払いなどの措置を徹底すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。来年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。グループ補助に準じた小規模事業者に対する支援策を講じること。</p>	<p>グループ補助事業については、事業再建・本設移行を希望する事業者が補助金を活用できるよう、商工指導団体と連携して、復興事業計画の作成や計画の熟度を高めるための支援を行っています。 交付決定事業者には、資金調達の負担を軽減し、補助事業を迅速に進められるよう、前金払いにもきめ細かく対応しています。 また、事業者が抱える経営課題の解決を図るため、商工指導団体と連携して、専門家による指導助言など支援策を講じているところです。 国に対しては、事業の継続のため予算措置を講じるよう要望し、平成31年度政府予算に計上されたところです。 グループ組成が困難な小規模事業者にも、認定済みグループに追加することによりグループ補助金を活用することが可能です。 事業者単独での申請でも補助金の活用が可能な制度として、沿岸地域の市町村と連携して、事業者の復旧経費に対する補助事業を実施しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>2)二重債務解消の取組(岩手県産業復興相談センターの債権買取110件、と東日本大震災事業者再生支援機構166件)の継続を求めること。5年後の債権買い戻しについては経営状況を見て柔軟に対応すること。高度化スキーム貸し付けの返済についても経営状況を見て柔軟に対応すること。</p>	<p>二重債務解消の取組については、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間が2021年3月まで延長されたほか、岩手産業復興機構の投資決定期間についても2020年3月まで延長されたところ。また、岩手県産業復興相談センターでは、債権買取等を実施した事業者に対し訪問によるフォローアップを行い、関係機関と連携して事業計画の再策定や債務返済の条件変更を行うなど事業者の経営状況に沿った支援をしているところ。また、高度化スキーム貸付の返済については、災害、経済事情の著しい変動その他特別な事情により、償還が著しく困難となった貸付先については、償還猶予等の条件変更の相談をお受けしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>3)仮設店舗(商業者)入居者は9月末現在226事業者となっており、本設移行した事業者は365事業者、休廃業は138事業者となっています。引き続き本設移行への支援を強化するとともに、無償譲渡など営業継続への支援を強化すること。無理に退去を迫ることのないよう親身な支援を行うこと。</p>	<p>仮施設有効活用等事業が継続されることで、市町村が引き続き被災事業者を支援したり、施設の譲渡等を検討することが可能となるため、市町村と連携して仮施設有効活用等事業の継続を国に要望し、2020年度末まで延長されたところ。また、高度化スキーム貸付の返済については、災害、経済事情の著しい変動その他特別な事情により、償還が著しく困難となった貸付先については、償還猶予等の条件変更の相談をお受けしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>4)三陸チャレンジ推進事業は若者の起業や第二創業の取組で、3年間で75事業者を支援し約200人の雇用効果を上げていることから、継続・拡充をすること。</p>	<p>さんりくチャレンジ推進事業は、復興まちづくりに合わせたなりわいの再生を図るため、被災地において起業や新事業活動を行おうとする者に対し、事業計画の策定から起業等に要する初期費用、クラウドファンディングによる資金調達や販路開拓までを総合的に支援しているところですが、被災地においては、土地区画整理事業等の進捗状況によりいまだ事業再開に至らない事業者や、本事業により起業等を行ったものの計画どおりに事業が進捗していない事業者等、引き続き支援が必要な事業者が見込まれます。このため、平成31年度は事業内容を一部見直し、さんりくなりわい創出支援事業として、新商品等品評会開催による商品開発の支援やクラウドファンディングによる資金調達、雇用の促進を図りながら、引き続き、起業等に対する支援を行っていきたく考えています。</p>	復興局	産業再生課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>5) 県の中小企業被災資産復旧費補助については、内陸の被災事業者も対象に拡充し、継続実施すること。テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。</p>	<p>東日本大震災津波では、特に沿岸区域の事業者が甚大な被害を受けており、地域経済の早期再生を図るため、被災資産の復旧を迅速に進める必要があることから、中小企業被災資産復旧費補助については、沿岸地域の市町村を対象としているものです。</p> <p>テナントで被災した事業者については、共同店舗に入居する場合等にグループ補助金の利用が可能のほか、所有していた設備等の復旧費用は中小企業被災資産復旧費補助金の対象となります。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を</p> <p>6) 県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員を図ること。復興に必要な職員の確保に取り組み、任期付き職員、全国からの応援職員の確保に努めること。応援職員の健康と心のケア対策を一層強化すること。任期付き職員の待遇改善と正職員への登用を進めること。</p>	<p>東日本大震災以降、増大する業務に対応するため、新採用職員の採用数を拡大しているほか、任期付職員や再任用職員の採用、各都道府県等からの応援職員の受け入れなどを行っており、引き続き、多様な方策による人員確保に取り組んでいきます。</p> <p>任期付職員のうち、勤務成績が優秀で、一定の要件を満たしている職員については、任期更新時に主任への任用を行うとともに、平成28年度から任期の定めのない職員として採用する選考試験を実施しているところです。</p> <p>また、他自治体からの応援職員の健康管理については、健康診断結果に問題があった職員や長時間労働による健康障害が懸念される職員に対し、産業医による指導や個別相談を実施していきます。</p> <p>あわせて、心のケア対策として、全員を対象としてメンタルヘルスチェックを行い、その結果に応じて、精神科嘱託医や臨床心理士による巡回メンタル健康相談や健康管理サポート研修等を行うなど、関係課が連携して応援職員のフォローアップ等に取り組んでいきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>2、国の漁業法改悪に抗して、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>1) 国の漁業法改悪に対し、漁場に混乱をもたらす企業の進出は認めないこと。漁民の多様な声を反映する海区漁業調整委員会の制度を守ること。漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再建整備と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めること。</p>	<p>改正漁業法は「適切な資源管理と水域の適切かつ有効な活用」を趣旨として策定されたものと承知しています。国は、今後、漁業権を取得できる者の基準など、施策の具体化に向け、関係者の意見を聞きながら進めていくとしていることから、県では、漁協や漁業者などの意向をきめ細かに把握し、これに沿った施策が展開されるよう、引き続き、国へ働きかけていきます。</p> <p>水産業の復興に向けては、漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んできたところであり、引き続き、水産業共同利用施設の復旧・整備を支援するとともに、復旧した施設等の有効活用を推進するほか、漁獲から流通・加工までの一貫した高度衛生品質管理体制の構築等に取り組み、水産物の販路の回復・拡大を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>海区漁業調整委員会制度については、漁業調整委員会の全国団体である全国海区漁業調整委員会連合会から国(水産庁)に対して、「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構を堅持すること」や「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保」等について要望書を提出(平成30年6月25日)しています。</p> <p>引き続き、制度の運用により水面の総合的な利用調整に努めていきます。</p>	岩手海区漁業調整委員会事務局		B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>2、国の漁業法改悪に抗して、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>2)サケ資源の減少の科学的調査を進め、放流事業の改善等を含め、サケ資源の確保を進めること。アワビ・ウニの不漁対策とホタテ等の貝毒の科学的調査と対策を強化すること。</p>	<p>サケについては、資源の早期回復を図るため、健康な稚魚の放流に向け、増殖事業の関係団体と連携しながら、飼育池ごとの適正な飼育管理や適期・適サイズ放流の徹底や新たな種苗生産技術の開発などに取り組んでいきます。</p> <p>アワビについては、資源の回復に向け積極的な種苗放流を推進するとともに、適切な放流方法の普及等を指導していきます。ウニについては、餌不足による身入りの悪化を解消するため、藻場を維持するための漁獲の促進や移植など、生息密度のコントロールを指導していきます。</p> <p>貝毒については、県漁連等による、更なる基準緩和に向けた取組を支援するとともに、水産技術センターを中心に貝毒の発生予測や、毒化したホタテガイなどの毒値を下げる技術の開発・確立を目指し、試験・研究を進めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 2、国の漁業法改悪に抗して、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を 3)サケ、サンマ、スルメイカの大不漁と原材料費の高騰に対する緊急対策を講じ、原材料確保への支援を行うこと。</p>	<p>サンマやスルメイカなどの資源については、国の調査研究機関との連携を図り、漁況情報の迅速な提供とともに、資源管理の取組の徹底を図っていきます。また、漁業者の資源管理の取組を支援するとともに、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策により、減収リスクの低減を図っていきます。</p> <p>原材料の高騰に関しては、原料調達コストの安定化のため、地元漁協や市町村と連携し、まき網漁船などの地元魚市場への誘致のほか、国の補助制度の活用による原料調達などを促進していきます。また、復興シーフードショーや各種商談会により、原料調達コストを製品価格として転嫁できる高付加価値製品の開発を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 2、国の漁業法改悪に抗して、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を 4)養殖施設の整備(17,428台、目標の99.7%、震災前の65.6%)を踏まえ、養殖生産回復のため、漁業者の確保と漁場利用の見直しと活用を進めること。</p>	<p>これまでに養殖施設の整備は完了しましたが、施設数は震災前の水準には回復しておらず、生産量も平成30年産のワカメ養殖生産は、約1万4千トンと震災前の6割にとどまっています。県では、「岩手県漁業担い手育成ビジョン」に基づき、担い手の確保・育成を進めるほか、養殖生産の効率化に向けた生産の見える化や漁協自営養殖の推進などの取組を支援するとともに、生産技術の改良や種苗生産技術の普及指導により、安定的な養殖生産を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 2、国の漁業法改悪に抗して、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を 5)ワカメ等の風評被害対策を強化し、再生産可能な価格対策を講じること</p>	<p>ワカメの市場価格は、生産者や水産関係団体等と連携して県産ワカメの安全・安心や品質の高さをPRしてきた結果、震災前の水準に回復しているところです。県としては、実需者等に対し、県産ワカメ等が安全・安心で高品質であることを引き続きPRし、更に販路拡大を図る必要があると考えています。</p> <p>このため、県では、首都圏等において「黄金の國、いわて。」応援の店(応援店)の登録拡大を図るとともに、応援店のシェフなどによる産地見学や商談会の開催、応援店の来店者などに向けたリーフレットの作成・配布等を行っています。</p> <p>今後も、関係者と連携しながら県産ワカメ等の評価を高め、販路拡大につながるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	流通課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 2、国の漁業法改悪に抗して、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を 6)大不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、経営の規模が小さく収入も不安定なことから、減収補てんを受けられる国の経営安定対策事業の導入や、ケガニやミズダコなどの資源管理の取組を支援するほか、県の地先資源の調査及び解析体制を充実し、資源管理対象魚種を増やすとともに、各魚種の資源量予測制度を向上させ、経営の安定化を支援していきます。 また、天然資源を利用する漁業であり、水揚量や魚価の変動が大きく、水産資源を管理し、漁業秩序を維持することなどが重要であるため、県としては引き続き、漁業調整、漁業取締などの業務に取り組みます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 2、国の漁業法改悪に抗して、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を 7)水産アカデミーの取組をはじめ、漁業担い手対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県は、平成28年3月に「岩手県漁業担い手育成ビジョン」を策定し、市町村などの関係機関と漁業担い手の確保・育成に係る目指す姿などを共有し、役割分担を明確化したうえで、担い手対策を推進しているところです。 また、漁業就業希望者の地域への定着を促進するため、平成31年度から「いわて水産アカデミー」を開講し、就業に必要な知識・技術の習得を支援することとしています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保</p> <p>2、国の漁業法改悪に抗して、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を</p> <p>8)固定資産税の減免の継続など漁協・漁民に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。</p>	<p>震災後、漁協が取得した漁船、漁具、漁網、加工施設等は、地方税法及び復興特区法に基づいて固定資産税が一定期間減免されており、県市長会等において、漁協を含む被災事業者の支援と再建を図る目的から、固定資産税の課税免除期間の延長や2020年度までとする特例措置の期限延長などを要望しているところです。また、地方税の課税免除について、国による減収補填割合の引下げが予定されていることから、市町村の財政負担が増すことのないよう、県としても、平成30年6月、国に対して補填割合を継続するよう要望したところであり、その結果、平成31年1月25日付け復興庁事務連絡により、平成31年度以降の投資分について、沿岸地域の市町村に限り、現在の補填割合を継続することとされています。</p> <p>水産業復興特区(漁業権の免許に関する特別措置)については、本県水産業が沿岸地域の集落を形成し、地域コミュニティの中心となって発展してきた歴史を踏まえ、水産業の中核をなす漁協を中心として、漁業、養殖業の復興に取り組んでいます。</p>	<p>政策地域部</p> <p>復興局</p> <p>農林水産部</p>	<p>市町村課</p> <p>産業再生課</p> <p>団体指導課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 2、国の漁業法改悪に抗して、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を 9)被災した108漁港の早期再建整備に取り組むこと(県管理漁港は31漁港完了)。</p>	<p>被災した108漁港全てで本格的な復旧工事に着手しており、平成31年1月末までに107漁港で復旧が完了しています。引き続き、関係市町村や漁業協同組合などと緊密に連携しながら全ての漁港の復旧が完了するよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅲ、なりわいの再生と働く場の確保 2、国の漁業法改悪に抗して、沿岸被災地の基幹産業である漁業・水産業の再建を 10)被災農地、沿岸725ha(復旧対象農地面積545haのうち511ha完了、93.8%、10月末)の早期復旧と整備に取り組むこと。陸前高田市の台風被害による園芸団地撤退の対策を支援すること。</p>	<p>陸前高田市の台風被害による園芸団地撤退に係る雇用対策については、関係機関と引き続き情報収集に努めるとともに、離職者の再就職の雇用相談、離職者向け職業訓練の情報提供、離職者支援制度(離職者対策資金貸付等)の活用を図っていきます。</p> <p>東日本大震災津波で被災した沿岸部では、復旧対象農地545haのうち、平成30年12月末までに513haの復旧が完了しています。 残りの32haについては、平成31年春の営農再開を目指し、着実に工事が完了するよう、引き続き、復旧・整備を進めていきます。 また、陸前高田市の台風被害を受けた園芸団地については、撤退後の跡地が有効活用されるよう、所有者である市の意向を踏まえ、必要な支援を講じていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅳ、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること 1)大槌病院、山田病院の再建に続き、県立高田病院の2018年3月の開院を踏まえ、医師・看護師確保に全力で取り組み、地域医療の充実と連携に取り組むこと。</p>	<p>県立高田、大槌、山田病院の医師の確保については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いています。 県においては、引き続き関係大学等に対する医師の派遣要請を進めていくほか、即戦力となる医師の招聘に当たっては、過去に復興支援などで本県に勤務していただいた方の人脈を生かした招聘に重点的に取り組んでいきます。 看護師確保対策については、医療局独自に看護職員就職説明会を開催しているほか、県内外の就職セミナー等への参加や、看護師養成校への訪問などを積極的に行いその確保に努めていきます。 また、地域医療連携については、患者の動向や圏域内の医療機関の役割分担を踏まえながら、必要な体制の整備に努め、連携に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農村建設課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅳ、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること 1)大槌病院、山田病院の再建に続き、県立高田病院の2018年3月の開院を踏まえ、医師・看護師確保に全力で取り組み、地域医療の充実と連携に取り組むこと。</p>	<p>県立高田、大槌、山田病院の医師の確保については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いています。 県においては、引き続き関係大学等に対する医師の派遣要請を進めていくほか、即戦力となる医師の招聘に当たっては、過去に復興支援などで本県に勤務していただいた方の人脈を生かした招聘に重点的に取り組んでいきます。 看護師確保対策については、医療局独自に看護職員就職説明会を開催しているほか、県内外の就職セミナー等への参加や、看護師養成校への訪問などを積極的に行いその確保に努めていきます。 また、地域医療連携については、患者の動向や圏域内の医療機関の役割分担を踏まえながら、必要な体制の整備に努め、連携に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室 職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>2)被災した民間医療機関の再建への支援を強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。</p>	<p>被災した医療提供施設の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助事業の対象とならない被災医療提供施設については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開等に要した経費に対する補助のほか、医療機関の早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。</p> <p>平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築を支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>3)被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備を図るとともに、介護職員など人材の確保に努めること。</p>	<p>被災した医療提供施設の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助事業の対象とならない被災医療提供施設については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開等に要した経費に対する補助のほか、医療機関の早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。</p> <p>平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築を支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>IV、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>4)被災した障がい者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。</p>	<p>本県では、平成25年度から、被災により受注先や製品の販路を失うなど、多大な影響を受けた障がい者就労支援事業所に対し、専門アドバイザーの派遣や研修会の開催等、運営の安定化、商品力向上、販路拡大等に向けた支援を実施しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を</p> <p>1)中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりは、これからの正念場を迎えます。前例のない取組となることから、国・県・市町村が総力を挙げて取り組むとともに、事業者・住民を主体に、専門家の支援も強化すること。</p>	<p>中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりについては、グループ補助金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用により、商店街の再構築や共同店舗を新たに設置しようとする場合は、事業計画の作成、計画の着実な実施及び適切な運営管理ができるように、また、本設置後も持続的に発展していくことができるように、専門家などを派遣して支援しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を</p> <p>2)都市再生区画整理事業などのまちづくりに当たっては、区画整理された土地の有効活用に向けて、空き地バンクなどの取組を支援し、新たな中心市街地の形成とコミュニティの確立に取り組むこと。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。</p>	<p>現在、被災市町村では、住民との合意形成を図りながら、早期の住宅再建に向けて防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業を進めているところです。区画整理された土地の有効活用に向けては、空き地バンク制度など、市町村の先進的な取組事例について担当者会議などを通じて情報共有を図るなど、引き続き、土地利用の促進を図っていきます。</p> <p>また、県では、まちづくり協議会等の住民団体からの要請に基づき、まちづくりの専門家をアドバイザーとして派遣する「復興まちづくり活動等支援制度」を平成24年度に創設し、住民主体のまちづくり活動を支援しています。</p>	県土整備部	都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を</p> <p>3)防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ2年となっているが、民法上の10年に見直すこと。区画整理上は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようにすること。</p>	<p>防災集団移転促進事業における土地の売買契約の瑕疵担保責任については、平成27年度末に関係市町村に適切に対処するように文書で依頼をするとともに、復興まちづくり事業に係る各市町村の担当課長会議を開催するなどして、期間や課題等に係る必要な対応を要請しています。</p> <p>土地区画整理事業は行政処分で行うため、契約書がなく瑕疵担保責任が生じませんが、飛び換地などで以前住んでいた場所と違う場所に換地される場合には、民法を類推適用することで瑕疵担保責任を問えることとなっており、仮に土地に不具合が生じた場合には、防災集団移転促進事業と同様に適切に対応する旨、市町村から聞いています。</p>	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を</p> <p>4)復興にかかる埋蔵文化財調査の体制を強化し、専門職員の確保に努め発掘調査の効率化を図ること。</p>	<p>復興にかかる埋蔵文化財調査については、これまで専門職員の新規採用やOB職員の再雇用に加え、他道府県からの職員派遣等によりその体制を強化し、高台移転や復興道路等の発掘調査を鋭意進めてきたところですが、これらの発掘調査がほぼ終了したことから、今後は市町村教育委員会が実施した発掘調査にかかる整理作業や、小規模な発掘調査について支援の継続に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 5)防潮堤、水門の整備については、地域住民の十分な協議と多面的な検討を行い、住民合意を大前提に、必要なら見直しを行うこと。</p>	<p>計画から工事着手まで、市町村が行う復興計画等の説明会や市町村と連携しながら事業説明会等において、地域の理解を得ながら進めてきています。市町村からも、復興まちづくりにあわせて、防潮堤、水門を一刻も早く完成してほしいとの考えが伝えられており、防潮堤、水門の早期復旧・整備に取り組んでいます。なお、防潮堤、水門の高さは、まちづくりと密接に関連するものなので、今後はまちづくり計画(嵩上げの高さを変える等)の大幅な変更がない限り、見直す予定はありません。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>V、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 6)「用地取得についての特例措置」について、積極的に活用するとともに、更なる改善を国に求めること。</p>	<p>用地取得の特例制度の活用については、平成26年5月に部局横断組織の用地取得特例制度活用会議を設置し、積極的な県事業の推進と市町村事業の実務支援により、用地取得の迅速化が図られてきたところであり、一日も早い復興のため、引き続き取り組んでいきます。 また、更なる改善については、国に対して、将来見込まれる大災害に備えるため、復興に要する土地等の私有財産の制限のあり方について検討を進めるよう提言しているところです。</p>	<p>復興局</p>	<p>まちづくり再生課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧と三陸鉄道一貫経営の積極的活用、被災地公共交通の確保を 1)JR東日本の責任でJR山田線の早期復旧を行うよう求めること。JR大船渡線については、地元の要望を踏まえたBRTの運行の改善を図ること。全線開通80年の歴史を踏まえ、鉄道での復旧について再検討を求めること。気仙沼駅・陸前矢作駅間の鉄道での運行再開を求めるとともに、新幹線への合理的な接続など住民の要望に応えたBRTの運行を確保すること。</p>	<p>JR山田線(宮古・釜石間)については、JR東日本による復旧工事が完了し、平成31年3月23日に三陸鉄道に移管され、三陸鉄道リアス線として盛から久慈までの一貫運行が開始されたところです。 JR大船渡線については、BRTによる本格復旧がJR東日本と沿線自治体等の間で合意されたところです。また、JR大船渡線の気仙沼から陸前矢作間のみ鉄路で復旧させた場合、十分な運行本数が確保できないなど、持続的な地域公共交通の役割を果たせなくなるおそれがあることから、JR東日本においては、運行再開は行わない旨の考えが示されました。 JR大船渡線BRTの新幹線駅へのアクセス改善や利便性の向上等については、沿線市がJR東日本に対し要望し、改善に向けて協議していると聞いており、県としては沿線自治体の意向が反映されるよう、必要な支援を行っていきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧と三陸鉄道一貫経営の積極的活用、被災地公共交通の確保を</p> <p>2)三陸鉄道の一貫経営を積極的に活用し、新駅設置を含め被災地公共交通の基軸として活用する取組と運動を進めること。</p>	<p>三陸鉄道に対しては、地域の基幹交通として、これまでも県と市町村が連携して支援を行ってきたところであり、三陸鉄道リアス線一貫運行を契機とし、三陸防災復興プロジェクト2019等の大規模な行事とタイアップしながら、三陸鉄道の利用促進を図っていきます。</p> <p>また、三陸鉄道の持続的な運営を確保するため、平成31年1月に一貫運行に向けた「鉄道事業再構築実施計画」を策定し、関係市町村と連携しながら、利用の拡大に努めていくこととしており、新駅の設置や駅を中心としたまちづくりの推進により利用者増を図るほか、県、沿線市町村等で構成される利用促進協議会などを通じて、マイレール意識を醸成するなど、モビリティ・マネジメントの活用により、県民意識の変化を促しながら地元利用の促進を図るとともに、三陸鉄道「リアス線」としての一貫運行のメリット等を活かした県内外からの誘客に向けた取組への支援を行っていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧と三陸鉄道一貫経営の積極的活用、被災地公共交通の確保を</p> <p>3)JR山田線の土砂崩落・脱線事故の復旧を踏まえ、利用しやすいダイヤの改正をJR東日本に強く求めるとともに、宮古市・盛岡市と協力して利用促進を図ること。</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映することにより、利用者の利便性向上を図ることが重要であると考えています。</p> <p>JR線のダイヤ改正については、毎年度、市町村等の要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望書を提出しており、引き続き、地域の意向をJR東日本に要望していきます。</p> <p>また、利用促進についても、引き続き、関係者と協力しながら検討していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>VI、JR大船渡線・山田線の早期復旧と三陸鉄道一貫経営の積極的活用、被災地公共交通の確保を</p> <p>4)特定被災地公共交通調査事業(上限6000万円)は、7市町村で活用しているが、仮設住宅を経由することが条件となっており、高台団地や災害公営住宅と病院や市街地を結ぶ交通確保にも取り組めるように改善と拡充を強く政府に求めること。</p>	<p>特定被災地公共交通調査事業については、応急仮設住宅に加え、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても幅広く補助対象とするよう国に対し要望を行っており、今後も引き続き働きかけていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>VII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>1)県として、子どもの医療費助成を来年度から小学校まで拡充するとともに、中学校までの現物給付化を目指すこと。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議の上、助成対象を小学生の入院まで拡大してきたほか、2019年8月からは、現物給付の対象を小学生まで拡大することとしたところです。</p> <p>対象者の範囲を更に拡大した場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p> <p>また、現物給付の対象拡大に当たっては、新たに国民健康保険の国庫負担金等に減額調整措置が発生することや、医療給付費の増加が懸念されるなどの課題があることから、市町村の意向を十分に踏まえて慎重に検討する必要があります。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>VII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>2)県立高田高校のグラウンド整備を含めできるだけ早期に行うこと。通学やクラブ活動などの交通の確保を行うこと。</p>	<p>県立高田高校の第二グラウンドについては、応急仮設住宅が撤去され、復旧整備が完了したところであり、第一グラウンドについては、平成31年度に本整備を実施することとしていることから、引き続き、早期復旧に向けた必要な取組みを進めながら関係機関との調整を図っていきます。</p> <p>通学バスについては平成27年4月の新校舎の供用開始をもって運行を終了したところですが、クラブ活動の交通確保については、引き続き新校舎と旧大船渡農業高等学校グラウンド等の部活動場所の間を移動するためのスクールバスを運行し、クラブ活動を行う生徒を支援していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>3)仮設住宅から通学する児童・生徒は小学校190人(前年比マイナス586人、中学校115人(−382人)、高校145人(−456人)、特別支援学校12人となっており、県が実施委託している放課後の学習支援(子どもたちの未来をつくる「学びの部屋」実行委員会)は陸前高田市など5市町村、21か所、305人が登録(17年度実績)の取組となっています。小中一貫校や統廃合計画については、地域住民による十分な協議と合意を踏まえて行うこと。</p>	<p>放課後の学習指導については、児童の放課後の居場所を確保するため、「放課後子供教室」を25市町村において114教室開設しており、体験活動や交流活動、学習活動等を行っています。このほか、中高生の放課後及び週末の学習支援を5市町村13か所において行っています。引き続き、指導者の研修機会の提供や実践事例の紹介等を通して活動の充実に努めていきます。</p> <p>(B)</p> <p>また、小中一貫教育の導入や小中学校の統廃合については、児童生徒の健全やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要であると考えており、被災地の学校においても設置者である市町村が策定する復興計画等の進捗状況に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。(S)</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課 学校教育課	B 実現に努力しているもの S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>VII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>4)被災地への教員の加配措置(2018年度、小中で131人、高校で35人)を継続し、スクールカウンセラー(2018年度巡回型カウンセラー12人)、スクールソーシャルワーカーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取組を強化すること。教員等の宿舍の確保に努めること。</p>	<p>被災地への教員の加配措置について、本県においては、国から措置される復興加配を被災地等の小中学校等に配置し、児童生徒の心のケアに努めているところです。復興加配の今後の措置については、国に対し被災地の状況を説明しつつ、その継続を求めています。(B)</p> <p>また、スクールカウンセラーの配置について、平成31年度は、被災地への巡回型カウンセラー13人の継続配置に努めるほか、スクールカウンセラー配置校の拡充に努めています。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーの配置等に努めています。(B)</p> <p>教員等の宿舍の確保については、沿岸部の教職員公舎の入居率が、内陸部に比べ高い状況が続いていることなどを踏まえ、必要な住宅の確保に向け東日本大震災津波で被災した高田高校及び大槌高校の教職員公舎の復旧整備を進めてきたところであり、高田高校については復旧が完了し、大槌高校は平成31年度に完了する予定です。(A)</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校調整課 教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>VII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>5)被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(2018年度364人)の拡充を図ること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、平成30年度100人)、大学等進学支援一時金給付(159人)の活用を図ること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。</p>	<p>いわての学び希望基金奨学金給付事業については、平成30年度から給付額を増額するとともに、給付対象を大学院生まで拡大したところです。平成30年度新設した大学等進学支援一時金給付事業と併せて対象者への周知を図り、必要な支援を継続していきます。</p> <p>また、被災高校生を対象とした奨学金制度については、対象者への周知を図るとともに、奨学金を必要とする高校生等が解消されるまで継続するよう国に要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>VII、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を</p> <p>6)震災孤児(94人)・遺児(489人)に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。</p>	<p>被災孤児・遺児に対する支援については、児童相談所の職員や、沿岸広域振興局に配置している「遺児家庭支援専門員」が家庭訪問等により、各種支援制度の周知やきめ細かな相談支援を行うとともに、必要に応じて、子どものこころのケアに努めています。</p> <p>また、児童相談所の体制強化については、改正児童福祉法に対応した人員配置を行っていきます。</p> <p>養育里親支援については、国が発表した「新しい社会的養育ビジョン」において、里親への包括的支援体制の抜本的強化が示されたことから、今後、国が発出を予定している通知に基づき取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>Ⅷ、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を</p> <p>1)陸前高田市に整備している高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓と復興の姿を国内外に発信・伝承する施設として積極的な活用を図ること。県内の震災遺構の保存と活用に取り組み、ネットワーク化を図ること。</p>	<p>県が整備する復興祈念公園については東日本大震災津波伝承館の開館時期にあわせて公園の一部区域の供用を開始することを目指して工事を進め、震災の事実と教訓を後世に伝承する施設として活用していきます。</p> <p>東日本大震災津波伝承館については、ラグビーワールドカップ2019™釜石開催までに開館できるよう準備を進めており、震災の事実と教訓を後世に伝承する施設とする予定です。</p> <p>県内の震災遺構においては、宮古市の「たろう観光ホテル」が、震災遺構としての保存に必要な工事を行い、被災地ツアー等に活用しているほか、他の複数の市町村においても、震災遺構としての保存に向けた調査事業等を行っているところ。</p> <p>また、国土交通省東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市で組織する震災伝承ネットワーク協議会では、各地における震災伝承をネットワーク化し活用する、「3. 11伝承ロード」の取組を推進しているところ。</p>	<p>県土整備部</p> <p>復興局</p>	<p>都市計画課</p> <p>まちづくり再生課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>Ⅷ、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を</p> <p>2)震災遺構等を生かした教育旅行、研修旅行、復興応援バスツアー・三鉄ツアーの取組を強化し、交流人口の拡大に努めること。</p>	<p>県では、震災・防災学習を目的とした教育旅行や企業研修旅行を沿岸地域の観光振興の柱とするため、教育旅行誘致説明会への参加や企業研修誘致説明会の開催、教育旅行関係者や企業研修担当者の招請、教育旅行の事前学習への震災語り部の派遣など、沿岸地域への誘客拡大に向けた取組を進めているところ。</p> <p>また、三陸地域へのバスツアーに対する運行支援や、三陸鉄道を組み込んだ旅行商品の造成の促進に取り組んでいるところであり、今後においても、三陸DMOセンターをはじめとする幅広い分野の関係者との連携を強化し、三陸沿岸地域をはじめ、本県の交流人口拡大に向けた誘客の促進に取り組みます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>観光課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅷ、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を</p> <p>3)三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取組を強化すること。</p>	<p>県では、第3期復興実施計画において、将来にわたって持続可能な新しい三陸地域の創造を目指す「三陸創造プロジェクト」の一つとして、三陸ジオパークの推進をはじめ、定住交流人口の拡大による活力みなぎる地域づくりに向けた「新たな交流による地域づくりプロジェクト」を掲げており、平成30年度は、三陸復興国立公園や三陸ジオパークを活用したツアーの実施、三陸ジオパークに関する多言語パネルの作成など、来訪者の誘客促進や既存展示との連動による展示機能の強化を図りました。</p> <p>平成31年度においては、より活用を促進するため、三陸防災復興プロジェクト2019やラグビーワールドカップ2019™などのイベントを活用したPRや、関連ツアーの開催など、三陸地域における滞在型観光の取組の強化を図っていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅹ、応援職員の確保と2020年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること</p> <p>1)2018年度も県内外から532人の応援職員が被災市町村に派遣されました。2019年度の応援職員の必要数は陸前高田市の118人、釜石市の115人など445人となっています。必要数を確保するよう取り組むこと。</p>	<p>被災市町村への人的支援については、各種派遣スキームの活用や県外自治体への直接要請、県による職員の派遣及び任期付職員の採用・派遣などに取り組んできました。</p> <p>また、他自治体に対しては、平成25年度から被災3県合同で県外自治体への直接要請を行い、継続した派遣を依頼しているほか、平成28年度からは県外自治体等を対象とした被災自治体視察事業を実施するなど、取組を強化してきたところです。</p> <p>県としては、平成31年度も職員及び任期付職員を被災市町村に派遣することとしているほか、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組を強化するよう要望するなど、引き続き被災市町村とも連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>Ⅸ、応援職員の確保と2020年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること</p> <p>2)2020年度以降も被災者の心のケアや「孤独死」を出さない要支援者の見守りとコミュニティ確立、生業の再生と新たなまちづくりの取組など、必要な復興事業の継続と復興財源の確保を求めること。</p>	<p>県では、国の復興・創生期間の終了後においても、被災者のこころのケアやコミュニティの形成支援、本設移転後の事業者への支援など、施策の進捗状況や被災地の実態等を踏まえた事業の継続が必要と考えており、これらの財源確保のため、国に対して、平成30年6月に実施した2019年度政府予算提言・要望において、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、復興・創生期間終了後も必要な事業及び制度を継続するよう要望したところであります。</p> <p>復興庁では、平成30年12月に被災県からの要望を踏まえた「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」を公表しました。また、平成31年1月に開催された国の復興推進委員会において、国の基本方針の見直しに係る骨子案として当該期間後における復興の基本的方向性が示され、復興・創生期間後も残る課題や継続が必要な取組について、本県が国に働きかけてきたものが概ね掲載されているところです。</p> <p>当該委員会においては、本県からも、復興の推進に必要な財源の確保を含め、復興・創生期間終了後も取り組むべき課題等に関し、被災地の現状について説明したところです。今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>Ⅸ、応援職員の確保と2020年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること</p> <p>3)県・市町村が自由に使える復興基金の大幅な増額を国に求めるとともに、5省庁40事業に限られている復興交付金の改善を求め、使い勝手の良いものにする。</p>	<p>財源措置の充実については、被災地方公共団体において、今後具体化が進むまちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるように、使途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実を図るよう、平成30年6月8日に実施した2019年度政府予算提言・要望において要望しているところです。</p> <p>また、復興交付金の交付対象事業の拡大及び柔軟な制度運用についても、当該要望に併せて国に対して要望しているところです。</p> <p>今後においても、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>X、原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>1)汚染された稲わらや堆肥、牧草、ほだ木の汚染発生量は、58,666tで、処理量は34,504t、59%、保管量は24,162tとなっています。道路側溝汚泥の一時保管と処理を含め、国の責任で処理・対応するよう強く国に求めること。</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理促進に向けて、国に対し除去土壌の処理基準を早急に示すこと、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講じることについて要望しています。なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥の一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により県南3市町に対し支援することとしています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>放射性物質に汚染された堆肥、牧草、ほだ木の一時保管については、県単独事業により、一時保管施設の維持管理や牧草、ほだ木等の移動・運搬に要する経費を支援してきたところです。また、支援に要した経費については、東京電力からの損害賠償で措置しています。</p> <p>引き続き、焼却処理が終わるまでの間、適切な一時保管がなされるよう支援していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>X、原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>2)汚染された原木とシイタケの処理を早急に行い、ほだ場の除染に取り組むとともに、早期の全面賠償を行うこと。シイタケ栽培の再生にあらゆる対策を講じること。</p>	<p>県では、原木しいたけの産地再生のため、県が全額費用を負担し、原木・ほだ木・しいたけの放射性物質検査や、指標値を超過したほだ木の処理、落葉層の除去等のほだ場の環境整備を実施しています。</p> <p>また、産地や生産者個々の状況に応じた損害賠償が適切かつ速やかに行われるよう東京電力に対し申入れを行うとともに、国に対しても東京電力への指導等を要望しています。</p> <p>なお、県では、しいたけ生産者の経営を支援するため、東京電力から損害賠償金が支払われるまでのつなぎ融資や、原木購入に対する経費助成等を実施しています。</p> <p>今後も、市町村や関係団体と連携しながら、しいたけ生産者の生産再開に必要な支援を継続していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>X、原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>3)農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。</p>	<p>農用地については、文部科学省の「航空機モニタリング結果」のデータ等を利用して汚染マップを作成し、平成24年3月に公開済みです。</p> <p>森林についても同様に、「航空機モニタリング結果」を利用し、森林基本図と重ねて確認できるデータを平成24年3月に各市町村に提供しています。</p> <p>また、放射性物質の除染については、牧草地で既に完了したほか、しいたけほだ場の落葉層の除去等を進めているところです。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>X、原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を</p> <p>4)原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること。県の損害賠償請求121億円に対し支払総額は112億円で、支払い率は92.7%。農林水産物の賠償請求額478.08億円に対し支払額は466.73億円、98.0%、商工観光では82.49億円の支払い請求に対して44.57億円、54.0%となっており、早期の全面賠償を求めること。賠償金については非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。</p>	<p>県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。</p> <p>また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講じるよう要望してきたところです。</p> <p>なお、賠償金への課税については、個人が不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害について受け取る損害賠償金は原則として非課税となりますが、個人事業者が受け取る収益補償や必要経費補てんのための損害賠償金などは課税の対象となる旨、国税庁から示されています。</p> <p>県としては、東京電力が広く責任を認め、被害の実態に即した十分な賠償が行われることを第一とし、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>原発事故による商工観光事業者の損害や、県・市町村の損害については、国に対し、十分な賠償が速やかに行われるよう、東京電力を指導するなどの必要な措置について要望しているところです。さらに、県としても、直接、東京電力に対して十分かつ迅速な賠償を強く求めています。</p> <p>また、賠償金の課税については、国税庁から営業損害等に対するものについて課税対象とする旨示されていますが、東京電力に対して被害の実態に即した十分な賠償を行うよう引き続き求めるとともに、賠償請求手続の簡素化についてもその都度申入れを行っていきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>原発事故に伴う農林漁業者の損害については、風評被害を含む全ての損害に係る賠償金を早期に支払うよう、機会あるごとに、東京電力に対して強く求めるとともに、国に対しても、東京電力を指導するなど必要な措置を講じるよう要望してきたところです。</p> <p>今後も、国や東京電力に対して、被害の実態に即した十分な賠償が速やかに行われるよう求めていきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>X、原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 5)「即時原発ゼロ」の実現を目指し、原発の再稼働に反対すること。</p>	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっていることから、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。 県としては、再生可能エネルギーの導入は、地産地消によるエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであることから、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けた取組を進めているところです。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他
<p>X、原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 6)再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発送電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築を目指すこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取組を強化すること。</p>	<p>県では、岩手県地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けた施策の柱の1つとして、再生可能エネルギーの導入促進を掲げ、防災拠点や被災家屋等への太陽光発電設備等の導入促進や、自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けた支援のほか、低利融資制度による県内中小事業者の設備導入支援を行っています。 また、現在、国においては、2020年度の発送電分離に向け、電力システム改革を実施しているところであり、その状況を注視しながら、今後も再生可能エネルギーの最大限の導入が図られるよう、具体的課題に応じて必要な働きかけを行うとともに、市町村と連携した事業化の支援や、メンテナンス等関連産業への参入を目的としたセミナーの開催などにより、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進を図っていきます。 さらに、低エネルギー社会への取組については、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理の支援等のほか、住宅についても、住宅の省エネルギー性能の情報提供や、県の「住みたい岩手の家づくり促進事業」の実施などにより、一定の省エネ基準を満たす住宅の普及を図りながら、将来にわたって持続可能な低炭素社会の形成を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 1)台風第10号被災者の命と暮らしを守る対策について ①被災した住宅で避難生活をしている被災者、仮設住宅の被災者の訪問・見守りの取組を強化し、生活支援の取組と生活再建の相談を行うこと。</p>	<p>市町村では、被災者の状況把握を行い、その状況に応じた支援を実施してきたところであり、特に岩泉町では、生活支援相談員を町及び町内関係団体に配置し、被災世帯の巡回・見守りや相談支援などの取組を行っているほか、NPO法人等関係団体と協働し、多様な課題を抱える方への生活・相談支援を行っています。 県としては、応急仮設住宅から災害公営住宅等への移行を見据え、東日本大震災津波における取組や経験を参考にしながら、町や社会福祉協議会等の取組を支援していきます。 また、被災者の健康の維持・増進のため、被災市町村が必要な対策を講じられるよう支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課 健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>1) 台風第10号被災者の命とくらしを守る対策について</p> <p>②被災者の医療費免除の取組を継続するよう支援すること。</p>	<p>国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険においては、災害等により一部負担金等の減免を行った場合、一定の基準を満たした保険者に対して、減免に要した費用の8割が国特別調整交付金で交付される制度があります。国特別調整交付金の基準を下回った場合、国民健康保険については県の特別調整交付金により、減免した額の8割を交付することとしています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>2) 住宅再建・住宅確保の取組について</p> <p>①被災した住宅の補修を希望する被災者が多いことから、補修に対する支援を拡充すること。</p>	<p>全壊及び大規模半壊の住家被害を受けた被災者に対しては、被災者生活再建支援法に基づき、基礎支援金が支給され、加算支援金は、被災した自宅を補修することとした場合には、自宅を新築した場合の半額の100万円が支給されます。</p> <p>県としては、被災者の方が安心して自力再建できるよう、国に対し、被災者生活再建支援金の増額及び制度の要件緩和と充実を求めているほか、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度の創設等を要望しているところであり、今後も機会を捉え、必要な財源措置や制度改正等について要望していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	C 当面は実現できないもの
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>2) 住宅再建・住宅確保の取組について</p> <p>②被災者生活再建支援金(加算支援金)の活用を徹底すること。住宅再建・補修の相談活動を強化すること。</p>	<p>被災者生活再建支援金の加算支援金については、平成31年1月1日現在の申請件数が685件であり、基礎支援金の申請件数1,063件に対し、約6割の申請状況となっています。</p> <p>加算支援金の申請期間は2019年9月までとなっており、県としては、市町村や関係機関と連携し、支援金の早期支給に努めていきます。</p> <p>また、被災市町村においては、住宅再建の独自支援策や、生活再建全般に係る相談窓口の設置など、被災者それぞれの状況に応じた支援が行われているところであり、県としては、市町村等と連携し、被災者の方が望む生活再建が実現されるよう努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>2) 住宅再建・住宅確保の取組について</p> <p>③災害公営住宅の早期整備を行うこと。</p>	<p>平成28年台風第10号災害に係る災害公営住宅については、岩泉町が主体となって整備を進めており、県はその技術的支援並びに国費申請の支援等を行っているところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について</p> <p>2) 住宅再建・住宅確保の取組について</p> <p>④被災した生活橋(73か所)の復旧整備を寄付だけに依拠せず早期に進めること。</p>	<p>平成28年台風第10号災害により、岩泉町内の生活橋については、190か所のうち73か所が被災していますが、町においては、所有者が本復旧する場合に必要な経費の一部を補助する形で復旧を行うと伺っているところです。</p> <p>個人の資産に当たる生活橋の復旧に対し、県による独自の支援は困難であるものの、町が開設した支援募金や大手ポータルサイトにおける復旧支援募金についての企業・団体への働きかけなど、支援を行ってきたところであり、今後も支援を継続していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 3) 商工業・観光事業者への支援の強化について ① 地域なりわい再生緊急対策交付金の積極的活用を進めること。</p>	<p>地域なりわい再生緊急対策交付金は、宮古市、久慈市及び岩泉町の各市町の判断により柔軟に対応できる制度としており、市町による説明会を始めとした周知や商工指導団体等の周知により、平成30年12月末時点で3市町合わせて、545事業者の被災事業者を活用されています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 3) 商工業・観光事業者への支援の強化について ② 国の小規模事業者持続化補助金、革新的ものづくり補助金等の活用も県の交付金と併用できることから活用を進めること。</p>	<p>小規模事業者持続化補助金については、平成28年度補正予算による公募分で434件の採択を受けており、このうち台風激甚災害対策型については、平成28年台風第10号の激甚災害指定地域である宮古市、久慈市及び岩泉町の小規模事業者等を対象に、補助上限額の引き上げ等の特例措置が講じられ、133件の採択を受けています。 また、革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金については、3市町の小規模事業者等を対象に、審査時の加点などによる特例措置が講じられ、133件の採択を受けています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 3) 商工業・観光事業者への支援の強化について ③ 商工会議所・商工団体への人的支援を含め支援を強化すること。</p>	<p>県では、甚大な被害を受けた宮古、久慈及び岩泉の商工会議所・商工会が行う経営指導等に必要なマンパワーを確保するため、平成28年12月から新たに職員を増員配置し、支援してきたところです。 こうした取組により、ほとんどの被災事業者が事業再開していますが、特に甚大な被害を受けた岩泉町では、復旧工事が完了が平成30年度になる被災事業者もあったことから、平成30年度も地域なりわい再生緊急対策交付金を継続し、岩泉商工会職員の増員を維持したところです。 商工指導団体が被災事業者の支援に重要な役割を担っており、引き続き、早期事業再開や経営の安定化に向けた伴走型の経営支援に必要な経費に対する補助などにより、商工指導団体が被災事業者に寄り添ったきめ細かい活動を継続的に展開できるよう、支援していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 4) 農林漁業災害の復旧について ① 農地・農業用施設の早期復旧を進めること。</p>	<p>平成28年台風第10号で被災した復旧対象農地206haのうち、平成30年12月末までに198haの復旧が完了しています。 残る8haについては、平成31年春の営農再開を目指し、着実に復旧工事が完了するよう、引き続き、実施市町村を支援していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農村建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 4) 農林漁業災害の復旧について ② サケマスふ化場の早期復旧を図ること。</p>	<p>被災したサケ・マスふ化場施設の復旧については、国の農林水産業共同利用施設災害復旧事業を活用するほか、施設整備から年数が経過しており、災害復旧事業では対応できない施設については、水産業競争力強化緊急施設整備事業を活用し、整備を支援してきました。県としても上記事業に対する嵩上げを行うなど支援をしており、平成30年2月までに全てのサケ・マスふ化施設が復旧しました。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 4) 農林漁業災害の復旧について ③ 林道・山腹崩壊等の復旧を進めること。</p>	<p>林道の復旧については、林道災害復旧事業により、全被災施設の復旧が可能な予算を措置し、市町村が実施する復旧工事を支援しています。山腹崩壊等については、復旧治山事業等により、緊急性等の優先度を勘案しながら復旧を実施しています。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 5) 水位周知河川の指定を強化し、抜本的な河川改修に取り組むこと。 ① 小本川・安家川の水位周知河川の指定を含め水位周知河川の指定を進め、水位計の設置など河川情報システムの改善強化を図ること。</p>	<p>水位計の設置や水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等のソフト対策については、平成29年12月に洪水減災対策協議会において策定した取組方針に基づき、関係市町村と連携を図りながら、計画的に実施することとしており、ハード整備と併せた総合的な治水対策に取り組んでいきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 5) 水位周知河川の指定を強化し、抜本的な河川改修に取り組むこと。 ② 地域住民の声を踏まえ抜本的な河川改修を進めること。堆積土の撤去、河道掘削、流木の撤去を行うこと。</p>	<p>平成28年の台風第10号災害等の近年の洪水被害のあった河川においては、河川改修事業を導入し、再度災害の防止を図っているところ。また、事業の実施においては、地域住民や有識者、関係市町村の意見を踏まえた計画としているところ。県管理河川における堆積土の撤去、河道掘削、流木の撤去については、河川巡視等により河川の状況把握をし、緊急を要する箇所から計画的に実施しているところであり、引き続き適切な維持管理に努めていきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 6)情報通信基盤関係の災害復旧について ①光ファイバー網・携帯電話基地局等の復旧については、既存の国庫補助制度の活用が認められたことから早期復旧を進めること。</p>	<p>光ファイバー網及び携帯電話基地局については、国庫補助制度の活用等により、復旧が完了しています。</p>	政策地域部	情報政策課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 6)情報通信基盤関係の災害復旧について ②テレビ共同受信施設(共聴施設)の復旧も既存の国庫補助制度の活用が認められたことから早期復旧を図ること。</p>	<p>共聴施設については、国庫補助制度の活用等により、復旧が完了していません。</p>	政策地域部	情報政策課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 7)応援職員の派遣について ①11月1日現在、応援職員の必要数29人に対し25人の確保にとどまっています。2019年度の必要数は岩泉町の17人を含め20人の確保に取り組むこと。</p>	<p>平成28年台風第10号による被災市町の人的支援については、県任期付職員を派遣したほか、県内市町村、東北各県、関東近郊の都県及び市長会・町村会等を訪問し、応援職員の派遣要請を行うなど、人材の確保に取り組んできたところです。 県としては、復旧・復興を着実に進めていくため、引き続き、県内市町村等に対し職員派遣の協力を依頼したほか、平成31年度も任期付職員を派遣することとしており、被災市町とも連携しながら、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続的に取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>XI、台風第10号災害からの復旧・復興の課題について 7)応援職員の派遣について ②県として任期付き職員の派遣を含め対応を強化すること。</p>	<p>平成28年台風第10号災害の早期復旧・復興に係るマンパワー確保のため、平成30年度においても、特に被害が著しい岩泉町に職員を駐在させ、早期復旧・復興を支援してきたところです。また、用地取得事務を担う一般事務職や災害復旧事業を担う土木技術職等の職員を増員したほか、任期付職員を新たに派遣したところです。 平成31年度においても、任期付職員を新たに採用し派遣するほか、岩泉町への職員駐在の継続、岩泉土木センターへの用地担当職員や土木技術担当職員の増員などにより、災害復旧事業を推進する体制を強化することとしており、引き続き、必要な人員体制の構築に努めていきます。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XII、東日本大震災津波の教訓を生かした災害対策の抜本的強化を</p> <p>1)津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。</p> <p>①津波対策では、地震発生後すぐに避難ができるように、安全な高台の避難場所への実践的な避難訓練を行うこと。避難誘導は地震発生後15分までとするなど安全確保策を徹底すること。</p>	<p>県では、県民自らが身を守る「自助」を基本として、平成30年度宮古広域で実施した県総合防災訓練では住民の高台避難訓練を実施するとともに、岩手県地域防災サポーターを派遣し、沿岸地域も含めて地域の自主防災組織が行う防災対策・避難訓練などの取組を支援しています。</p> <p>また、避難誘導については、沿岸12市町村全てにおいて津波災害時における消防団の避難ルールを定め、津波到達予想時刻の最低15分前までに活動を終了又は最低10分前までに高台退避を完了するとしており、避難誘導を行う消防団員の安全確保を図っています。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>XII、東日本大震災津波の教訓を生かした災害対策の抜本的強化を</p> <p>1)津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。</p> <p>②大雨豪雨時の避難対策は、早めの避難勧告・避難指示の徹底を重視すること。</p>	<p>県では、平成28年の台風第10号災害の教訓を踏まえ、大雨豪雨による災害が予想される場合、市町村における災害対応を支援するため、関係機関及び有識者等で構成する「岩手県風水害対策支援チーム」を平成29年5月に設置し、市町村における避難勧告等の発令状況を確認し市町村に助言する体制を整備しています。</p> <p>平成30年の台風第24号接近時には、当該チームを招集し、明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令するなど、適切な災害対応について県から市町村に助言したところです。</p> <p>引き続き、大雨豪雨時における市町村の避難勧告等の発令に対する支援に努めていきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>XII、東日本大震災津波の教訓を生かした災害対策の抜本的強化を</p> <p>1)津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。</p> <p>③高齢者や障がい者など要支援者名簿に基づく個別支援計画の作成(5月末現在、20.6%)を徹底し、自主防災組織等による避難訓練を実施すること。</p>	<p>市町村では、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、高齢者や障がい者など避難支援を要する方の「避難行動要支援者名簿」の作成のほか、同名簿に基づく避難支援の個別計画の策定や防災訓練の実施などの取組を進めているところです。</p> <p>県では市町村に対し、個別計画の策定や自主防災組織等の避難支援関係者との連携、防災訓練の実施等の取組について研修会や会議等を通じて働きかけているところであり、災害発生時において実効性のある避難支援が行われるよう、引き続き市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>XII、東日本大震災津波の教訓を生かした災害対策の抜本的強化を</p> <p>1)津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。</p> <p>④洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある高齢者施設や障がい者施設の非常災害対策計画の策定を徹底するとともに、実践的訓練を定期的実施するようにすること。</p>	<p>社会福祉施設等の防災体制の充実を図るためには、非常災害対策計画策定の上、訓練を実施し、計画の改善等について施設が主体的に取り組むことが重要であり、それらの取組が、より実効性の高い防災体制の整備につながるものと考えています。</p> <p>県では引き続き、指導監査や事例集の提供等を通じ、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域における全ての社会福祉施設等で、計画の策定及び訓練の実施が行われるよう、市町村等と連携して指導、支援していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>XII、東日本大震災津波の教訓を生かした災害対策の抜本的強化を</p> <p>2)震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を</p> <p>①発展途上国以下といわれる体育館等の雑魚寝の避難場所を、国際赤十字が提唱するスフィア基準(一人当たりの居住空間3.5㎡、最低トイレ数・初期は50人に1基、その後は20人に1基、女性対男性は3:1)を最低基準にすること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の経験を踏まえ、避難所を運営する市町村の参考としていただくため、平成25年度に「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、県内市町村及び都道府県に配付している。</p> <p>この作成モデルは、委員ご紹介の「スフィア基準」も参考に、避難所の空間配置や、プライバシーや安全に配慮した専用スペースの確保、男女別トイレの設置などを記載しています。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	S その他
<p>XII、東日本大震災津波の教訓を生かした災害対策の抜本的強化を</p> <p>2)震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を</p> <p>②高齢者や障がい者など要支援者、乳幼児を抱える家族等については安心して避難できる場所の確保を行うこと。</p>	<p>高齢者や障がい者、乳幼児などの特に配慮を必要とする方々の避難場所としては、市町村において「福祉避難所」を整備し、要配慮者の良好な生活環境を確保することとされており、県内では、平成30年5月1日現在、31市町村において、福祉施設など360か所が福祉避難所に指定されているところです。</p> <p>県では市町村に対し、福祉避難所の確保について研修会や会議等を通じて働きかけているところであり、要配慮者が安全で安心できる避難環境が確保されるよう、引き続き市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>XII、東日本大震災津波の教訓を生かした災害対策の抜本的強化を</p> <p>2)震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を</p> <p>③避難所でのプライバシーの確保のため、段ボールベットは48時間以内に確保すること。冷暖房付きのテントの設置を行うこと。仮設トイレは洋式仮設トイレを確保すること。</p>	<p>避難所で使用する物資の確保については主に市町村が行いますが、県においても市町村の被災状況及び対応状況の把握に努め、物資の調達及びあっせんに努めるとしています。</p> <p>なお、県では災害時における段ボール製品の調達に関する協定を東日本段ボール工業組合と締結しているほか、洋式仮設トイレの備蓄を平成31年度から行うこととしています。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>XII、東日本大震災津波の教訓を生かした災害対策の抜本的強化を</p> <p>2) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を</p> <p>④ 暖かいバランスの取れた食事を提供すること。</p>	<p>食料の調達に当たっては、可能な限り適正な栄養に配慮するとともに、食物アレルギー等による食事制限者のニーズについて把握し、さらに、栄養士の活用等により、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等に配慮するよう、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」(No.103参照)に記載し、県内市町村に周知しています。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	S その他
<p>XII、東日本大震災津波の教訓を生かした災害対策の抜本的強化を</p> <p>2) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を</p> <p>⑤ 福祉避難所の指定(5月現在360)を進め、要支援者の避難所となるよう具体的計画と訓練の実施を進めること。</p>	<p>福祉避難所については、市町村において指定を進めており、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえ、必要な資機材の確保や設置・運営訓練の実施など運営体制の整備に取り組んでいるところです。</p> <p>県では市町村に対し、福祉避難所の確保や運営体制の充実、要支援者の移送手段の確保等について研修会や会議等を通じて働きかけているところであり、要配慮者が安全で安心できる避難環境が確保されるよう、引き続き市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>XII、東日本大震災津波の教訓を生かした災害対策の抜本的強化を</p> <p>2) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を</p> <p>⑥ 在宅避難者の実態を把握し、避難所と同様の支援を行うこと。</p>	<p>災害対策基本法では、東日本大震災津波での教訓から、避難所以外の場所に滞在する被災者に対する配慮が規定されており、県地域防災計画において、市町村による在宅避難者の把握や支援について定めているところです。</p> <p>また、平成28年台風第10号災害においては、市町村において在宅被災者の状況把握や支援物資の提供など、被災者それぞれの状況に応じた支援が行われたところです。</p> <p>県としては、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、被災者の状況に応じた支援が行われるよう、市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>XII、東日本大震災津波の教訓を生かした災害対策の抜本的強化を</p> <p>3)災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。</p> <p>①東日本大震災津波からの取組の教訓を生かし、災害ケースマネジメントを導入し、被災者一人一人の状況と復旧・復興の段階に応じた必要な支援が継続的に行われるようにすること。</p>	<p>被災者一人ひとりの被災状況に応じた個別の生活再建支援計画を立て、総合的に支援する「災害ケースマネジメント」については、被災者の多様な課題に対応した支援を行うための有効な取組の一つと認識しています。</p> <p>本県では、東日本大震災津波に際して、市町村が被災者の相談支援を行っているのに加え、県が被災者相談支援センター等を設置し、相談員や弁護士など専門家等による相談対応を行っているほか、平成28年台風第10号災害で、岩泉町が弁護士会や民間団体等と設置した「岩泉よりそい・みらいネット」による相談支援について、日本弁護士会連合会において「災害ケースマネジメント」の実施例とされています。</p> <p>県としては、こうした関係団体等と連携した被災者への総合支援の仕組みを平常時から構築する必要があると考えており、今後、弁護士会など相談支援に係る関係団体と連携の在り方について協議していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
【第二部】県民の命とくらしを守る福祉と防災の新たな県政目指して				
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>1、子どもの医療費助成は、中学校卒業までの現物給付化を目指すこと。</p> <p>1)子どもの医療費助成は、2019年8月からの小学校卒業(通院)までの現物給付化に続いて、中学校までの現物給付化を早急に実施すること。</p>	<p>現物給付の対象拡大に当たっては、新たに国民健康保険の国庫負担金等に減額調整措置が発生することや、医療給付費の増加が懸念されるなどの課題があることから、市町村の意向を十分に踏まえて慎重に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>1、子どもの医療費助成は、中学校卒業までの現物給付化を目指すこと。</p> <p>2)国に現物給付化に対するペナルティーの廃止を強く求めること。県単独医療費助成の一部負担(通院、医療機関ごと月1,500円、入院月5,000円)を計画的に見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。</p>	<p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであり、政府予算提言・要望において、子ども医療費助成の全国一律化と、地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止について継続して要望してきたところです。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。</p> <p>受給者負担や所得制限を撤廃した場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、滞納者に対する保険証の取り上げは直ちに中止すること。</p> <p>1)低所得者・無業者・高齢者が多く、協会けんぽと比べても2倍も高い国保税が課せられています。国庫負担の大幅な増額(全国知事会は1兆円の国費投入を要望)で国保の構造的問題の打開を図り、せめて協会けんぽ並みの水準まで国保税の引下げを実現すること。</p>	<p>平成30年度からの国民健康保険制度改革により、毎年3,400億円の財政措置が拡充されることとなり、財政基盤の強化が図られ、保険税負担の伸びの抑制が可能となります。</p> <p>一方で、今後も医療費の増嵩が見込まれることから、県としては、国の財政責任のもと、将来にわたる持続可能な制度の確立に向けて、更なる財政措置が必要と考えており、国庫負担率の引き上げなど様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、国に要望してきたところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、滞納者に対する保険証の取り上げは直ちに中止すること。</p> <p>2)県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保法44条に基づく生活困窮者の窓口負担(一部負担金)の減免を積極的に進めること。</p>	<p>一般会計からの法定外繰入については、市町村の判断により行うことができるものと考えますが、平成29年11月に策定した岩手県国保運営方針において、財政健全化のためには、「決算補填を目的とした法定外繰入は解消に努める必要がある」としているところです。(C)</p> <p>国民健康保険法第44条の規定による一部負担金減免については、農作物の不作、不漁等により収入が減少した場合、業務の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合などに減免できることとされており、その具体的な基準については、各市町村の判断により決定しています。(B)</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、滞納者に対する保険証の取り上げは直ちに中止すること。</p> <p>3)「均等割り」「平等割り」など人頭税型の「応益割」の軽減・撤廃を進め不合理な仕組みを是正すること。子どもや家族が多いほど増税となる「均等割り」の軽減を行うよう市町村と協力して取り組むこと。</p>	<p>国保税の標準課税総額に対する「均等割」、「平等割」等の標準割合については、地方税法で定められており、県ではこれに基づき市町村納付金の算定を行っているところです。</p> <p>一方で、「均等割」、「平等割」は、所得の状況にかかわらず賦課されるため、特に「均等割」分の課税が、子育て世代の負担を重くしている実態があることから、こうした実態を踏まえ、全国知事会から、子どもに係る均等割保険料軽減措置を導入するよう、国に要望を行っているところであり、このような軽減措置は、県が推進している人口減少対策としての総合的な子育て支援策にも通じることから、引き続き国に求めていきたいと考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、滞納者に対する保険証の取り上げは直ちに中止すること。</p> <p>4)市町村独自の一般会計からの繰り入れを認め高すぎる国保税の値上げを抑えること。市町村独自の減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取組を進めること。</p>	<p>一般会計からの法定外繰入については、市町村の判断により行うことができるものと考えますが、平成29年11月に策定した岩手県国保運営方針において、財政健全化のためには、「決算補填を目的とした法定外繰入は解消に努める必要がある」としているところです。</p> <p>平成30年度からの国保制度改革に伴い、県が財政運営の責任主体として市町村納付金の算定を行っているところであり、算定方式の変更に伴う保険税負担の激変緩和が行われている間においては、改革施行前後における被保険者の負担の変化にも十分配慮した対応が必要であると考えています。</p> <p>国民健康保険税の減免については、県内の全市町村において減免条例を定め、個々の生活実態等を踏まえて減免しています。</p> <p>また、一部負担金の減免については、平成22年9月の国からの一部負担金減免等の取扱いに関する通知を受け、県では市町村が本通知等の趣旨を踏まえ、地域の実情、被保険者個々の生活実態を考慮しながら減免措置を適切に行うための基準の整備等について要請し、必要な助言を行っています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、滞納者に対する保険証の取り上げは直ちに中止すること。</p> <p>5)盛岡市の取組を踏まえ、窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめること。短期保険証の発行はやめ、未交付は直ちに是正すること。滞納者への資産の差し押さえを見直すこと。</p>	<p>短期被保険者証や資格証明書については、催告に依っていただけではない国保税滞納者の納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、市町村に対して、必要な医療を受ける機会を制限することのないよう、滞納者個々の事情に十分配慮した、きめ細かな対応をするよう要請しているところです。</p> <p>滞納処分は、税負担に関する公平性や安定した国保財政を確保するため、担税能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において、地方税法、国税徴収法等の法令に基づき、十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。盛岡市は、滞納者個々の事情への配慮に加えて、担税能力がありながら納付していただけない方も多いことから、真に納付できない世帯なのかどうか実態を把握した上で、短期被保険者証等の交付を判断していると伺っています。</p> <p>都市部や周辺部などによって、加入者の層の違いがあるなど、市町村ごとに様々な実情があるものと考えられることから、盛岡市の事例も県内市町村に情報提供しながら、適切な運用が図られるよう助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、滞納者に対する保険証の取り上げは直ちに中止すること。</p> <p>6) 滋賀県野洲市の取組に学び、「滞納は生活困難のシグナル」の立場で、滞納者への生活支援を抜本的に強化し、部局横断的支援体制を確立すること。</p>	<p>被保険者が保険税を滞納する背景には、様々な状況が考えられ、税負担に関する公平性等を確保する観点から、滞納処分や短期被保険者証等の交付は、担税能力がありながら納付していただけない方に対する手段として、一定の効果があるものと考えており、現状においても、市町村において十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。</p> <p>一方で、滞納の要因が、失業や疾病などによる経済的困窮である場合など、真に納付が困難な場合にあつては、分割納付や徴収猶予等の対応のほか、生活困窮者の自立支援を担当する部署と連携した支援などにより、滞納者に寄り添ったきめ細かな対応を行うよう、市町村に対して要請を行っているところです。</p> <p>滋賀県野洲市のような、滞納者の生活再建の視点も踏まえた対応は、県内市町村においても実施している例があることから、今後、こうした取組についても共有を図りながら、滞納者個々の実情に応じた適切な対応を促していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課 地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引下げ、滞納者に対する保険証の取り上げは直ちに中止すること。</p> <p>7) 後期高齢者医療保険料の「軽減特例の廃止」に反対し、低所得者に対する軽減措置の継続と差別医療の撤廃を求めること。滞納者に対する短期保険証の発行(6月1日現在、242件)、資産の差し押さえ(2018年度、69件)はやめること。</p>	<p>2019年10月から均等割の特例軽減措置(9割軽減、8.5割軽減)が廃止され、本則の7割軽減に戻ることとなりますが、現行の9割軽減対象者に対しては、国において介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金を支給することとされており、実質的な負担増は生じない見込みです。</p> <p>また、現行の8.5割軽減対象者は年金生活者支援給付金の対象となりませんが、2019年10月から1年間に限り本則との差額を補填する特例措置が講じられる予定です。</p> <p>短期被保険者証については、催告に応じていただけない保険料滞納者の納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、岩手県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対して、滞納者個々の事情に十分配慮した、きめ細かな対応をするよう要請しています。</p> <p>後期高齢者医療制度は、加入者が納める保険料と国からの交付金等を財源としていることから、制度運営の安定化のため、確実な収納が必要であると考えており、滞納処分は、保険料負担に関する公平性等を確保するため、負担能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において十分な調査を行ったうえで実施されているものと認識しています。</p> <p>県としては、保険料を納付できない方は、失業や疾病などに起因する経済的理由による場合など様々なケースがあることから、分割納付や徴収猶予等にきめ細かく対応するよう、岩手県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対して助言しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、滞納者に対する保険証の取り上げは直ちに中止すること。</p> <p>8)在宅酸素療法患者の負担軽減を図るため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。</p>	<p>重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。</p> <p>県の基準においては、障害基礎年金1級を受給している方を対象としていますが、市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。</p> <p>県の補助対象を拡大する場合は、多額の財源を確保する必要があると見込まれることから、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に判断する必要があると考えています。</p> <p>なお、県では、市町村が保険給付の対象外となっている在宅酸素療法患者が使用する酸素濃縮器の使用電気料金を助成する場合に、その経費の一部を補助しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>1)2015年8月からの利用者負担を1割から2割に引き上げ(年金収入280万円以上、65歳以上の20%)に続き、2018年8月から3割負担(年金収入340万円以上)が導入されました。要支援者の保険給付外し、補足給付の削減、特養ホーム入所は要介護3以上とする介護保険制度の改悪の撤回と介護報酬引上げを国に求めること。</p>	<p>平成27年度の介護保険制度改正では、補足給付の見直しなど利用者に直接影響する改正が行われましたが、県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを利用できるよう、制度改正による課題把握と必要に応じた見直しを国に対して要望してきたところです。</p> <p>また、介護報酬改定についても、影響を調査の上、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬の設定を国に要望してきたところです。県では、今後とも関係団体との意見交換等を通じて報酬改定の影響を把握し、国に対して引き続き必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>2)国庫負担の引上げで保険料・利用料の値上げを抑え、安心して必要な介護保険サービスが利用できる制度に改善を求めること。</p>	<p>高齢化の進展に伴う介護サービス受給者の増加や介護基盤整備の促進等に伴い、介護給付費全体が増大し、地方公共団体の介護保険財政を圧迫することが懸念されることから、県では国に対して、公費負担割合の見直しの検討や被保険者の負担が過大にならないよう、保険料の上昇抑制のための支援策を講じるよう要望しているところです。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 3)特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者解消の計画を立て、待機者(4520人、在宅1379人、早期入所が必要856人、4月1日現在)の解消を図ること。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。そのために施設整備への補助を増額すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向や特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を勘案しながら策定した第7期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、更には在宅介護サービスの充実などに取り組むこととしています。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っています。なお、市町村の判断により多床室の特別養護老人ホームを整備することも可能であり、補助の対象としています。 また、平成30年度から、広域型の特別養護老人ホームに係る補助単価を増額したところでは、 居住費、食費については、低所得者を対象に、負担限度額を超える分を助成する「補足給付」という制度が設けられています。国に対しては、低所得の方であっても必要な介護サービスを利用することができるよう、利用者負担の軽減など、低所得者対策を一層拡充するよう要望しています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 4)介護老人保健施設、グループホームの整備、小規模多機能型施設、宅老所などの増設に積極的に取り組むこと。介護療養病床の廃止(2023年度末)に対応し必要な介護医療院への転換・確保を図ること。</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向等を勘案しながら策定した第7期介護保険事業計画に基づき、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、更には宅老所がモデルとなって創設されたともいわれる小規模多機能型居宅介護事業所を始めとする在宅介護サービスの充実などに取り組むこととしています。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っています。 また、介護療養病床については、その転換の受け皿として新たな介護保険施設である介護医療院が創設されたことから、県では新たに、転換に要する経費に係る補助制度を設けたところでは、県としては、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、介護療養病床を持つ医療機関の転換意向も踏まえつつ、必要な対応を行っています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 5)訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。</p>	<p>県では、介護保険制度改正に際して、運用上の課題等を十分に把握し必要な見直しを行うことや、適切な水準の介護報酬の設定について、国に対して要望を行っています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 6)高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。</p>	<p>要介護(要支援)認定については、適切な運用がなされるよう、認定関係の研修実施等により、保険者(市町村)の取組を支援しています。なお、社会保険方式となっている介護保険制度においては、必要な方に適切にサービスを利用していただくことができるよう、要介護認定制度や利用限度額の取扱は必要であると考えられます。 また、社会保障審議会介護保険部会が取りまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付の地域支援事業(総合事業)への移行に関しては、まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行や、「多様な主体」による「多様なサービス」の展開を着実に進め、事業の把握・検証を行った上で、その状況を踏まえて検討を行うことが適当である」とされたところであり、引き続き国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 7)全国最低の居宅サービス利用料となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、在宅介護者訪問相談員の取組を広げること。</p>	<p>居宅サービスの利用が本県で低調な原因としては、山間地が多く、サービス事業者、サービス利用者ともに、訪問や通所の移動コストがかかることなどの地理的要因や、他人を家に入れたくないという意識的な問題があると考えられています。このことから、地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアを推進することにより居宅サービスの利用を促進するほか、訪問・通い・泊りのサービスを一体的に提供できる介護サービス基盤の充実を図ることとしています。 また、介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者への支援については、先進事例を提供する等、市町村が地域支援事業などを活用し、地域の実情に応じた取組が行われるよう支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>8)愛知県大府市の取組を参考に、認知症患者が安心して地域で暮らせる取組と体制の整備を進めること。認知症への正しい理解を広げ、認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。</p>	<p>市町村における認知症SOSネットワークの整備など、認知症の方が安心して地域で暮らせるようにするための取組を支援していきます。</p> <p>認知症のケアは、気づきから地域包括支援センター等への相談、早期対応につなげることが重要です。県では、認知症になっても本人の意思が尊重されることができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、早期発見から診断、治療につなげる市町村の初期集中支援チームの設置を支援しています。また、平成30年度に、認知症疾患医療センターを1か所追加指定し、県内5か所とした上で、センターを中核とした専門的な認知症医療体制の構築に取り組んでいるほか、市町村の地域ケア会議に、認知症サポート医やかかりつけ医、介護従事者等が参画し、多職種連携による関係機関のネットワーク構築が図られるよう、アドバイザーを派遣するなどの支援を行っています。さらに、必要な介護サービス基盤の整備を促進するなど、医療と介護等の連携による認知症施策に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>9)地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。</p>	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防など、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を担う中核機関であり、市町村はその設置主体としての責務があります。</p> <p>県では、市町村に対し、センターの適正な職員配置やセンターへの実施方針(運営方針)の策定・提示を促すとともに、医療や介護などの多職種が参加し個別事案や地域課題等を話し合う「地域ケア会議」の運営を支援するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた、市町村による地域包括支援センターの機能の充実・強化に向けた取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>10)介護労働者の劣悪な実態を踏まえ、労働条件の抜本的改善に取り組むこと。国費の投入で賃金の引上げを行うこと。介護職の常勤化、地位向上を図り、人員配置基準を2対1に改善すること。</p>	<p>県では、介護保険制度改正に際して運用上の課題等を十分に把握し必要な見直しを行うことや、適切な水準の介護報酬の設定について、国に対して要望を行っています。</p> <p>また、介護従事者の処遇改善・労働環境の整備を図るため、介護事業所の管理者や職員を対象としたセミナーを開催し事業所での取組を支援しており、今後とも岩手労働局や介護労働安定センター等関係機関と連携し、労働条件の改善や処遇の改善に向けた取組を進めていきます。</p> <p>なお、介護職員処遇改善加算の対象拡大については、「2019年度介護報酬改定に関する審議報告」(平成30年12月26日 社会保障審議会介護給付費分科会)において、基本的考え方として「介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、介護職員以外の職種にも一定程度処遇改善を行う柔軟な運用を認めることが適当」とされたところです。県としては国における具体的な制度設計の動きを注視しつつ、状況に応じて更に必要な要望を行っています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を</p> <p>1)「医療費適正化計画」「地域医療構想」「国保運営方針」による病床削減、給付費削減に反対し、だれもが安心して医療が受けられる地域医療を確立すること。</p>	<p>今後、高齢化の進展等に伴う医療需要の変化に対応するため、急性期の医療から在宅医療に至るまで、切れ目のない良質な医療提供体制の構築が求められていることから、将来の目指すべき医療提供体制を定める地域医療構想を策定したところです。</p> <p>必要病床数は、医療法をはじめとする関係法令に従って、将来の人口推計や平成25年度の入院医療の実績等を基に平成37年の医療需要を算定したものであり、今ある病床を、この必要病床数まで直ちに減らすというのではなく、将来の医療需要に応じた地域における必要な医療提供体制の整備などを検討するための方向性を示すものです。</p> <p>県では、県内9つの構想区域ごとに医療関係者、介護関係者や市町村等を構成員として設置した地域医療構想調整会議において協議を行いながら、将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を 2) 医師不足解消へ、国の責任で医学部定員を1.5倍加し、OECDなみ(11万人増)に増やすこと。引き続き「地域枠」の確保や医師奨学生の拡充を図ること。</p>	<p>岩手医科大学の医学部入学定員の暫定増員が平成31年度まで2年間延長され、これに伴い、当面55名の医師養成奨学金貸付枠を維持することとしたところであり、引き続き地域枠等を活用した医師の養成を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を 3) 産科・小児科・救急医療などの医師確保の取組を特別に重視して取り組むこと。</p>	<p>これまで県では、奨学金制度による医師の養成に取り組んできたところであり、小児科や産婦人科医の更なる確保を図る上で、奨学金による持続的な医師養成の取組が不可欠となっていますが、産科等を志す養成医師の意欲の向上につなげるためにも、産科医等としてのキャリアや専門性と義務履行の両立を図りながら、効果的に配置を進める必要があると考えています。 このため、県では、平成30年度から、産科等を専攻した養成医師については、義務履行の際に、他の診療科を専攻した養成医師が中小の医療機関で総合診療等に従事しなければならない期間においても、医師不足が深刻な県立病院等の地域周産期母子医療センター等で産科医等として優先して診療を行うことができるよう、特例的な取扱いを設けています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を</p> <p>4)県内どこにいても安心してお産ができるように周産期医療体制の確立に取り組むこと。産前産後ケアの取組を強化し、開業助産院への支援を行うこと。</p>	<p>県では、周産期医療を取巻く厳しい環境に対応するため、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の確保を図っています。</p> <p>また、地域で安心して妊娠、出産できる環境を整備するため、市町村及び関係機関と連携し、地域の助産師等の協力を得ながら、市町村が実施する妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施につなげ、安心して妊娠、出産、子育てができる体制づくりに努めます。</p> <p>産前産後ケアについては、実施主体である市町村において、専門的人材の確保や新たな取組を行うための人員が不足している実情にあることから、県では、母子保健に従事する市町村保健師・助産師等を対象とした研修会や各種会議を通じて、妊産婦の支援を担う人材の資質向上に努めてきたほか、平成30年度、新たに地域の潜在助産師の掘り起こしを行い、市町村の産前産後ケアを担うための人材育成に取り組んでいます。</p> <p>開業助産院への支援については、国において、市町村が行う産前・産後サポート事業や産後ケア事業を実施するために必要な修繕費に対する補助として、「妊娠・出産包括支援緊急整備事業(母子保健衛生費国庫補助金)」を設けており、産前・産後サポート事業等の委託先への補助も認められているところです。補助率は、国が2分の1、市町村が2分の1とされているところであり、県では上乘せ補助等は難しい状況ですが、市町村への情報提供等を行うなど引き続き支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室 子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を</p> <p>5)不妊治療費助成を拡充するとともに、不妊専門相談の実施と不妊症看護認定看護師を養成すること。</p>	<p>看護の質の向上と医療安全を推進するため、高度な看護技術と知識を持つ認定看護師の育成は重要であることから、不妊症看護を含む全ての分野について、医療機関による認定看護師教育課程への派遣に対する支援に取り組んでいます。</p> <p>不妊治療のうち、医療費が高額な特定不妊治療及び男性不妊治療については、国の制度を基本に助成を拡充してきたところです。なお、平成31年度から男性不妊治療に係る初回の助成額について、30万円(現在は15万円)に増額することとしています。</p> <p>また、不妊専門相談センター(岩手医大に委託)における不妊に関する医学的・専門的な相談等による知識の普及啓発や相談体制の充実に継続して努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室 子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、安倍政権の医療大改悪許さず、「医療崩壊」を打開し、だれもが安心して受けられる医療の確立を</p> <p>6)看護師の大幅増員で安全でいきとどいた医療を実現すること。「夜勤は複数、月8日」という人事院判定を厳格に実施すること。看護師確保の奨学金制度の活用を進めること</p>	<p>県では、周産期医療を取巻く厳しい環境に対応するため、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の確保を図っています。</p> <p>また、地域で安心して妊娠、出産できる環境を整備するため、市町村及び関係機関と連携し、地域の助産師等の協力を得ながら、市町村が実施する妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施につなげ、安心して妊娠、出産、子育てができる体制づくりに努めます。</p> <p>産前産後ケアについては、実施主体である市町村において、専門的人材の確保や新たな取組を行うための人員が不足している実情にあることから、県では、母子保健に従事する市町村保健師・助産師等を対象とした研修会や各種会議を通じて、妊産婦の支援を担う人材の資質向上に努めてきたほか、平成30年度、新たに地域の潜在助産師の掘り起こしを行い、市町村の産前産後ケアを担うための人材育成に取り組んでいます。</p> <p>開業助産院への支援については、国において、市町村が行う産前・産後サポート事業や産後ケア事業を実施するために必要な修繕費に対する補助として、「妊娠・出産包括支援緊急整備事業(母子保健衛生費国庫補助金)」を設けており、産前・産後サポート事業等の委託先への補助も認められているところです。補助率は、国が2分の1、市町村が2分の1とされているところであり、県では上乗せ補助等は難しい状況ですが、市町村への情報提供等を行うなど引き続き支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室 子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること</p> <p>1)新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパネミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。</p>	<p>医療機関における新型インフルエンザに対する体制の強化を図るため、これまで医療機関が行う人工呼吸器や簡易ベッド、院内感染防止設備、個人防護具などの設備整備を支援してきたところであり、引き続き支援を行っていくこととしています。</p> <p>また、水際検疫体制やワクチン製造システムの確立など、国が担う業務については、今後も十分な対策を行うように要望していきます。</p> <p>さらに、新型インフルエンザワクチンの優先接種者の登録については、医療分野及び国民生活・国民経済安定分野について進められており、県としても必要な協力をしていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 2)はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。</p>	<p>はしか(麻しん)及び風しんについては、予防接種法の対象疾病に位置付けられ、積極的に接種勧奨等を行うとともに、国においては、それぞれに特定感染症予防指針を策定し、予防接種の対象者を時限的に拡大するなどの施策を推進してきたところです。 麻しん及び風しん排除のための最も有効な対策は、発生の予防であることから、国では、引き続き生後12月から24月及び小学校入学前1年の者に対し定期の予防接種を行い、それぞれの接種率が95%以上になることを目標として積極的な接種を勧奨しています。 県では、市町村が実施する予防接種に対する経費について、十分な財政措置が講じられるよう国に要望してきたところであり、平成25年度からは経費の9割が交付税措置されています。風しんについては、平成26年度から風しんの予防接種が必要な方を抽出する検査の公費助成事業を実施しています。 また、平成30年7月以降の風しん患者の増加を受けて、抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を定期接種の対象とし、2022年3月31日までの時限措置として、公的な予防接種を1回受ける機会を設けることとしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 3)ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、保護者の負担軽減・無料化など、制度の更なる充実を目指すこと。子宮頸がんワクチンは、副作用の深刻さを重く受け止め、接種勧奨は再開せず、疫学調査など徹底した検証を求めること。</p>	<p>ワクチンの接種については、予防接種の効果とその副反応のリスクに関する正しい知識を持つことが重要であり、専門家による科学的な評価や知見など、国から提供される情報について、引き続き市町村や医療機関等と連携しながら、適切な情報提供に努めていきます。 ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、安全性の確保・向上を確認のうえ、平成25年4月1日より、予防接種法の定期接種に追加されています。 子宮頸がんワクチンについては、国の課題研究事業「HPV ワクチンの有効性及び安全性に関する疫学研究」において調査を進めており、その動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること</p> <p>4)ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。</p>	<p>ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季を中心に流行し、社会福祉施設等での集団感染のおそれがあることから、県内の流行状況を県ホームページ等で情報提供するとともに、社会福祉施設等の職員を対象に研修会を開催し感染予防対策の啓発を行っているほか、社会福祉施設等で集団感染が発生した場合は、調査を行い感染拡大の防止のため、指導を行っています。</p> <p>B型肝炎ワクチンについては、安全性の確保・向上を確認の上、平成28年10月1日より、予防接種法の定期接種に追加されており、また、性感染症対策については、近年の全国的な梅毒患者の増加を踏まえ、平成29年度より保健所での梅毒無料匿名検査を開始しています。</p> <p>引き続き、性感染症の発生動向を注視し、保健所で行っているHIV、梅毒、クラミジア無料匿名検査の周知を図るとともに、予防のための普及啓発を行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること</p> <p>5)エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。</p>	<p>県では、エボラ出血熱患者の発生に備え、第一種感染症指定医療機関や保健所の対応について訓練・研修を実施し、万々に備えています。</p> <p>また、デング熱及びジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症については、岩手県蚊媒介感染症対策行動計画に基づき、発生時には保健所に相談窓口を設置するほか、医療機関との連携を強化し、情報提供の徹底するとともに、平時においても県民に対し、蚊の発生防止策について周知し、対策を進めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること</p> <p>6)保健所の体制を強化すること。</p>	<p>新型インフルエンザへの対策については、平成25年に取りまとめた行動計画・ガイドラインに基づき、各保健所が主体となって、地域の関係機関と連携を図りながら、各圏域において体制を整備し、訓練や研修を実施しているところです。</p> <p>なお、各種予防接種については、市町村において実施しているものですが、県としても予防接種対策について市町村を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ①応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。</p>	<p>利用料については、現在、国において所得に応じた負担上限額が設定されており、また、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。 安定した障がい福祉サービスの運営を図るため、利用者により一定の負担を求めざる仕組みとしているものと考えています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ②障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。</p>	<p>障がい福祉サービスの支給決定は、障害者総合支援法に基づき、市町村の認定調査員による訪問調査や主治医の意見書等により障がいの状態や特性を把握するとともに、サービスの利用に関する本人の希望を確認の上、実施することとしています。 県では、適切な障がい者給付等の事務が行われるよう、認定調査員を対象とした研修を実施し、資質の向上に努めています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ③内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病・慢性疾患などあらゆる障がい者を対象にすること。</p>	<p>障害者総合支援法における「障害者」は同法第4条に規定されているものであり、対象範囲については国において定めるものです。 なお、県では、障がい者施策を総合的、計画的に推進するための「岩手県障がい者プラン」を策定しており、このプランにおいては、障害者総合支援法第4条第1項及び第2項に掲げる障害者、障害児及び難病患者に加えて、高次脳機能障がい、ひきこもり等のために生活上の制限があり、支援が必要な方を幅広く対象としています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ④地域生活支援事業の予算を義務経費化し、必要なサービスの量と質を保障すること。</p>	<p>地域生活支援事業は、障がい者の社会参加や日常生活を支援する事業であり、県では、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、国に対し十分な財政措置を要望しています。 また、サービスの提供に係る人材の資質の向上を図るため、サービス管理責任者等、サービス提供に係る専門職員の養成研修等を実施しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1)障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ⑤相談支援をはじめ全ての障害福祉サービスの抜本的な報酬の引上げを図ること。</p>	<p>県では、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う効果や影響の検証に努めるとともに、障がい福祉サービス事業所等のさらなる運営の安定化や必要なサービスの確保に向けて、国に対し報酬単価の引上げや加算の見直しについて要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 2)地域で豊かな生活を保障すること。 ①バリアフリー対応の公営住宅の整備、入所施設、グループホームを計画に基づいて整備すること。</p>	<p>障がい福祉サービス等の提供体制の確保等について、県、市町村が定める障がい福祉計画において見込量等を設定しています。県では、グループホームについては、必要なサービス見込量の達成に向け、事業者に対し利用者ニーズの情報提供等による参入促進を図るほか、施設等の整備支援等を行っています。 また、入所施設については、地域生活への移行支援を進めながら、真に入所サービスを必要とする障がい児や障がい者の受入可能な定員総数を維持していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
	<p>バリアフリー型の住宅については、意向調査等により地域のニーズを的確に把握した上で、整備主体や手法等について市町村と十分に協議しながら計画を検討していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 2)地域で豊かな生活を保障すること。 ②在宅支援のために、家族の休息を保障するショートステイの増設や、「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を拡充すること。</p>	<p>県では、介助する家族の負担軽減を図るため、平成29年度に在宅超重症児(者)等短期入所者受入体制支援事業を創設し、医療的ケアを必要とする障がい児を含む超重症児者等の短期入所受入体制の整備に取り組んでおり、引き続き、全ての市町村において、同事業が実施されるよう働きかけを行います。 また、平成28年度の児童福祉法等の改正により、医療的ケア児支援に携わる関連分野が連携する協議の場の設置が義務付けられたことを受け、平成30年度、既存の「重症心身障がい児・者支援推進会議」を、看護や教育関係者等を加えた「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」として改めて設置したところであり、医療的ケア児の実態把握を踏まえて、支援のあり方などの検討を進めていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 2)地域で豊かな生活を保障すること。 ③ホームヘルプサービスや移動支援など在宅支援を拡充すること。緊急時の支援システムを確立すること。</p>	<p>居宅介護等障がい福祉サービス等の提供体制の確保等については、県、市町村が定める障がい福祉計画において見込量等を設定しており、その達成に向け、事業者に対し利用者ニーズの情報提供等による参入促進を図るほか、施設等の整備支援等を行っています。 移動支援は市町村の地域生活支援事業において実施されるものであり、県では、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、国に対し当該事業への十分な財政措置を要望しています。 緊急時の支援システムについては、各市町村において、障がい者の地域生活への移行を支援するため、ショートステイ等緊急時の受入体制を含め、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備に向けた検討が進められており、県としても、施設等の整備支援等、市町村の取組を支援します。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3)労働・雇用の保障 ①就労継続支援A型、B型の整備を早急に進めること。</p>	<p>就労継続支援A型、B型事業所を含め、障がい福祉サービスについては、県、市町村が定める障がい福祉計画においてサービス利用の見込量等を設定しており、県では、見込量の確保に向け、引き続き地域の自立支援協議会等の場でサービスの主体となる市町村への情報提供や助言を行っていくほか、事業者に対し施設等の支援等を行っています。 また、国に対しては障害福祉サービス事業所等の施設整備補助に係る予算の充実について要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3)労働・雇用の保障 ②法定雇用率の引上げと厳守、2018年度から始まる精神障がい者の雇用義務化を早急に実施すること。</p>	<p>改正障害者雇用促進法の施行により、平成30年度から法定雇用率が2.2%に引き上げられ、精神障がい者が法定雇用率の算定対象に加わることから、障がい者雇用の促進に向け、障がいに対する企業や事業所等の一層の理解促進を図るとともに、労働、教育等の分野と連携し、障がい者の能力や特性に応じた就労支援に取り組んでいきます。</p> <p>障がい者の法定雇用率の引上げ及び法定雇用率の算定に精神障がい者が加わることに対応するため、県では、精神障がい者(発達障がい者を含む。)の雇用等に重点を置いた、障がい者雇用の促進を図るための企業向けのセミナーの実施や障害者就業・生活支援センター等就労支援機関職員向けのスキルアップ研修を行ったところです。</p> <p>また、企業における障がい者の雇用維持及び雇用の一層の促進を図るため、岩手労働局等と連携し、毎年、商工団体や経営者団体に対し、障がい者の雇用維持及び雇用の一層の促進について、要請する活動を行っています。</p> <p>このほか、広域振興局に配置している就業支援員が事業所を訪問し、障がいのある方の雇用に対する理解と協力を求めています。</p> <p>今後も、関係機関と連携し、障がい者雇用の一層の促進に努めていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>障がい保健福祉課</p>	<p>S その他</p>
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3)労働・雇用の保障 ③障がい者が職場に定着できるように相談体制とジョブコーチの増員を行うこと。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、各障がい保健福祉圏域に「障害者就業・生活支援センター」を設置して、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っており、必要に応じてジョブコーチ支援を行う岩手障害者職業センターと連携しつつ、障がい者の就労を支援しています。</p> <p>また、平成30年度から新たに創設された障がい福祉サービスである「就労定着支援事業」により、雇用に伴い生じる日常生活、社会生活を営む上での相談、指導、助言等を行い、一般就労移行後の職場定着を支援しています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>障がい保健福祉課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 4)障がい者の療育や保護者支援 障害を自己責任とする契約制度や応益負担はやめて、無料で療育福祉サービスを利用できるようにすること。通所施設の整備、児童発達支援センターの機能強化、保育所等訪問支援事業の保護者負担をなくすこと。放課後デイサービスの整備・拡充を図ること。</p>	<p>障がい福祉サービスの契約制度は、障がいのある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるよう導入され、国や地方の負担に加えて、安定した制度運用を図るため、利用量に応じて利用者に一定の負担を求める仕組みとしているものと考えており、所得に応じた軽減策等が講じられています。 通所施設の整備等の保護者負担については、義務的負担ではなく、事業者の裁量により行われているものと認識しています。県では、障がい福祉計画等に基づき、国庫補助制度を活用しながら必要な施設整備を支援していきます。 なお、放課後等デイサービスについては、平成30年度に報酬改定がされたところであり、引き続き、国の動向を注視しながら、必要な支援等を検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5)教育の保障 ①特別支援学校の定数基準を引き下げること。特別支援学校の施設整備を進め教室不足を解消すること。</p>	<p>特別支援学校の教員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(高校標準法)」に基づいて定めており、学校の実情等を考慮して教職員を配置しているところです。今後も、国の標準法に基づきながらも、児童生徒の状況等を勘案して教職員配置を検討していきます。 また、特別支援学校の整備計画については、平成31年度から検討を進め、2020年度に策定することとしています。策定後は計画に基づき、狭隘化や教室不足の解消が図られるよう市町村や県の他部局等と連携しながら整備に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5)教育の保障 ②通常学級における特別支援教育の充実を図るため、学級定数を引き下げること。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成30年度からは、新たに小学校5年生をその対象に加えたところです。 平成31年度は、新たに小学校6年生に35人学級を導入し、特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5)教育の保障 ③教職員の増員や施設設備のバリアフリー化など教育環境を整えること。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大し、平成30年度は小学校5年生をその対象に加えたところです。さらに、平成31年度は小学校6年生まで35人学級を導入することとしており、今後においても少人数学級などの安定的な実施に向け、引き続き取り組んでいきます。 また、県立学校のバリアフリー化については、「ひとにやさしいまちづくり条例」等を踏まえ、自動ドア、スロープ及び多目的トイレなどの整備を順次進めており、今後も着実に整備を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 6)障がい者や難病の医療費は、優先して無料化を目指すこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立し窓口無料化を求めること。</p>	<p>自立支援医療制度は、国において所得に応じた負担上限額が設定されており、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。 また、費用が高額な治療を長期に渡り実施しなければならない方等については、更に軽減措置を実施しています。 安定した制度運営を図るため、利用者に一定の負担を求める仕組みとしているものと考えています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7)高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにすること。</p>	<p>障害者総合支援法の改正により、平成30年4月から、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減する仕組みが設けられることとなっていることから、適切に運用されるよう、市町村や事業者への周知等に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 8)障がい者の交通、参政権、情報の保障に取り組むこと。</p>	<p>障がい者の交通に関しては、障がい者の安心安全なバス移動を保障するため、バス事業者に対して「バス運行対策費」により低床バス導入に係る補助を行うとともに、(公社)岩手県バス協会に対して「運輸事業振興費補助」により、バス乗務員を対象とする交通バリアフリー講習会や、低床バス導入などへの支援を実施しています。</p> <p>障がい者の情報保障に関しては、地域生活支援事業により聴覚障がい者の意思疎通支援事業について取り組んでいます。 障がい者の交通に関しては、平成28年4月1日から、岩手県交通、岩手県北バス、JRバス東北において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象としたバス運賃の割引が、また、平成30年10月からは航空運賃の割引が開始されています。 県では国に対し、精神障害者保健福祉手帳の所持者が、他の障がいの手帳所持者と同様の公共交通機関の運賃割引の優遇措置が受けられるよう、要望しています。</p>	政策地域部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 9)「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定を踏まえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。</p>	<p>県では、条例に基づく障がい者に対する不利益な取扱いに関する相談窓口を市町村又は市町村社会福祉協議会に設置するとともに、障害者差別解消法の県民への周知と併せて、リーフレットの配布等条例の普及啓発を行っています。 また、相談窓口において実際に相談を受け付ける職員の資質向上を図るため、毎年度不利益取扱い相談窓口職員研修を開催しているところです。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 1) 難病医療費の新制度については、対象疾患が増加したことは評価できるが、市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど重大な問題点もあります。難病患者が新たな負担増とならないように、患者の実態を踏まえた対応を行うこと。低所得者と重症患者の負担はなくすこと。患者数による線引きは中止すること。</p>	<p>難病法の施行により、対象疾病数が56疾病からこれまでに331疾病に拡大され、医療費の一部負担割合が3割から2割に引き下げられたことなどにより、より多くの方々が医療費助成の対象となり、医療費の負担が軽減されたほか、自己負担ゼロだった低所得世帯(市町村民税非課税世帯)や重症の患者にも一定の自己負担が導入されるなどの見直しが行われたところです。また、重症者への自己負担の軽減については、市町村民税が課税されている受給者で高額な医療が長期的に継続する場合は、「高額かつ長期」の要件により軽減する仕組みとされたところです。 指定難病の要件のうち、「患者数が本邦において一定の人数に達しないこと」については、「おおむね人口の千分の一(0.1%)程度に相当する数」と厚生労働省令により規定されており、受給者の自己負担を軽減しながらも、安定した制度運営を図るため、国においてこうした運用を行っているものと考えています。 医療費助成も含めた難病対策の在り方については、難病法の附則において、施行後5年以内を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされていますので、国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 2) 申請手続きを簡素化し、経過措置の5年以内の見直しに向けて実態調査を行うとともに、継続して医療費助成が受けられるようにすること。医療費無料化を求めること。</p>	<p>医療費助成も含めた難病対策の在り方については、難病法の附則において、施行後5年以内を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされています。 また、難病医療費については、世帯の所得に応じた区分により負担上限が定められ、患者負担の軽減が図られています。こうしたことを踏まえ、引き続き国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開を図ること。</p>	<p>改正児童福祉法により、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が施行され、対象疾病が従来の504疾病から平成30年度においては756疾病まで拡大され、本県においても、疾病対象者への支給を行っているところです。 また、ふれあいランド岩手内に「小児慢性特定疾病児童等自立支援センター」を設置し、児童等の自立に向けた相談支援などを行っているほか、各保健所においても相談支援を行っているところです。 さらに、小慢児童等及びその家族の療養生活の改善を図るため、契約医療機関において一時預かり(レスパイト)を実施しており、児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう引き続き支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 4)難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。</p>	<p>県では、これまで難病相談支援センターの充実を図るため、就労支援員の増員や、地域での交流会・研修会等開催予算の増額を行ってきたところです。今後においても、地域における難病患者への適切な支援を行うため、難病相談支援センターの充実について、検討を進めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人がすべて受けられる生活保障制度に改善を 1)2018年10月から生活保護基準の引下げが強行されました。利用世帯の約7割が保護費の減額となります。「貧困と格差」を更に拡大するものであり撤回を求めること。</p>	<p>今回の見直しに伴い、減額となった世帯もありますが、国の専門委員会における検証結果を踏まえ定めた基準であり、県としては、この国が定めた基準により、法定受託事務として適正に実施するとともに、生活保護世帯を含めた生活困窮者への支援について、世帯が抱えている就職や傷病などの様々な課題の解決に向けて、関係機関と連携して一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人がすべて受けられる生活保障制度に改善を 2)「貧困と格差」の広がりの中で、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は約2割となっており、生活保護を必要な人が受けられる制度に改善を図ること。</p>	<p>生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人がすべて受けられる生活保障制度に改善を 3)「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ること―「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。</p>	<p>相談窓口において、生活保護制度について理解されるよう相談者の方に十分説明するとともに、生活保護の申請意思が確認された方に対しては速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、各福祉事務所に指導を行っているところであり、今後も引き続き指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人がすべて受けられる生活保障制度に改善を 4)生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。</p>	<p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。 なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。 また、生活保護受給者については、保護開始直後から自立に向けた集中的かつ切れ目のない就労支援を行っています。ハローワークとの連携の下、保護受給者の状況に応じた伴走型の就職支援を行うとともに、福祉事務所に配置した就労支援相談員等がきめ細やかな相談支援を行っています。保護受給者の意向に沿った就労支援が実施されるよう、引き続き福祉事務所の指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人がすべて受けられる生活保障制度に改善を 5)生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の趣旨に沿って、県内の福祉事務所設置自治体において、生活困窮者への総合的な実施体制として自立相談支援事業の窓口を整備し、相談支援を行っているところですが、困窮状態にある方を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、就労、家計相談、子どもの学習等を支援する事業の一体的実施に努めていきます。 なお、「子どもの学習・生活支援事業」は、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中学生等を対象として学習会の開催等により、平成30年度は県内で5市11町村で実施しているところですが、平成31年度においても、所管する町村部での対象地域を拡大し、町村担当課や関係機関等と調整しながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。また、各市においても取組が進むよう働きかけていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人がすべて受けられる生活保障制度に改善を 6)「生活保護のしおり」に、生活保護は憲法25条に基づく国民の権利であることを明記すること。生活保護を利用しやすくする「生活保障法」に改正するよう求めること。</p>	<p>県内全ての福祉事務所において、生活保護制度の内容を分かりやすく説明した「保護のしおり」を作成し、福祉事務所の窓口へ相談に来られた方や生活保護を受給されている方に対し、制度の周知や理解の促進に取り組んできたところであり、県では引き続き、相談者等へ懇切丁寧に説明し、生活保護受給に係る権利・義務を含めて、制度の十分な理解を促進するよう、指導監査等を通じ、福祉事務所へ助言・指導に努めていきます。 あわせて、真に保護を必要とする方に確実に保護を適用することが重要であることから、引き続き、現行法の適切な運用に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。 1)「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。</p>	<p>県では、がん対策推進条例及び第3次県がん対策推進計画(平成30年3月策定)に基づき、がんの予防から早期診断・早期治療、がん医療、緩和ケアなど多岐にわたる分野の取組を、市町村、保健医療従事者、事業者、教育関係者、がん患者・その家族などの県民と一体となって、総合的かつ計画的に実施していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。 2)岩手町の取組に学び、がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人20%未満)の具体的な取組を強化すること。</p>	<p>市町村が行うがん検診等の受診率向上に向けて、県では、市町村等を対象とした受診勧奨のスキルアップ等の研修会の開催・がんの正しい知識や健診の重要性などに係る普及啓発等の取組を行っています。 岩手町などがん検診受診率の高い市町村の取組については、こうした研修会でも情報提供を行いながら、市町村のがん検診体制の充実を支援しています。また、「健康いわて21プラン(第2次)」において、成人の喫煙率の減少を目標に掲げているところであり、禁煙希望者への禁煙支援を行うとともに、新たな受動喫煙防止対策を盛り込んだ改正健康増進法に的確に対応しながら、公共的な空間での受動喫煙防止対策の取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>3)どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、岩手県がん対策推進計画に基づき、限りある医療資源を有効活用しながら、がん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院の整備や拠点病院と地域のがん診療を担う医療機関との役割分担及び連携体制の整備を進めており、平成26年度に県内全ての二次医療圏にがん拠点病院が整備されたところです。</p> <p>今後も引き続きがん拠点病院の一層の機能強化について支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>4)緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。</p>	<p>緩和ケア病棟については、県内に6か所設置されているほか、緩和ケア病床や外来が設置されており、また、県内全ての二次医療圏において、緩和ケアチームが設置されるなど、緩和ケアの普及が着実に進んでいます。</p> <p>県では、緩和ケアに従事する医師の研修やがん診療連携拠点病院における相談体制の整備などへの支援のほか、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームの機能強化などにより、緩和ケアの提供体制を充実させることとしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>5)受動喫煙防止対策を徹底し、「たばこのないラグビーワールドカップ」を目指し受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>職員にあつては、県庁舎内(議会棟を含む)において全面禁煙としています。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>受動喫煙防止のため、当部で所管している県営スポーツ施設、文化施設においては、施設内全面禁煙としています。</p>	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	
<p>「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p> <p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進める必要があると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や官公庁等の公共的空間における受動喫煙防止対策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成30年、望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が公布され、2019年7月には、行政機関等は原則敷地内禁煙とすることとされたことから、現在、改正法を踏まえた環境整備等に向け、検討を進めているところです。</p>	<p>「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p> <p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進める必要があると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や官公庁等の公共的空間における受動喫煙防止対策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成30年、望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が公布され、2019年7月には、行政機関等は原則敷地内禁煙とすることとされたことから、現在、改正法を踏まえた環境整備等に向け、検討を進めているところです。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
	<p>県立病院施設については、施設内全面禁煙となっています。</p>	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>議会棟においては、平成26年11月に喫煙室を設置し、喫煙室以外は全面禁煙としたところです。</p> <p>なお、総務部管財課では、受動喫煙防止対策の効果を検証するため、当該禁煙室内及び周辺について、年3回、定期的に測定を実施しており、分煙のための必要な措置が適切に講じられているものと理解しています。</p>	議会事務局	総務課	
	<p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。</p> <p>受動喫煙の防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 1)究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業については、被災地における継続的な健康調査が行われることによる地域住民の健康不安の解消や、医師をはじめとする医療人材の派遣による地域医療への貢献が期待されることです。 調査の実施に当たっては、事業の実施主体である東北メディカル・メガバンク機構において、事業の趣旨等について地元自治体に事前に説明を行うとともに、事業に参加される住民の方々に対しては、事業の意義や目的、個人情報の保護、提供された試料の保管、健康診断結果の提供などの利益、あるいは採血の際に生じる体調不良などの不利益を詳細に説明した上で同意書をいただくなど、事業実施主体において、丁寧な説明が行われていると聞いています。 県としては、機構が地元に対して引き続き丁寧な説明を行いながら、地元との信頼関係のもとで事業が適切に進められるよう、機構と市町村、関係機関との連携体制の構築に当たり、必要な協力を行っていきたいと考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 2)遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンクの実施主体である岩手医科大学においては、遺伝子情報の保護は最優先事項であるとの認識の下、平成25年7月以降、順次関係市町村と秘密情報の取扱い等に係る覚書を取り交わすとともに、住民に対しても、事業の目的や実施内容を丁寧に説明し、同意された方々のみ参加いただくなど、厳格な運用をしていると聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 3)遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。</p>	<p>個人情報の取扱いについては、生命倫理の専門家等による国の審査等を経て実施しており、厳格な運用を行っていると考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 4)沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等に積極的に取り組むよう求めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業においては、沿岸被災地の県立病院に延べ18名の医師が派遣され、地域医療に従事しているほか、これまで3万人超の健康調査を実施するなど、地域医療の復興に寄与することが期待されています。 また、同事業は、健康調査のほか、健康相談の対応、病気予防のアドバイスなどを行うこととしており、地域の健康意識の向上と住民の健康保全に寄与することが期待されています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 1)どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。</p>	<p>県では、これまでも市町村における消費生活相談体制整備への支援を行ってきており、平成25年度には、市町村の広域連携により県内11市の消費生活センターで全市町村をカバーする相談体制が整備されています。 また、県及び市町村の相談員のレベルアップに資する研修などに取り組んできました。 今後も、国の財政援助を活用しつつ、県と市町村の連携を一層強化し、消費生活相談対応が適切に行われるよう取り組みます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 2)盛岡市消費生活センターの取組に学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。</p>	<p>相談者は、消費生活問題のほかにも様々な問題を抱えている場合があるため、関係機関や市町村と連携して、消費生活問題及び抱えている問題の解決に努めています。 特に多重債務問題の解決については、多重債務者の早期把握や潜在化している多重債務者の掘り起こしを行うことによって早期に相談機関につなげることが重要であり、このため庁内各部局や関係機関との情報共有を密にするための連絡会議を開催するなど、連携の強化を図っています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 3)専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化を図ること。</p>	<p>消費生活相談員の正規職員化については、制度上困難と考えておりますが、待遇については、報酬額や執務環境の維持改善、研修等による能力向上機会の拡充などに努めています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	C 当面は実現できないもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 1、再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。</p>	<p>県立高田、大槌、山田病院の医師の確保については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いています。 県においては、引き続き、関係大学等に対する医師の派遣要請を進めていくほか、即戦力となる医師の招聘に当たっては、過去に復興支援などで本県に勤務していただいた方の人脈を生かした招聘に重点的に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 2、被災した民間医療機関の再建支援をに引き続き強化すること。</p>	<p>被災した医療提供施設の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助事業の対象とならない被災医療提供施設については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開等に要した経費に対する補助のほか、医療機関の早期の移転新築に対する支援も行ってきたところです。 平成24年度からは、地域におけるまちづくりや住民ニーズに対応した医療機関の移転・新築を支援しており、引き続き地域における医療提供体制の復興を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3、医師確保対策に全力を上げ、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>1)奨学生の確保、臨床研修医・後期研修医の確保、新専門医制度への対応、即戦力医師の確保に今まで以上に系統的に取り組むこと。岩手医科大学等に対する医師派遣を強く求めること。医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。</p>	<p>関係大学等に対する医師の派遣要請や即戦力医師の招聘活動に引き続き取り組むとともに、県立病院に勤務しながら専門医資格取得が可能なプログラムの積極的な活用により、奨学金養成医師の初期臨床研修後の早期義務履行推進を図っていくこととしており、初期臨床研修医を確保するため、学生向けセミナーの開催による義務履行の意義等の周知や県外大学の医学生との面談による県内での臨床研修の勧誘のほか、県外の大学に進学した学生に対する県人会の開催により病院見学の学生を増やすための取組を実施していきます。</p> <p>また、岩手JOYサポートプロジェクトによる女性医師が働きやすい勤務環境の整備によるマドクターの確保など、様々な取組を行い医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3、医師確保対策に全力を上げ、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>2)医師を支える医療クラークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。</p>	<p>県立病院における医療クラークについては、更なる医師の業務負担軽減等につなげられるよう、必要に応じて医療クラーク数の見直しを行っていきます。</p> <p>また、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの職員配置については、業務量等に応じた適正な配置を原則として、今後も病院の実情等にも十分配慮しながら取り組んでいきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3、医師確保対策に全力を上げ、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>3)地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や広域基幹病院等への応援などにも取り組むようにすること。</p>	<p>地域の二次救急医療を担う病院を有する市町村に対し、地元医師会の協力の下、開業医等の派遣による診療応援体制の整備を行う中核診療応援事業の活用を働きかけていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3、医師確保対策に全力を上げ、医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。</p> <p>4)地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。</p>	<p>総合診療(専門)医については、平成30年度から開始した新専門医制度の19の基本診療領域の1つに位置付けられ、今後、学会等を中心に「専門医」として育成が進められる予定であり、平成29年度の岩手医大の総合診療科の立ち上げは、これに対応した動きと理解しています。</p> <p>県としても、大学や県立病院における総合診療(専門)医の育成、受け入れの拡大に向けて、奨学金養成医師の配置調整等の機会を通じて関係機関等と連携を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>4、看護師の大幅増員を実現すること。</p> <p>1)「次期経営計画」(最終案)の看護師増員計画を大幅に見直すこと。看護師の大幅増員で、月8日以内の夜勤を厳守すること。夜勤専任看護師、夜勤2交代制の導入は労働組合との合意を前提に強行せず見直すこと。</p>	<p>「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」における看護師の配置計画については、患者数の減少に見合った看護師数の適正化を考慮する一方で、医療の質の向上や産前産後休暇及び育児休業等の取得者を代替する正規職員の更なる充実を図るため、全体で66人の増員を計画しています。</p> <p>また、引き続き、夜勤専従制度など多様な勤務形態の導入や勤務環境の改善の取組のほか、業務の見直しや改善等について、現場の職員や労働組合とも十分に協議しながら進めていきます。</p>	医療局	経営管理課 職員課	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>4、看護師の大幅増員を実現すること。</p> <p>2)年次有給休暇が自由に取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。出産・育児休業等による正規看護師による補充、子育て中の短時間勤務の徹底を図ること。</p>	<p>休暇の取得については、夏季休暇と組み合わせた連続休暇や、記念日における休暇の取得を促進するなど、職員が主体的に休めるよう環境の整備に努めているところです。</p> <p>また、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員を正規職員で補充するなど、育児を行う職員を支援するための勤務環境の整備に努めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>4、看護師の大幅増員を実現すること。</p> <p>3)勤務時間外の研修等は超過勤務の対象とし、出勤時間・退勤時間を客観的に把握し、サービス残業をなくすこと。</p>	<p>正規の勤務時間外に行われる研修等への参加を命じられた場合には、超過勤務として取り扱っています。</p> <p>超過勤務については、命令権者の決裁を受けて発出される事前命令によることが原則であることや、超過勤務の実績の確認は職員による超過勤務時間の正しい記録と適正な申告に基づき勤務後速やかに行うべきことを周知徹底するとともに、退勤時刻の客観的な把握を行っていきます。</p>	医療局	職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>5、無床診療所化された診療センターの取組について</p> <p>1)民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて取り組むこと。</p>	<p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために病床を休止することとしたところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>5、無床診療所化された診療センターの取組について</p> <p>2) 県立沼宮内診療センターの民間移管に当たっては、花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。</p>	<p>岩手町が進めている民間移管に向けた取組や新たな検討を行う場合には、引き続き医療局としても、必要な支援等連携を図っていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>5、無床診療所化された診療センターの取組について</p> <p>3) 無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。</p>	<p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために病床を休止することとしたところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。</p> <p>このため、病床を確保することは困難であり、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」では、現行の体制を基本として、県立病院等相互の役割分担と連携により、地域医療提供体制の確保を図ることとしています。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>6、地域医療の確保と高齢者医療の取組を強化すること 国保藤沢病院やまごころ病院などの取り組みに学び、市町村立病院への支援と連携を強化すること。沢内病院への医師派遣を引き続き進めること。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県地域医療構想では、高齢化の進展等に伴う医療需要の変化などに対応し、急性期医療から在宅医療に至るまで切れ目のない良質な医療の提供体制を構築するための施策等を定めたところであり、構想の実現に向けて、構想区域ごとに設ける協議の場において、病床機能の分化と連携や在宅医療等の体制整備などについて関係者の合意を形成しながら、将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組むこととしています。</p> <p>また、平成30年度は、地域の状況を踏まえ、西和賀さわうち病院に自治医科大学養成医師を1名配置したところですが、県内の医師不足は深刻で、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にあります。</p> <p>このため、県としては、市町村への医師の配置について、引き続き、即戦力医師の招聘や地域の状況に応じた自治医科大学養成医師の派遣に務めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望にも配慮しながら配置調整を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 7、国に対し、地域の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。</p>	<p>政府予算提言・要望において、医師確保等人材の育成支援、公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充や診療報酬上の評価の充実等について要望しており、引き続き国に対して働きかけていきたいと考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること 1)「岩手県子どもの実態調査」結果を速報値を含め早急に明らかにするとともに、調査結果を踏まえた子どもの貧困対策を具体化すること。岩手における子どもの貧困率も明らかにし、貧困削減の目標を示すこと。すでに県内8市町で「子どもの生活実態調査」等が実施されており、その結果を踏まえた課題を明らかにし、具体的対策を講じること。</p>	<p>平成30年8月に実施しました「岩手県子どもの生活実態調査」については現在集計中で、平成31年2月下旬に単純集計を速報値として公表しました。今後、詳細な分析を行い、「いわての子どもの貧困対策推進計画」の見直しに反映させることとしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること 2)低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること ①労働者派遣法の抜本的改正を行い、働くなら正社員が当たり前の社会にすること。</p>	<p>県では、これまで、岩手労働局が設置した「岩手県正社員転換・待遇改善等実現本部」に参画し、関係団体へ要請活動を行うとともに、処遇改善セミナーをはじめとする各種セミナーや講演会等による普及啓発のほか、県内各地に配置している就業支援員や、労働委員会における労使双方からの相談対応等を行ってきました。 平成30年度は、「働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査」により県内企業の無期転換ルールへの対応状況等を把握することとしており、その結果については「いわてで働こう推進協議会」で共有し、各構成団体等と協力しながら、非正規雇用労働者の正規雇用転換につなげていく取組を進めてきたところです。 また、労働者派遣の適正な運用についても、非正規雇用の正規化への取組と同様に、各種セミナーや講演会において普及啓発するとともに、就業支援員や労働委員会における労使双方からの相談対応等を行っているところであり、引き続き、これらの取組により派遣労働者の適切な雇用・労働環境の確保に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>2)低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること</p> <p>② 同一労働同一賃金・均等待遇を、労働基準法、男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法に明記し、「非正規から正規へ」の流れをつくる労働法制の改革を求めること。</p>	<p>同一労働同一賃金については、平成30年12月にガイドラインが告示され、2020年4月1日から適用することとなっています。</p> <p>県では国に対し、雇用・労働環境の改善や長時間労働の是正に資する制度の整備等を要望しているところです。</p> <p>また、県では岩手労働局と連携し、商工関係団体や企業に対して、雇用の維持・確保等に関する要請活動を行い、正規雇用の拡大を呼び掛けています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>2)低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること</p> <p>③最低賃金を今すぐ時給1000円に引き上げ、時給1500円に引き上げること。全国一律最低賃金制に踏み出す制度をつくること。社会保険料や賃金助成など、中小企業の賃上げに本格的な支援を行うこと。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえながら、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされています。</p> <p>最低賃金の引上げは、本県における東日本大震災津波からの復興や被災地における生活再建の観点からも重要であると考えており、国に対し、本県労働者の生活費や賃金の実情を十分に考慮し決定するよう働きかけています。</p> <p>なお、国や県が、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を強化していくことが大切であると考えており、商工指導団体による経営支援や被災中小企業再建のための補助等による支援を行っています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>2)低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること</p> <p>④ひとり親家庭の安定した正規の就労への支援を強化し、就労と子育てが両立するようにすること。生活保護の対象となる場合は積極的に活用できるようにすること。</p>	<p>平成25年に実施した「母子家庭等実態調査」では、ひとり親家庭のうち、母子家庭は父子家庭に比べて正規職員として就業している者の割合が低く、収入についても同様に低くなっている状況にあると認識しています。</p> <p>平成30年12月に、「ひとり親家庭等実態調査」を実施し、現在その結果を集計中であり、その結果を「ひとり親家庭等自立支援計画」に反映させることとしていますが、調査の結果を見ながら必要な施策を検討していきます。生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。</p> <p>なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課 地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>3)就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を ①就学援助制度の広報を徹底し、対象となる全ての生徒が申請・受給できるようにすること。対象費目と金額の拡大を図ること。被災児童就学援助の継続を求めること。</p>	<p>就学援助については真に援助を必要とする世帯に寄り添った援助が実施されるよう、各市町村において、個別世帯の実情等を勘案し、それぞれ工夫を凝らした対応が行われています。</p> <p>今後も引き続き、県内各市町村における制度運用状況等について、情報提供を行いながら、適切な運用が図られるよう助言を行います。</p> <p>また、被災児童生徒就学援助制度については、いまだ支援を必要としている世帯が多いことから、国庫による財政支援措置について、支援を必要とする児童生徒が解消するまで継続するよう、毎年度、国に対し要望を行っているところであり、平成31(2019)年度政府予算案にも当該予算が盛り込まれ、本県の平成31年度当初予算にも所要額を計上したところです。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>3)就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を</p> <p>②児童扶養手当増額、特に、全体の約6割を占める第1子だけの世帯への支援を拡充すること。年3回の分割支給を毎月支給に変え、現行18歳までの支給を20歳まで延長するよう求めること。支給開始後5～7年で手当を最大2分の1に削減する仕組みを撤廃すること。</p>	<p>児童扶養手当額の第1子世帯への手当増額については、年々支給額が増額されており、平成31年4月も1.0%の引き上げ予定となっています。また、現行年3回の支払い回数を2019年11月から年6回の隔月支給に変更し、より家計管理がしやすいよう制度改正がなされたところです。</p> <p>これらの手当は、社会情勢等を勘案して、国が制度設計を行っていることから、県では、引き続き適正に支給されるよう取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>3) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を</p> <p>③ 制服代、給食費、修学旅行の積み立てを含めた、義務教育の完全無償化を目指すこと。高校教育の完全無償化と国の責任による給付金制度の確立を求めること。大学授業料を毎年引き下げ、10年後に半額にすること。月額3万円の給付制奨学金を70万人規模に拡充すること。有利子の奨学金はやめ、全て無利子とすること。返済が困難になった人への救済措置を講じること。</p>	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、教材費や給食費も含め、国の責務として完全に保証するよう国に対して要望しているところです。</p> <p>また、高校授業料の無償化については、全国一律の取り扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っています。今後も、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めていきます。</p> <p>大学生に対する奨学金事業は国が担っており、平成29年度、給付型奨学金制度が創設されたところです。さらに、現在国において、大学授業料等減免制度創設や単価の増額等、給付型奨学金制度の拡充が検討されるとともに、無利子奨学金の貸与者拡大や所得連動返還制度の導入等の奨学金の返還負担軽減策が講じられてきているところです。県としては、こうした動向を注視しつつ、国の奨学金制度の一層充実に向け、必要に応じた要望を行っています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>4) 子どもの医療費助成は、2019年8月からの小学校までの現物給付化に続き、中学校までの現物給付化を早期に実施すること。</p>	<p>現物給付の対象拡大に当たっては、新たに国民健康保険の国庫負担金等に減額調整措置が発生することや、医療給付費の増加が懸念されるなどの課題があることから、市町村の意向を十分に踏まえて慎重に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>5) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。</p> <p>① 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の取組を全市町村に広げ、自治体負担をなくすよう国に求めること。</p>	<p>生活困窮者自立支援法に基づく任意事業である「子どもの学習・生活支援事業」は、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯を対象として学習会の開催等により、平成30年度は県内で5市11町村で実施しています。</p> <p>県においては、平成31年度においても、所管する町村部での対象地域を拡大し、町村担当課や関係機関等と調整しながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、各市においても取組が進むよう働きかけていきます。</p> <p>あわせて、国庫基準額や補助割合の見直し等による十分な財源措置について、国に対し要望を行っているところです。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>5)子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。</p> <p>②子ども食堂の取組を全市町村に広げ、当面中学校区にまで広げること。子ども食堂のネットワークに対する支援を強化すること。</p>	<p>平成30年5月に子ども食堂や学習支援など、子どもの支援に取り組む団体の連携組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」を設立し、各団体の活動状況についての情報発信や新たに居場所を開設しようとする団体へのアドバイス、各種助成金の情報提供等の様々な支援を行っているところです。</p> <p>平成31年度の当初予算には、ネットワークにおける総合相談窓口の運営や研修会開催等の活動経費のほか、子どもの居場所づくりに取り組む市町村を支援するための経費を新たに盛り込んだところであり、こうした取組により、各団体の安定的な運営の支援に加え、子ども食堂の新たな立ち上げ等を支援し、官民一体で地域における子どもの居場所づくりの取組を拡大していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>5)子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。</p> <p>③学童保育の増設と指導員の配置・待遇の改善、児童センターの拡充を図るとともに、一人ぼっちの子どもをなくす多様な居場所を確保すること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な放課後児童クラブ等の整備を推進することとされています。県では、平成31年度、15か所の放課後児童クラブ室の施設整備に対する支援を行い、受け皿の拡充を図るほか、放課後児童支援員の処遇改善を図るため、14市町村で「キャリアアップ処遇改善事業」を実施するための必要な予算を確保し、子どもの多様な居場所づくりを進めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>6)児童養護施設、乳児院、自立支援ホーム、里親など社会的養護のもとで生活する子どもたちに、きめ細かな支援ができるよう、施設の小規模化、支える職員の配置基準の見直し、専門職の配置を行い、職員の待遇改善を図ること。施設を退所する若者に、公営住宅の優先利用など住まいを保障し、独自の給付制奨学金制度を確立し、進学・就労を支援すること。</p>	<p>岩手県家庭的養護推進計画に基づき、施設の小規模化や地域分散化への取組について支援しています。職員配置については、配置改善加算や心理療法担当職員加算等、国の基準に基づいて手厚い配置に取り組んでおり、職員の処遇についても、社会的養護処遇改善加算等、国の基準に基づいた改善に取り組んでいます。</p> <p>施設退所後の支援については、身元保証人確保対策事業及び児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施するとともに、平成30年度から社会的養護自立支援事業を実施し、支援体制を強化しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>7)スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に正規職員として配置すること。</p>	<p>平成30年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により非常勤職員として県内6教育事務所に18人配置し、教育相談体制の充実に努めています。</p> <p>現在、文部科学省において、スクールソーシャルワーカーの常勤化等を検討しているところであり、今後ともその動向を注視しながら、スクールソーシャルワーカーの常勤派遣等について検討を進めていきます。</p> <p>また、岩手県社会福祉士会との連携や、県立大学における人材養成課程への協力を図るなど、人材確保に向けた取組を推進するとともに、スクールソーシャルワーカー等の活動を全県的な視点でコーディネートする体制の整備に取り組むなど、教育相談体制の一層の充実に努めています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組み、強化すること</p> <p>8)児童虐待防止対策を強化するために、児童福祉司等を大幅に増員し、児童相談所の体制の強化を図ること。市町村の児童虐待対策の体制と取組を強化すること。</p>	<p>平成31年度は、福祉総合相談センター及び一関児童相談所の児童福祉司等専門職員を増員するほか、現在27人体制の福祉総合相談センター児童女性部児童相談課を2課に分割し、組織体制の強化を図ることとしています。</p> <p>研修等を通じて、市町村担当職員の専門性の向上を図り、人材育成を含めた体制強化を働きかけるとともに、国の補助事業を活用した子ども家庭総合支援拠点の設置を即すなど、市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>1)政府が来年10月から実施すると表明した幼児教育・保育の無償化は、極めて不十分で問題を抱えた内容となっています。無償化の対象が基本的に3歳以上に限定され、給食食材費は実費負担で低所得者には負担増となりかねません。自治体の財政負担増もあります。具体的な検討も準備も不足し、問題が多い「無償化」は見直すべきです。</p>	<p>2019年10月から始まる幼児教育・保育の無償化については、現在国において、具体の取扱について検討しているところですが、県では、制度の趣旨を踏まえ、必要な予算を確保し、制度の円滑な施行に向けて、保育の実施主体である市町村を支援します。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>①待機児童(145人、隠れ待機児童513人、4月1日現在)は10月段階では数倍に増加します。年内に発生する全ての待機児童を解消する計画を立て、公立保育所を含め認可保育所の新增設を思い切って進めること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2,000人)を含め待機児童を解消する計画を立てること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な認可保育所等の整備を推進することとされています。</p> <p>県では、平成31年度から新たに、年度途中の利用児童の受入枠の拡大を図るため、年度当初から、予め保育士を採用し、加配する保育所等に対して人件費の補助を行う「保育士確保・保育所等受入促進モデル事業」を実施することとしており、待機児童の解消に向けて取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>②延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。保育料の軽減・第二子保育料の無料化を実施し負担軽減に取り組むこと。</p>	<p>延長保育など多様な保育サービスの拡充については、地域子ども・子育て支援事業交付金等により市町村の取組に対して、引き続き財政支援を行っていきます。</p> <p>また、特定教育・保育施設に係る利用者負担額については、各市町村における設定状況や多子世帯に係る軽減措置の状況を踏まえ、実態に則した制度となるよう、逐次必要な見直しを行うよう国に対し要望をしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>③公立保育園の民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。</p>	<p>保育所の民営化については、市町村がその地域の実情に応じて、地域住民の理解を得ながら進められているものと考えています。</p> <p>県としては、民営化以降も保育所の最低基準が遵守され、また適正な保育サービスが提供されるよう、保育所の運営状況等について、児童福祉法の規定に基づく年1回の指導監査等により指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>2)認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。</p> <p>④県が設置する職場保育所は、認可保育所として設置すること。</p>	<p>県では、庁内保育施設の設置に係る検討を平成28年度から始め、平成30年11月にその間の検討結果を庁内保育施設の設置に関する報告書に取りまとめたところです。</p> <p>報告書では、2021年の開所に向けて準備を進めることとしており、地域住民にも開放可能である地域型保育事業による認可保育所を設置することとしています。</p>	総務部	総務事務センター	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、認可保育所の増設・保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>3)保育士の賃金引上げ、職員数の増員で処遇を改善し、保育士不足を解決すること。保育士修学資金貸付制度の活用を進めること。</p>	<p>保育士の処遇改善については、平成29年度から新たに、概ね7年以上の経験を有する方を副主任保育士等として配置した場合は月額4万円、また、概ね3年以上の方を職務分野別リーダーとして配置した場合は月額5千円の処遇改善をそれぞれ行っています。</p> <p>また、保育士修学資金貸付事業については、今後の事業実施に向けて、補正予算により必要経費を計上しています。</p> <p>県では、上記の取組のほか、保育士・保育所支援センターを活用して、潜在保育士の再就職を支援するなど、引き続き、保育士の確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること</p> <p>1)学童保育の職員配置基準や資格の基準を、国が事実上撤廃する方針を打ち出したことに反対し、撤回を求めること。</p>	<p>放課後児童クラブの設備・運営基準については、国が省令で定める基準を踏まえ、地域の実状に応じて、市町村が条例により定めているところです。</p> <p>県では、放課後児童クラブの質の確保、向上を図るため、引き続き、県内4か所で放課後児童支援員認定資格研修を実施し、必要な人材の確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること</p> <p>2)「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善を図ること。学童保育の増設に取り組むこと。</p>	<p>放課後児童クラブの設備・運営基準については、国が省令で定める基準を踏まえ、地域の実状に応じて、市町村が条例により定めているところです。</p> <p>県では、放課後児童クラブの増設については、毎年度、市町村と協議しながら設置促進を図っているところであり、引き続き、施設整備に要する経費を補助するなど支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること</p> <p>3)指導員の正規化・労働条件の改善を図り、複数配置を行うこと。指導員の処遇改善事業制度は自治体負担が重く、実施自治体が2割程度にとどまっています。活用しやすいように制度の改善を求めるべきです。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の施行以降、国では、放課後児童クラブの職員の人件費相当額を含む運営費の補助基準額の改善が図られているほか、平成29年度から、放課後児童支援員の経験等に応じて月額1万円の処遇改善が行われたところです。</p> <p>県では、放課後児童支援員の処遇改善をはじめ、放課後児童クラブの運営費に対する財政支援の拡充について、引き続き国に要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること</p> <p>4)大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行うこと。</p>	<p>国では、省令で定める基準において、放課後児童クラブの支援の単位を概ね40人以下としているおり、大規模な放課後児童クラブの解消のための施設整備費や既存施設の改修費を補助対象としています。</p> <p>県では、放課後児童クラブを利用する児童に対して適切な環境が提供されるよう、市町村の施設整備を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>3、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること</p> <p>5)学童保育の利用料の軽減策を講じること。</p>	<p>国では、放課後児童クラブの運営に要する費用の半分程度は利用者負担としているところでは、ひとり親世帯や兄弟姉妹の同時入所の際に利用者負担額の軽減措置を講じており、県では、放課後児童クラブの利用料の一層の軽減を図るため、財政支援の拡充について、引き続き国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>1、被災地の地場産業への雇用確保に全力を上げ、被災した事業者の再建への支援を抜本的に強化すること。</p>	<p>沿岸被災地における雇用確保のため、水産加工業者が宿舍整備等を行う場合に経費の一部補助を行うほか、住宅支援費助成を盛り込んだ事業復興型雇用確保助成金による支援を継続するとともに、グループ補助金や被災中小企業重層的支援事業等を実施することなどにより、被災事業者に対する再建支援や経営支援に取り組めます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>1)賃上げと労働時間の短縮で、働く人の生活を良くすること。大企業の内部留保の一部を活用するだけで2万円のベースアップは十分可能です。政府として経済界に「内部留保の活用で賃上げを」と正面から提起するよう求めること。</p>	<p>県では、国に対し、雇用・労働環境の改善や長時間労働の是正に資する制度の整備等を要望しているところです。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>2)雇用のルールを強化し、非正規社員の正社員化を図り、人間らしい雇用を保障すること。派遣労働の無制限の拡大をはじめ、雇用のルール破壊に厳しく反対すること。</p>	<p>県では、これまで、岩手労働局が設置した「岩手県正社員転換・待遇改善等実現本部」に参画し、関係団体へ要請活動を行うとともに、処遇改善セミナーをはじめとする各種セミナーや講演会等による普及啓発のほか、県内各地に配置している就業支援員や、労働委員会における労使双方からの相談対応等を行ってきました。</p> <p>平成30年度は、「働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査」により県内企業の無期転換ルールへの対応状況等を把握することとしており、その結果については「いわてで働こう推進協議会」で共有し、各構成団体等と協力しながら、非正規雇用労働者の正規雇用転換につなげていくよう努めています。</p> <p>また、労働者派遣の適正な運用についても、非正規雇用の正規化への取組と同様に、各種セミナーや講演会において普及啓発するとともに、就業支援員や労働委員会における労使双方からの相談対応等を行っているところであり、引き続き、これらの取組により派遣労働者の適切な雇用・労働環境の確保に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>3)「残業代ゼロ」「月100時間の残業」まで認めるプロフェッショナル制度・労働基準法改悪の実行を許さないこと。賃金格差を容認し、雇用対策に「労働生産性の向上」を盛り込む雇用対策法改悪に反対し、本物の働き方改革を進めること。</p>	<p>県では、国に対し、雇用・労働環境の改善や長時間労働の是正に資する制度の整備等を要望しているところです。</p> <p>また、県では、岩手労働局と連携し、商工関係団体や企業に対して、雇用の維持・確保等に関する要請活動を行い、正規雇用の拡大を呼びかけています。</p> <p>働き方改革推進関連法は平成30年7月に成立したところですが、県としては、岩手労働局が設置した「岩手県働き方改革推進支援センター」と連携し、県内就業者の適正な労働条件の確保について努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>4)ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制し、無法人リストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。</p> <p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に伝えるなど、改善につなげています。今後も「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>5)最低賃金を時給1,000円以上に引上げを実現すること。そのために中小企業への支援を抜本的に強化すること。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の日安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえながら、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされています。</p> <p>最低賃金の引上げは、本県における東日本大震災津波からの復興や被災地における生活再建の観点からも重要であると考えており、国に対し、本県労働者の生活費や賃金の実情を十分に考慮し決定するよう働きかけています。</p> <p>なお、国や県が、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を強化していくことが大切であると考えており、商工団体による経営支援や被災中小企業再建のための補助等による支援を行っています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>6)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例(岩手県が締結する契約に関する条例)に基づき、</p> <p>①県が発注・委託する事業で、労働者が適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど取組を強めること。</p>	<p>県内事業所における賃金及び労働条件等の実態については、平成28年度中に調査を実施したほか、平成29年度には、県が締結する契約に関する条例が完全施行となり、条例の第8条に規定する法令遵守の状況について報告制度の運用が開始となりました。</p> <p>平成31年度においても、引き続き特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度を運用し、特定受注者の労働条件を把握するとともに、条例の基本理念である労働条件の確保や契約の透明性の確保を図るため、庁内の取組を推進していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 6)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例(岩手県が締結する契約に関する条例)に基づき、 ②先行事例を踏まえ公共事業においては公共工事設計労務単価の8割の賃金が保障されるように取り組むこと。</p>	<p>県では、県契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、①適正な賃金水準の確保、②社会保険に係る法令遵守、③労働環境の整備・労働福祉の促進に資する項目について、庁内での取組を推進しています。 今後とも取組内容を見直していくなどにより、労働者の適正な労働条件の確保に努めていきます。 平成30年度は条例の本格施行から3年度目となることから、条例附則の規定に基づき、検討を進めたところであり、他の都道府県の状況や労働組合など関係団体からの意見を踏まえ、岩手県契約審議会において議論を深めています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。 6)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例(岩手県が締結する契約に関する条例)に基づき、 ③こうした最低賃金の確保を明記した「賃金条項」を盛り込むよう検討すること。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例に賃金条項を規定することについては、条例の附則に「条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」という規定を設けています。 平成30年度は条例の本格施行から3年度目となることから、条例附則の規定に基づき、検討を進めたところであり、他の都道府県の状況や労働組合など関係団体からの意見を踏まえ、岩手県契約審議会において議論を深めています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>6)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例(岩手県が締結する契約に関する条例)に基づき、</p> <p>④約7割の労働者が非正規・低賃金となっている指定管理者制度について抜本的な見直しと改善を図ること。日本図書館協会も反対している県立図書館の指定管理者制度については根本から見直すこと。</p>	<p>県では、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組として取りまとめ公表を行っています。</p> <p>指定管理者制度についても、労働者の適正な労働条件を確保するための項目を推進しているほか、条例第8条に規定する特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度の運用により、従事する労働者の労働条件を把握し、違反が認められる場合には指導を行うなど、労働条件の確保に努めていきます。</p> <p>県立図書館の指定管理においては、指定管理者の募集の際の必要書類として、職員配置計画書を提出させ、必要に応じて指導するなど、適切な雇用・労働条件の確保が図られるよう努めています。</p> <p>また、毎月行っているモニタリングや毎年の管理運営評価等の実施により運営状況を細かに把握し、必要に応じて指導するなど、質の高いサービスの提供や効果的な施設の運営に努めており、今後においても指定管理者制度の効果的な運用について検証を進めていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p> <p>教育委員会事務局</p>	<p>雇用対策・労働室</p> <p>生涯学習文化財課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>7)失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取組を進めること。</p>	<p>県では、国からの委託による離職者等再就職訓練事業を実施することにより、離職者の再就職に向けた多様な職業訓練を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、離職者及び求人企業のニーズを的確に把握しながら、離職者に対する安定雇用の実現に向けた支援を行っていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>2、働く人の所得を増やす経済改革—賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開すること。</p> <p>8)県職員の賃金引き下げとなる総合的見直し、退職金の引下げは行わないこと。</p>	<p>職員の給与改定については、これまでも県人事委員会の勧告を最大限尊重しつつ、地方公務員法が定める給与決定の諸原則にのっとり決定しているところです。平成27年に県人事委員会から勧告があった給与制度の総合的見直しについては、条例案を平成28年2月議会に提案し、議会の議決を経て、平成28年4月から実施しています。</p> <p>また、退職手当の見直しについては、国や他県の状況等を総合的に勘案し、支給率を国に合わせ引下げています。</p>	総務部	人事課	D 実現が極めて困難なもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。</p> <p>1)消費税8%への増税は、景気悪化と格差の拡大をもたらしました。増税不況であることは明らかです。暮らしを破壊し更に不況を深刻化させる消費税の10%増税の中止を求めること。</p>	<p>消費税率の引上げは、経済的に弱い立場にある方々や、我が国の経済を支える多数の中小企業に負担を強いることになるため、国民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念され、特に、本県の場合、東日本大震災津波や平成28年台風第10号の被災地への影響も大きく、被災者の暮らしの再建や、なりわいの再生の妨げとなることが懸念されます。</p> <p>消費税率の引上げに当たり、国においては、需要変動を平準化するための十分な支援策を講じ、経済回復が持続するよう対応していくこととしていますが、県としても、経済的に弱い立場にある方々が困窮することがないよう、また、地域に根ざした産業に十分配慮して、地方経済の落ち込みや復興の遅れを招くことがないよう、引き続き国に対して求めていきます。</p>	政策地域部	政策推進室	S その他
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。</p> <p>2)大企業と大資産家への行きすぎた減税を見直し、応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保し、国民の所得を増やす経済改革で日本経済を健全な成長の軌道に乗せ税収増を図る—この二つの柱の同時進行を進め、社会保障充実と財政危機打開の道を開くことを求めること。</p>	<p>国においては、2019年10月に予定される消費税の増収分を活用し、全世代型の社会保障制度への転換に向けて、幼児教育・保育の無償化をはじめとした社会保障の充実を図ることとしています。</p> <p>また、「新経済・財政再生計画」の方針に沿って歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり見直しを行うなど、経済再生と財政健全化の両立を図ることとしています。</p> <p>なお、消費税の引上げに当たっては、需要変動を平準化するための十分な支援策を講じ、経済の回復基調が持続するよう対応していくこととしています。</p> <p>県としては、こうした政策が着実に実施されるよう、国の動向を注視していきます。</p>	政策地域部	政策推進室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。</p> <p>1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取組と体制を強化して正規の求人の確保に全力を挙げること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。当面、高校生では80%、大学生では55%の達成を目指すこと。</p>	<p>正規の求人確保については、各広域振興局等に就業支援員を配置し、若年者の職場定着支援や事業所訪問による求人開拓等若年者の就職活動を総合的に支援しているところであり、引き続き、岩手労働局やハローワークと連携し、新規高卒者の県内就職に向けた取組を推進していきます。</p> <p>また、いわてで働こう推進協議会を核とし、大学や高校などの教育機関や産業界など関係機関が連携し、若者や女性の県内就職の促進に取り組んでいるところであり、このような取組を通じて、県内就職率の向上に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>さらに、新規高卒者の県内就職率の目標設定については、「いわて県民計画(2019～2028)第1期アクションプラン-政策推進プラン-」において、2017年度の現状値65.8%を2019年度までに2017年時点の東北1位(79.7%)、全国中位(20位80.5%)の水準を上回り、以後高い水準で維持していくことを目指して設定したものであり、新規学卒者の県内就職率の目標設定については、過去5年間において東北で最も県内就職率の高かった福島県の51.3%を上回ることを目指し2022年度において51.5%を目指して設定したものです。</p> <p>今後とも、引き続き、目標値を上回るような実績が出せるよう、高校・大学との連携を強化するほか、セミナーや企業見学会などによる地元企業の魅力を伝える取組を着実に推進していくことにより、県内就職が図られるよう取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。</p> <p>2) 新卒3年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。</p>	<p>新卒3年を超えた青年の就職対策については、ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェを中心に、自己PR、応募書類、面接対策を支援する就職活動セミナーのほか、岩手労働局やふるさと定住財団と連携した就職ガイダンスや面接会の開催等により支援しています。</p> <p>また、中小企業等に対する助成については、国の雇用関係助成金や事業復興型雇用確保助成金について周知を図り、一層の活用を促進します。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。</p> <p>3)就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。</p>	<p>いわてで働こう推進協議会が実施した「若年者雇用動向調査」の結果によると、企業を選ぶ際に「仕事の内容・職種」を重視するものが32.8%いる一方で、1年未満で企業を辞めた理由は「仕事が自分に合わない」と答えた割合が最も高く、仕事内容について、若年者の認識と企業での実態とのミスマッチが生じていると考えられています。</p> <p>これまで、若年者の早期離職の防止と職場定着を支援するため、ジョブカフェいわてでは、若年者のビジネスマナーなど社会人としての基礎力の向上を目指したセミナーの開催や、就職後の悩みに対応したキャリアカウンセラーによる個別支援を行っているところです。</p> <p>企業に対しても、採用力や人材育成力を強化する研修の開催や、事業所に出向いての人材育成のカウンセリングなどによる支援を行っているところです。</p> <p>また、県内8か所に設置している地域ジョブカフェにおいては、各地域の実情に応じたセミナーの開催や、相談対応を行っているところです。</p> <p>さらに、県内11地域に39人の就業支援員を配置し、新規高卒者の就職を支援するとともに、就職後も企業訪問を行い、就職者と企業の双方の相談に対応することにより、若年者の職場定着を支援しているところです。</p> <p>今後は、これまでの取組を引き続き丁寧を実施していくとともに、いわてで働こう推進協議会の関係団体などと連携しながら、高校生と県内若手社員等の交流会の強化などにより、若年層の認識と企業との実態とのミスマッチを解消する取組を促進し、若年層の早期離職の改善を図っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。</p> <p>4)ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充を図ること。</p>	<p>ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェでは、キャリアカウンセリングやセミナーの開催等の各種サービスの提供を通して、主に若年者を対象に、職業紹介の前段階及び就職後支援における就業支援を行っています。</p> <p>こうした取組に加え、平成28年度からは、高校生や大学生等に対する県内企業の認知度向上や理解促進に向けた取組や、企業に対する採用力向上や人材確保・定着に向けた支援、U・Iターンの促進などにも力を入れて取り組んできたところです。</p> <p>さらに、平成31年度からは、「生徒や保護者を対象とした地元企業を知るガイダンス」や「高校生と若手社員等の交流会」を拡充して実施するほか、キャリア教育の取組事例の共有や情報交換を行うフォーラムを全県規模で開催することとしています。</p> <p>今後も、雇用情勢の変化に対応しながら、ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェにおける取組の充実に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。</p> <p>5)フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。</p>	<p>県では、国からの委託により離職者等再就職訓練事業を実施し、離職者の再就職に向け、支援しているところです。</p> <p>フリーター等の方々に対しても、早期の再就職が実現するよう、国と連携しながら本事業により引き続き支援していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>4、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。</p> <p>6)キャリア教育では、労働基本法など労働者の権利を身につけることを徹底すること。</p>	<p>県では、県内の高校生や大学生等に対し、労働関係法令の基本的知識や相談窓口の紹介等を等の内容としてガイドブックを独自に作成・配布しているほか、県労働委員会において、学生を対象とした出前講座を実施しています。</p> <p>また、県のホームページ等でも労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているところです。</p> <p>今後も、こうした取組を通じて、労働教育に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>1)大企業の一時的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。</p>	<p>解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されていることから、県としては、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知に努めていきます。</p> <p>また、誘致企業に対しては、市町村と連携しながら日常的なフォローアップ訪問に努めており、様々な機会を捉えて雇用の維持・確保などについて要請しています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>1)大企業の一時的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。</p>	<p>解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されていることから、県としては、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知に努めていきます。</p> <p>また、誘致企業に対しては、市町村と連携しながら日常的なフォローアップ訪問に努めており、様々な機会を捉えて雇用の維持・確保などについて要請しています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>2)離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。</p>	<p>解雇等を行う場合の労働者に対する賃金の支払や解雇手続等については、労働基準法等関係法令で規定されていることから、県としては、企業において適切な労務管理がなされるよう、岩手労働局と連携を図りながら、関係法令等や国の助成金制度について周知に努めていきます。</p> <p>また、解雇等による労使間の紛争に対する労働委員会や岩手労働局の解決援助制度や、離職した方に対する県の離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等も行っていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。</p> <p>3)県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強く求めること。</p>	<p>県では、誘致企業を定期的に訪問し、業況を把握するとともに、雇用の維持・拡大や地域経済への貢献等について要請しているところです。</p> <p>今後とも、誘致企業との日常的な連携を一層強化し、将来にわたり雇用や地域経済等に大きな役割を果たしていただくよう、市町村と連携して働き掛けていきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>6、県内全ての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。</p> <p>1)ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。</p>	<p>ワンストップサービスについては、県と岩手労働局が共同で、盛岡市と奥州市に総合就業支援拠点を通年で設置し、関係市と連携しながら、求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までを一体的に実施しています。</p> <p>また、各地域においても、ハローワーク・県・市町村等関係機関が連携し、総合的な相談対応を実施しています。</p> <p>今後も、関係機関と連携してワンストップサービスの実施に努めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>6、県内全ての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。</p> <p>2)失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。</p>	<p>県では、事業主都合により離職された方に対し、離職者対策資金の貸し付けを行っているところです。</p> <p>今後も引き続き、国や関係機関等と連携を図りながら、失業者に対する支援を行っていきます。</p> <p>解雇等に伴い社員寮や社宅などから退去を余儀なくされた方については、その緊急性に鑑み、公営住宅の目的外使用が可能となっています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>6、県内全ての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。</p> <p>3)生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つぐらないこと。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方に対して、県内の福祉事務所設置自治体において、総合的な実施体制として自立相談支援事業の窓口を整備したところであり、引き続き、福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会などと連携した取組を進めていきます。</p> <p>また、生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 7、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。35人学級の小学校全学年への拡充(小6年で30学級増、30人教員増)、特養ホームの待機者解消(早期入所必要856人、50人定員で18か所、540人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1,061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>消防職員数については、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な実情を踏まえ、市町村や一部事務組合等において判断し、条例を設けて整備しているところです。 県としては、それぞれの消防活動を行う市町村や一部事務組合等の判断を尊重しながら、機会を捉えて消防力の充実強化に資するよう対応を働きかけていきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向等を勘案しながら策定した第7期介護保険事業計画に基づき、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、更には在宅介護サービスの充実などに取り組むこととしています。 特別養護老人ホーム等の整備については、市町村の介護保険事業計画に基づき行われることから、県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
	<p>住宅の耐震改修については、市町村や関連団体との連携の下、木造住宅の耐震診断、改修及び相談支援事業を実施しており、いわて木造住宅耐震改修事業者の育成及び公表、戸別訪問や説明会、小中学生等を対象とした耐震授業などの普及啓発にも取り組みながら促進していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
	<p>35人学級の小学校全学年への拡充について、本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成30年度からは小学校5年生をその対象に加えたところです。平成31年度は、新たに小学校6年生に35人学級を導入することとしており、今後においても少人数学級などの安定的な実施に向け、引き続き取り組んでいきます。(A) また、県立学校施設の耐震化については、福岡工業高校及び伊保内高校の改築工事に着手したほか、特別教室棟や実習棟などの小規模施設の耐震改修を進めているところであり、今後も計画的な耐震化を進めていきます。(B) 市町村立学校施設の耐震化については、今後統廃合等を予定しているなど個別事情のある学校を除き、概ね校舎の改修工事が完了する見通しですが、未改修となっている施設の耐震化については、引き続き国に対して助成制度の継続や必要な予算額の確保について要望していきます。(B)</p>	教育委員会事務局	教職員課、教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>8、最低賃金を時給1,000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。</p> <p>1)「適正な労働条件の確保」を目的とした公契約条例の制定を生かし、県発注の事業については最低、時給1,000円以上とし、「働く貧困層」をなくすこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の立案に当たり、広く関係団体から御意見を伺いましたが、県が契約の相手方に最低賃金を上回る賃金の支払いを義務付けるいわゆる「賃金条項」については、様々な御意見があることを把握・承知したところであり、このことを踏まえ、平成27年3月制定の条例においては、賃金条項が盛り込まれなかったものです。</p> <p>平成30年度は条例の本格施行から3年度目となることから、条例附則の規定に基づき、検討を進めたところであり、他の都道府県の状況や労働組合など関係団体からの意見を踏まえ、岩手県契約審議会において議論を深めています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>8、最低賃金を時給1,000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。</p> <p>2)サービス残業の根絶、長時間残業の解消(1,800時間達成で約3万人の雇用)、有給休暇の完全取得ができるよう、県としても岩手労働局と連携し積極的に取り組み雇用拡大を図ること。</p>	<p>国では、賃金不払残業の解消を図るため、労使による労働時間適正化の主体的な取組を促進するとともに、事業場に対する監督指導を実施しており、重大かつ悪質な事案が発生した場合は、司法処分も含む厳正な対応がなされています。</p> <p>県や労働委員会等に対し、違法な労働時間等に関する相談があった場合は、速やかに岩手労働局につなぐ等、迅速かつ適切な対応に努めています。</p> <p>また、県では岩手労働局と連携し、長時間労働の是正や年次休暇の取得側面を図っており、更に平成28年度から「いわて働き方改革推進運動」を展開し、働き方の見直しに向けた普及啓発や優良事例の紹介・表彰等に取り組んでいます。今後も引き続き、岩手労働局と連携し取組を進めていきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>8、最低賃金を時給1,000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。</p> <p>3)厚生労働省の通知を踏まえ、県職員の始業時間、就業時間をタイムカードやパソコン等で記録しサービス残業を根絶すること。</p>	<p>職員の始業は、管理職員の現認又は出勤簿への押印により確認しており、終業についても管理職員が現認できる場合はその確認により、また、超過勤務を命じた場合はその記録簿等により確認しているところです。</p> <p>また、必要に応じて行われた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。</p> <p>なお、平成30年7月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働者の労働時間を客観的に把握することが義務付けられたところであり、知事部局においては、平成31年4月から、現在使用している勤務時間管理システムに出退勤時間を記録し、管理職員の現認の補助的手段として活用することとしています。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>1)小規模企業振興基本法と中小企業振興条例に基づき、県内中小企業・小規模企業地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。</p>	<p>平成27年4月に施行した中小企業振興条例では、中小企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに県及び中小企業者等の責務並びに県民の役割を明らかにしているところ。</p> <p>岩手県中小企業振興第2期基本計画では、第2章「本県の中小企業・小規模企業者の現状と課題」において、「本県の中小企業は、(中略)事業活動や雇用を通じて、県民の暮らしや地域の経済を支えている」旨明記し、現状を分析の上、課題(1東日本大震災津波からのなりわいの再生、2経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動、3円滑な事業承継、4人材の確保、働き方改革)を明らかにしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>2)中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化すること。</p>	<p>岩手県中小企業振興第2期基本計画では、「働き方改革の推進、企業の収益力の向上等を支援することにより、人材の確保・育成・定着を促進」することを重点取組事項に位置付け、第3章「目指す姿及び推進する施策」において、「(1)事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実」を掲げています。</p> <p>主な施策としては、「ものづくり産業人材の育成・確保・定着」など各産業ごとに人材の確保等を進めることや、「いわてで働こう推進協議会」等において関係機関と連携して、県内就業の促進等を進めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>3)中小企業の自主的な取組を基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。</p>	<p>岩手県中小企業振興第2期基本計画では、「中小企業者が行う経営力の強化や生産性向上、新たな事業活動などの取組を促進」することを重点取組事項に位置付け、第3章「目指す姿及び推進する施策」において、「(2)新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援」を掲げています。</p> <p>主な施策としては、「中小企業者が行う経営力の強化や生産性向上、新たな事業活動などの取組」や、「企業間・産学官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出」、「ものづくり革新」への対応等を進めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。</p>	<p>岩手県中小企業振興第2期基本計画では、「経営者の高齢化や後継者不足などの課題に対し、円滑な事業承継や起業・創業などにより、新たな経営人材を育成」することを重点取組事項に位置付け、第3章「目指す姿及び推進する施策」において、「(7) 創業、円滑な事業承継の支援」を掲げています。</p> <p>主な施策としては、「商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による、事業承継の円滑化に向けた取組の促進」や、「若者をはじめとする起業者や後継者の育成による経営人材の確保」等を進めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。以下の項目を重視して中小企業振興基本計画を策定すること。</p> <p>5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県中小企業振興基本計画及び岩手県中小企業振興第2期基本計画では、「第4章計画推進に向けて」において、中小企業振興施策に関しての御意見をいただくため、中小企業者を含めた外部委員会を設け、効果的かつニーズに合った施策の推進に努めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。商店街リフォームも助成の対象とすること。</p>	<p>住宅リフォームへの助成については、県においては、市町村と連携して耐震診断又は耐震改修への支援を行っているほか、平成31年度から、県産材を使用した住宅の性能向上リフォーム(高断熱化・バリアフリー化)に対する支援を行うこととしています。また、東日本大震災津波の被災者に対する独自支援として住宅の補修及び改修に対する補助を実施しているところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2016年度は、件数では91.2%だが、金額では77.0%に引き上がっており、当面、金額ベースで80% (60億円増)、更に90% (970億円増) を目指すこと。実態を調査・検証し改善を図ること。</p>	<p>中小企業の受注機会を確保するため、地元中小企業への優先発注を図るための地域要件の設定や、官公需適格組合の積極的な活用などを行っているほか、県各部局のみならず県内市町村に対して協力要請を行うとともに、岩手県中小企業団体中央会を通じた発注情報の提供、官公需に関する協議会を通じた県の取組などの周知により、中小企業向けの発注率が向上するよう努めています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。</p>	<p>県営建設工事の発注に当たっては、発注金額に応じた等級区分を定めて入札参加資格者名簿を作成するとともに、入札執行を担当する総務部においても発注金額に応じた地域要件を運用するなど、地域の建設企業の受注機会の確保に配慮した発注を行っていますが、引き続き、他県の取組も参考に、地域の建設企業の振興に配慮した制度運用に努めていきます。</p>	県土整備部	建設技術振興課	C 当面は実現できないもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 11、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取組を国と連携して強化すること。</p>	<p>県では、いわて産業振興センターが、国の「下請かけこみ寺事業」により相談窓口を設置し、中小企業の取引上の悩み相談を受け付けており、国では、県内下請中小企業と親企業との取引条件等の実態調査を行っています。 今後もこれらの取組を通じ、国と連携しながら、下請取引の適正化に努めていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を 12、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図るとともに、審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。</p>	<p>100%保証の対象となっている保証制度は、経営安定に必要な資金需要に対応する制度として認識しており、県の制度資金においても東日本大震災津波の被災事業者向けの「中小企業東日本大震災復興資金」などを行っていますが、引き続き、事業資金を必要とする事業者が活用できるよう取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>13、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。</p>	<p>床面積が6,000㎡を超える特定大規模集客施設の立地に関しては、都市構造に与える影響などを勘案し、広域的な見地から適地への誘導など、適正な制度運用に努めています。</p> <p>また、「まちづくり」の推進については、中心市街地活性化法における多様な主体による協議活動に参画、助言するなど市町村、商工団体等との連携を進めるほか、中心市街地や商店街の活性化に向けた取組などへの助成などを通じて商店街を支援しています。</p> <p>小売商業調整特別措置法は、小売商業の事業活動の機会の適正な確保等を目的とし、中小小売業に関わる紛争解決のための措置を定めており、法に基づく調査の申し出があった場合には、適切に対応することとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>14、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。サラ金並みの金融機関のカードローンの実態を把握し規制を求めること。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。</p>	<p>被害者救済については、県民生活センターにおいて消費者からの相談に応じているほか、消費者110番などの特別相談会を実施し、相談機会の確保に努めるとともに、詐欺等の疑いがある相談の場合には警察に取り次ぐ等の対応を行っています。</p> <p>なお、金融機関のカードローンについては、相談対応等を通じて情報を入手するとともに、関係行政庁や業界団体の動向を注視しています。</p> <p>また、多重債務問題に対しては、庁内関係部局や岩手弁護士会、岩手県司法書士会などとの連絡会議を開催するほか、多重債務弁護士無料相談を県内各地で実施するなど関係機関との連携に努めています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
<p>4、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用確保と中小企業を守る対策を</p> <p>15、平泉と橋野鉱山の世界遺産登録と三陸復興国立公園、高田松原復興祈念公園・津波伝承館、三陸ジオパークの認定、世界遺産登録目指す縄文遺跡等の観光資源を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや震災教育旅行など沿岸・県北の観光対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、世界遺産をはじめ内陸と沿岸の観光地をつなぐバスツアーの運行支援や、三陸復興国立公園や三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイルなどの観光資源と地域の特徴を生かした体験プログラムを組み込んだ広域観光ルートの情報発信など、県内をより広く巡り、より長く滞在する旅行商品の造成を促進しています。</p> <p>また、震災・防災学習を目的とした企業・教育旅行を沿岸地域の観光振興の柱とするため、教育旅行誘致説明会への参加や企業研修誘致説明会の開催、教育旅行関係者や企業研修担当者の招請、教育旅行の事前学習への語り部の派遣など、沿岸地域への誘客拡大に向けた取組を進めているところであり、今後においても、高田松原津波復興祈念公園・東日本大震災津波伝承館を沿岸観光の一つの拠点として、三陸沿岸地域をはじめ、全県的な誘客拡大に向けた誘客の促進に取り組めます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>1、TPP11、日欧EPAの影響試算を検証し、輸入自由化路線の中止を求めること。食料主権を保障する貿易ルールの確立を求めること。</p>	<p>本県農林水産物への影響額については、平成30年2月に、国の経済効果分析をもとに試算を行い、TPP11では生産額が約22～36億円減少、日EU・EPAでは生産額が約15～30億円減少するとの結果を公表しています。</p> <p>県では、国に対し、地域産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、国民生活や経済活動に及ぼす影響等の十分な情報提供、本県の基幹産業である農林水産業の体質強化等に向けた施策の着実な実施などを要望してきたところです。</p> <p>今後も、国民の不安や懸念を払拭し、農林漁業者等が安心して経営を継続できるよう、国の責任において万全の対策を講じるよう求めています。</p>	<p>政策地 域部</p> <p>農林水 産部</p>	<p>国際室</p> <p>農林水 産企画 室</p>	<p>B 実 現に努 力して いるも の</p>
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること</p> <p>1)政府の責任でコメの需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること。</p>	<p>県では、国に対し、米政策の見直し後においても、国全体で主食用米の需給の安定が図られるように、実効性のある推進体制の確立について要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。</p> <p>また、米の直接支払交付金の廃止後においても、水田農業の担い手の経営安定に向けた支援を充実するよう強く要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を求めています。</p>	<p>農林水 産部</p>	<p>農産園 芸課</p>	<p>B 実 現に努 力して いるも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること</p> <p>2)米価に「不足払い」制度を導入し、再生産可能な米価を保障するよう国に求めること。</p>	<p>県では、国に対し、ナラシ対策について、標準的収入額の算定基礎年数の拡大や、再生産可能な生産費を基準とした補填内容とするなどの見直しを図るよう要望しており、引き続き、国の検討状況を踏まえ、必要な対応を求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること</p> <p>3)米の生産調整をやめるのではなく、水田における麦・大豆・飼料作物などの増産と一体に取り組むこと。転作条件を有利にし、増産に伴って輸入を抑制するなど、安定した販路と需要先を確保すること。</p>	<p>県では、新たな米政策に対応するため、地域における水田農業の推進方針の検討や、需要に応じた主食用米及び転作作物の生産計画の作成・推進を支援する岩手の水田農業確立推進事業を平成29年度から実施しているところです。</p> <p>また、国に対し、水田活用の直接支払交付金を恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること</p> <p>4)収入保険制度については、対象者を青色申告者(2割)に限定するのをやめ、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善を図ること。</p>	<p>収入保険の対象者を「青色申告を行っている者」としていることについて、国では、「国費を投入して収入減少を補填する制度」であり、「収入の把握は誰でも納得のいくものとする必要がある」ため、「税の仕組みを活用して把握する」としているところです。</p> <p>また、収入を対象としていることについては、「所得を対象とした場合、コストのかけ方が合理的かどうかの判断が必要」となるが、「その妥当性を判断することは難しい」ことから、所得ではなく収入を対象としています。</p> <p>一方、改正農業災害補償法では、その附則で「法律の施行後4年を目途として、制度の在り方について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずる」としていることから、県としても、農業保険制度が農業経営を支えるセーフティネットとして更に万全なものとなるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p>	農林水産部	団体指導課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>2、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の廃止は撤回すること</p> <p>5)米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上を目指し日本型食生活の定着を目指すこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストランなどで県産米の活用を進めること。</p>	<p>県では、平成26年10月から「食べよう！いわての美味しいお米」をキャッチフレーズに、県産米の消費拡大に向けた県民運動を展開しているところであり、平成30年度は米の消費拡大に結びつくおにぎり・おにぎらずコンテスト等に取り組んでいるところです。</p> <p>学校での米飯給食は、平成30年度で平均週4.0回まで増加しており、今後も、栄養教諭等に対し、利用を働きかけていきます。</p> <p>また、県産米を利用する県立病院等給食施設を対象とした「いわて地産地消費食実施事業所」や、ホテル・旅館、レストラン等を対象とした「いわての美味しいお米提供店」の指定拡大に取り組み、県産米の消費拡大を推進していきます。</p>	農林水産部	県産米戦略室流通課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>1)国連「家族農業の10年」(2019～2028年)の趣旨を踏まえ、家族農業の役割を評価し、岩手の実情に合った家族農業の推進を図ること。</p>	<p>本県の農業は、多くの小規模・家族経営体が生産活動に携わっている現状にあり、農業生産や農業・農村の多面的機能の維持などに大きく貢献していると考えています。</p> <p>このため、県では、中山間地域等直接支払制度や県単事業などを活用し、小規模・兼業農家も参画した地域特産物の産地化や、地域の特色ある農畜産物の加工・直売などの6次産業化、豊かな自然や食などの地域資源を活かした都市住民との交流などの取組を支援しており、今後とも、このような多様な生産者が参画した農業生産や地域活動の活発化を通じて、活力ある農業・農村の実現に向けて取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>2)多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願う全ての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。</p>	<p>本県の農業は、産地の核となる認定農業者を中心とし、小規模・兼業農家など、多くの農家が生産活動に携わりながら、地域社会そのものを支えているという実態にあることから、こうした多様な農家が参画した農業生産や地域活動の活発化を通じて、活力ある農業・農村を実現していくことが重要と考えています。</p> <p>このため、県では「いわて県民計画(2019～2028)」において、地域農業の核となる経営体の育成や、生産性・市場性の高い産地づくり、高付加価値化などを柱として、農業者の収益アップと農業・農村の活性化に向けた取組を進めていくこととしています。</p> <p>今後においても、農業経営の発展を目指す農家や、小規模・兼業農家がともに豊かさを実感できる農業・農村の実現に向け、地域に根ざした農業施策に積極的に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>3)地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。</p>	<p>県では、産地の核となり、企業的な経営を目指す認定農業者等を対象に、岩手大学等と連携して「いわてアグリフロンティアスクール」を開設し、企業家マインドの醸成を図るとともに、農業経営相談センターによる、法人化や経営管理能力の向上を支援しています。</p> <p>さらに、経営基盤の強化に向けて、農地中間管理事業による農地の集積・集約化や、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業等により、経営体への機械・施設の整備を支援し、本県農業をけん引し、地域経済社会を支える農業経営者を育成していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>4)農業次世代人材投資事業は、農地集積を目指す「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年全てを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学の施設整備と教育・研修の拡充を図ること。</p>	<p>農業次世代人材投資事業は、就農前の研修や早期の経営確立を支援するため、次世代を担う意欲ある新規就農者を対象としています。</p> <p>交付要件については、親の経営継承を受ける農家子弟であっても、新規参入者と同等の経営リスクを伴う場合には交付対象となるなど、一部の要件が緩和されたところですが、必要に応じ、国に改善を要望していきます。</p> <p>新規就農者に対しては、県立農業大学校や先進農家での実践研修、農業改良普及センターによる就農後の生産技術・経営指導、経営開始時における施設整備等に対する助成など、経営発展段階に応じたきめ細かな支援を実施しており、今後も、市町村等と連携しながら、新規就農者の確保・育成に取り組んでいきます。</p> <p>県立農業大学校については、国の予算措置の状況や県の財政状況などを踏まえながら、計画的に施設整備を進めるとともに、今後とも学生や就農希望者のニーズを踏まえ、カリキュラムや研修内容の充実に努めていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>5)株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。</p>	<p>株式会社の農地取得等については、農地法に基づき、農地所有適格法人又は農地所有適格法人以外の一般法人にあっては解除条件付きで借りの場合に限りに、権利取得が認められています。</p> <p>県としては、農業委員会等と連携し、地域の話合いを基にした「人・農地プラン」による農地の有効利用と担い手への農地の利用集積・集約化を進めているところです。</p> <p>また、農地中間管理事業を軸とする担い手への農地集積と集約化を推進していく上で支障が生じないよう、農地中間管理事業の推進に関する法律などの改正状況等を注視しながら、必要に応じて国に要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>4、農業予算を岩手の基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。</p>	<p>県では、地域農業マスタープラン実践支援事業等の県単事業、経営体育成支援事業や畜産・酪農収益力強化総合対策基金等の国庫事業により、経営の規模拡大や効率化、農業者の所得向上の取組を支援するとともに、国の価格安定対策や経営安定対策を活用して、農業者の経営安定に取り組んでいます。</p> <p>また、国に対して、農業関連施策や予算の拡充について要望活動を行いながら、本県の基幹産業である農業の推進に向けて、施策の充実に努めています。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>1)東京電力福島第一原発事故による放射能汚染による原木シイタケ、キノコ、山菜等の出荷規制の早期解除を求めること。早期の全面賠償を強く求めること。</p>	<p>出荷制限の早期解除については、原木しいたけのほか場の環境整備や野生きのこ・山菜の放射性物質濃度の継続的な定点調査などに取り組んでいるところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p> <p>全面賠償については、風評被害を含む全ての損害に係る賠償金を早期に支払うよう、機会あるごとに、東京電力に対して強く求めるとともに、国に対しても、東京電力を指導するなど必要な措置を講じるよう要望してきたところであり、今後も、国や東京電力に対して、被害の実態に即した十分な賠償が速やかに行われるよう求めていきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>2)輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。</p>	<p>輸入食品については、国が輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所に食品衛生監視員を配置し、原産国名を表示する必要がある加工食品等の監視指導及びモニタリング検査の体制を整備し、その安全性を担保しています。県では、食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する輸入食品の安全確保対策として、残留農薬や食品添加物などの検査を行うとともに、輸入事業者の監視指導や自主衛生管理の支援等を図り、輸入食品の安全確保に努めているところです。</p> <p>また、食品表示については、県民が食品を選択するための重要な情報であることから、輸入食品や生鮮食品等に関する原産地等の点検・指導・収去検査等を実施し、適正な表示の普及・定着を推進します。</p> <p>なお、平成7年に製造年月日表示から、期限表示に改正されていますが、この改正の趣旨は、食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食の安全を確保する上で品質保持が可能な期限の表示を行うことが、消費者にとって有用であるとされているものです。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>3)地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場のコメや農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。</p>	<p>県では、地産地消や食の安全を重視した地域づくりと、地場の農林水産物の活用に向け、市町村の地産地消計画の策定・実践を支援するとともに、地産地消給食実施事業者の拡大に取り組んでいます。</p> <p>また、地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売の促進に向け、商品開発や販路拡大等に知見を有する専門家の派遣や、生産者と加工・小売業者などとの交流会や商談会を開催しているところです。</p> <p>今後とも、農林水産物の地産地消の推進や高付加価値化に向けた取組を進めていきます。</p>	農林水産部	流通課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>4)口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。</p>	<p>県では、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、「食の安全安心危機管理対策指針」及び「岩手県鳥インフルエンザ等発生時対応要領」を策定しており、感染家畜が発生した場合には同指針等に基づき、全庁的な組織を直ちに立ち上げるとともに、殺処分等の対策を迅速に講じることとしています。</p> <p>口蹄疫に係る埋却地については、飼養者自ら確保すべきものでありますが、県としても、適切かつ迅速な防疫対策が可能となるよう、立地条件等に関して助言・指導を行うこととしています。</p> <p>各種感染症の監視体制については、例えば鳥インフルエンザの場合、養鶏場のモニタリング検査や野鳥のサーベイランス検査を計画的に実施するとともに、本病の疑いがある死亡鶏や死亡野鳥について病性鑑定を行っています。</p> <p>農家・業者への補填については、殺処分に係る手当金や売り上げ減少に対する助成金等が速やかに支払われるよう、国と調整しながら対応していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>5)米国産牛肉の輸入を30か月齢まで規制緩和したことに反対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。</p>	<p>厚生労働省は、食品安全委員会が平成24年10月に「米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置に関し、月齢制限の規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と評価して答申したことを踏まえ、平成25年2月1日から米国産牛肉の輸入を30か月齢まで引き上げました。</p> <p>また、同省は、同委員会が平成28年8月に「48か月齢超の健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と評価して答申したことを踏まえ、平成29年4月1日から健康牛のBSE検査を廃止しました。</p> <p>県では、同委員会の評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われたものと認識しており、国内での発生リスクに対する国際的な評価、農業団体の意見や県民の科学的評価に対する理解等を総合的に勘案し、全国の自治体と足並みを揃えて健康牛のBSE検査を廃止したものです。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。</p> <p>6)ニホンシカ等の鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。電気柵設置の効果が表れており「シカ防護網等設置事業」(県単)を拡充すること。「鳥獣被害防止総合支援事業」(国の補助事業)、「鳥獣被害防止総合交付金」(国庫)の拡充を求めること。ニホンシカ等の個体管理を徹底し野生獣の防除と捕獲を強化すること。</p>	<p>県では、市町村が鳥獣被害防止計画に基づき実施する有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置などの対策を支援するとともに、積雪に強い恒久電気さくの普及や鳥獣被害対策研修会の開催などに取り組んでいます。</p> <p>電気さくについては、設置した圃場で被害額が激減するなど効果が認められていることから、国の鳥獣被害防止総合交付金を活用した設置支援を行っており、引き続き、国に対して、十分な予算の確保を要望しているところです。</p> <p>また、県ではニホンジカの県内全域を対象とした捕獲情報の収集などのモニタリング調査を実施し、生息状況や生息密度などの把握に取り組むとともに、狩猟期間の延長や有害捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するなど捕獲を強化しています。</p> <p>有害捕獲については、平成30年度は、前年度より約2,000頭多い約7,000頭分の予算を被害の多い市町村を中心に配分し、被害防止対策を強化したところです。今後もモニタリング調査等の結果を踏まえ、適切な個体数管理に取り組むとともに、市町村や関係機関等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の充実強化に取り組んでいきます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>農林水産部</p>	<p>自然保護課</p> <p>農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>1)外材依存政策を転換し、かろうじて残されていた製材や集成材などの関税撤廃を受け入れた日欧EPA、TPP11の中止を求めること。</p>	<p>県では、これまで国に対し、TPP11や日EU・EPAに関して、十分な情報提供や万全の対応をとることなどについて、機会あるごとに要望してきたところで</p> <p>す。</p> <p>今後も、本県の基幹産業である農林水産業が持続的に発展していくことができるように、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全な対策を講じるよう国に求めています。</p>	農林水産部	農林水産企画室	D 実現が極めて困難なもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>2)森林整備、間伐の取組を抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。</p>	<p>県では、製材工場等に低コストで安定的に原木を供給するため、効率的な森林整備に不可欠な路網の整備や、原木供給のための間伐材の生産を支援しており、林業の振興と木材製品の競争力強化に必要な取組を継続していきます。</p> <p>また、平成29年3月に策定した「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画(第5期計画)」においては、計画期間中(平成29年度～31年度)の木材利用目標を15,600m³と設定したところであり、目標達成に向け、公共施設整備等において率先した木材利用に取り組んでいます。</p>	農林水産部	森林整備課 林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県営住宅の整備については、仕様書において木材を使用する場合は県産材の使用に努めるよう求めているところです。(県産材を活用した住宅建設への支援に関して)</p> <p>省エネ性能を有し、県産材を一定量以上使用した住宅の新築・リフォームに対する助成を行う、住みたい岩手の家づくり促進事業を実施し、県産材の利用の促進を図っているところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県立学校施設の改築、大規模改修に当たっては、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、構造部材や内装材等を県産材とするよう努めています。</p> <p>各市町村に対しても、校舎の改築等に当たり、県産材を活用するよう要請していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>3)「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国の大切な産業として位置付け、林業・木材産業の再生を図り、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。</p>	<p>県では、「いわて県民計画(2019～2028)」において、「意欲と能力のある経営体の育成」、「収益力の高い木材供給基地づくり」、「林産物の高付加価値化と販路の拡大」等に取り組むこととしており、これらの取組を通じ、本県の林業・木材産業の振興や山村地域の活性化を図っていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>4)現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。</p> <p>日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。</p>	<p>林道については、「市町村森林整備計画」で計画されている「路網整備等推進区域」において重点的に整備を進めています。</p> <p>なお、旧緑資源幹線林道については、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、残区間の線形及び幅員を見直し、森林整備や木材生産の効率化のための林道として県が整備しています。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>5)森林を大規模に伐採する太陽光発電は見直し、環境アセスメントの実施を義務付けること。木質バイオマス発電などの施設は、外材依存ではなく、地域の資源量に即した配置とすること。</p>	<p>規模が大きく、環境に著しい影響を与える事業については、環境影響評価法及び環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象となります。現在、国では、大規模太陽光発電施設を環境影響評価法の対象事業に追加すべきか検討しているところです。</p> <p>県としては、国の検討状況を踏まえつつ、太陽光発電施設を独自に条例の対象としている他県等の例も参考にしながら、本県の在り方について検討していきます。</p> <p>県では、これまで木質バイオマス発電事業者に対し、地域の資源量に見合った規模の施設整備や、既存の木材産業への影響に配慮しながら木質燃料を調達するよう、木材供給者との安定取引協定の締結などを指導してきたところです。</p> <p>今後も、国や関係団体等と情報共有を図りながら、木材の需給動向等を注視し、木質バイオマス発電などの施設が適切に配置されるよう対応していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>6)林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。</p>	<p>林業労働者の確保と林業技術の継承について、県では、平成29年4月、林業技術センターに「いわて林業アカデミー」を開講して林業技術者の養成に取り組んでいるほか、公益財団法人岩手県林業労働対策基金と連携し、林業への新規就業者の確保や技術研修などを行っており、今後も本県の林業労働者の確保・育成に取り組んでいきます。</p> <p>林業・木材産業の再生については、引き続き、国の補助事業を活用しながら施設整備を支援し、木材の流通・加工体制の整備を促進していきます。</p>	農林水産部	森林整備課 林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>7)「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。</p>	<p>国が平成15年度から実施している緑の雇用事業は、本県の新規就業者の約半数が利用するなど、これまで大きな成果を上げてきたところです。</p> <p>県としては、引き続き実施団体を通じて、緑の雇用事業による新規就業者の確保やキャリアアップ対策に取り組み、林業就業者の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>8)国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。</p>	<p>林業事業体の育成については、国有林・民有林を含めた事業活動の中で、県が就労条件の改善や事業の合理化に取り組む意欲ある事業体を認定し、指導や支援に取り組んでいるところであり、これら事業体の育成に係る対策の強化を国に要望していきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>1)サケ、サンマ、スルメイカ等の記録的な大不漁に対し、科学的な調査を含めた漁業・水産業振興に対する緊急対策を講じること。多様な漁業資源の活用と商品開発、販路の拡大等思い切った支援策を講じること。</p>	<p>サケについては資源の早期回復を図るため、健康な稚魚の放流に向け、増殖事業関係団体と連携しながら、飼育池ごとの適正な飼育管理や適期・適サイズ放流の徹底、新たな種苗生産技術の開発などに取り組んでいきます。サンマやスルメイカなどの資源については、国の調査研究機関との連携を図り、漁況情報の迅速な提供とともに、資源管理の取組の徹底を図っていきます。</p> <p>また、多様な漁業資源の活用と商品開発、販路拡大に向け、代替原料確保のためのまき網船の誘致、復興シーフードショーや各種相談会などの場づくりによる商品開発・販路回復を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>2)漁船の確保、養殖施設の再建整備を生かし漁場利用の見直しと活用の取組を強化すること。魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備に取り組むこと。</p>	<p>これまでに養殖施設の整備は完了しましたが、平成30年の養殖生産は、震災前の6割にとどまっています。県では、漁場の生産効率の「見える化」分析を通じて、個人経営体や漁協等による生産量の維持増大の検討を進めた上で、異業種との連携による新たな生産体制づくりを支援するとともに、生産技術の改良や種苗生産技術の普及指導により、安定的な養殖生産を支援していきます。</p> <p>また、魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備については、引き続き、水産業共同利用施設の復旧・整備を支援するとともに、復旧した施設等の有効活用を推進していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>3)ワカメ、アワビ、秋サケなどつくり育てる漁業の再建を図ること。サケふ化場、アワビ・ウニの種苗施設の再建整備を図ること。</p>	<p>これまでに、漁業協同組合等から要望のあったワカメ等養殖施設、アワビ等種苗生産施設及びサケふ化場施設の整備は完了しています。引き続き、復旧した施設を活用し、つくり育てる漁業の再建に向けて取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>4)被災した全ての漁港の早期復旧・整備に取り組むこと。漁村集落の維持に取り組むこと。</p>	<p>被災した108漁港全てで本格的な復旧工事に着手しており、平成31年1月末までに107漁港で復旧が完了しています。引き続き、関係市町村や漁業協同組合などと緊密に連携しながら全ての漁港の復旧完了を目指すとともに、漁村集落の復興・再生に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>5)漁業者の生活支援の強化を図ること。二重ローンの解消、緊急的な雇用の確保、生活資金への支援を強化すること。</p>	<p>県では、岩手県信用漁業協同組合連合会が貸し付ける制度資金に対して、市町村と連携し利子補給を行うなど、東日本大震災津波で被害を受けた漁業者等の既往債務の負担を軽減し、経営の早期安定化を図るための支援を継続して行っています。</p> <p>また、被災した漁業者の生活支援に関しては、これまで漁協による雇用を促すとともに、養殖施設等の生産基盤の復旧を支援し、一定程度の生産の回復が進んだところですが、今後も、生産の更なる回復や経営の安定化に向けた支援を行っていきます。</p>	農林水産部	団体指導課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>6)被災した漁協への支援を強化し、漁業・水産業を核とした地域の振興を図ること。被災した漁協の再建へ施設とともに人件費の補助等を含む支援を強化すること。</p>	<p>被災した漁協への支援に関しては、共同利用施設等の復旧・整備に際し、国の補助事業において県、市町村の嵩上げ補助により漁協の負担を軽減しているほか、補助事業等の事務処理について助言・指導を行うなど、人的支援にも努めているところです。</p> <p>今後も、水産業共同利用施設の復旧・整備を支援するとともに、漁協による地域再生営漁計画の実行支援を通じて、漁業者及び漁協の収益向上と経営の安定化を図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>7)サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。</p>	<p>サケ資源に関しては、人工ふ化放流によって資源を維持するとともに、県内だけではなく、関係する道県を含めた漁業調整を図りながら今後も資源の公平配分に努めていきます。</p> <p>また、定置漁業権の免許については、引き続き適切に対応していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>8)小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、経営の規模が小さく収入も不安定なことから、減収補てんを受けられる国の経営安定対策事業の導入や、ケガニやミズダコなどの資源管理の取組を支援するほか、県の地先資源の調査及び解析体制を充実し、資源管理対象魚種を増やすとともに、各魚種の資源量予測制度を向上させ、経営の安定化を支援していきます。</p> <p>また、天然資源を利用する漁業であり、水揚量や魚価の変動が大きく、水産資源を管理し、漁業秩序を維持することなどが重要であるため、県としては引き続き、漁業調整、漁業取締などの業務に取り組めます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>9)新規漁業就業者支援制度を国に求めるとともに、県としても水産アカデミーとともに漁業の担い手対策を強化すること。</p>	<p>県は、漁業就業希望者の地域への定着を促進するため、就業準備研修の受入組織となる「いわて水産アカデミー」を平成31年度に設立することとしており、国に対しては研修生が安心して研修に専念できるよう次世代人材投資(準備型)事業及び新規漁業就業者確保事業を継続するとともに必要な予算を十分に確保するよう要望しています。</p> <p>今後も、「いわて水産アカデミー」の運営を行っていくとともに、国に対して支援の継続・充実を要望していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>5、TPP11、日欧EPA協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>10)福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。</p>	<p>福島第1原子力発電所事故への対応として、県では、産地魚市場に水揚げされた水産物の放射性物質検査を毎週実施し、消費者への安全な県産水産物の提供に努めているところです。</p> <p>また、市町村や関係団体と連携して、消費者の不安の払拭を図るなど風評被害対策に取り組むとともに、東京電力に対し、漁業者等の損害賠償請求について早期かつ確実な賠償金の支払いを求めているところです。今後も、安全な県産水産物の提供や風評被害対策を進め、消費者の信頼回復と県産水産物の販路の回復・拡大に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきといた教育を。</p> <p>1、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取組を徹底すること。</p> <p>1)県央部の県立高校でのバレー部員の自殺や顧問教師による暴力事件が相次いで発生しました。体罰や暴言など暴力行為は児童生徒の人権を侵害するものであり、学校教育の場ではもとよりスポーツなど部活動の場でもあってはならないものです。日体協や高体連などの連名で発表された「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を全ての学校・教職員、生徒や父母にも徹底し、暴力行為根絶の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>平成30年6月「岩手県における部活動の在り方に関する方針」を策定し、各市町村教育委員会や関係団体等と連携を図りながら、部活動における体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶に向けた取組を行っています。</p> <p>各学校に対しては、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を含め適切な部活動の在り方について共通理解を図るよう、引き続き、教職員や保護者、外部指導者等による部活動連絡会の開催を要請していきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>1、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取組を徹底すること。</p> <p>2)本来生徒の自発的自主的活動である部活動について、事実上強制となっている全員加入制(中学校で97.5%)を直ちに見直すこと。部活動の顧問の在り方も見直しと検討を進めること。</p>	<p>学習指導要領には、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることが示されており、各学校に対して市町村教育委員会と連携を図りながら趣旨の理解浸透を図っています。</p> <p>「岩手県における部活動の在り方に関する方針」においては、生徒の多様な活動を保障することや教職員の勤務負担軽減の観点から部活動の在り方を見直すよう求めていますので、各市町村教育委員会や関係団体等と連携を図りながら取組を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>1、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取組を徹底すること。</p> <p>3)体罰・暴言の背景にある部活動における勝利至上主義を是正すること。生徒が主体となって楽しみ、自治能力が身につく部活動に改善を図ること。</p>	<p>「岩手県における部活動の在り方に関する方針」においては、生徒が生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基盤を培うことを求めており、県教育委員会では、自治的な活動を行っている中学校や高等学校の事例を紹介するなど、自主的・自発的な部活動の推進を図っています。</p> <p>また、大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないよう、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導方法や体罰等の根絶に向けた指導者研修の充実に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>1、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取組を徹底すること。</p> <p>4)週二日の休養日など、部活動の改善を示したガイドラインの実行については、スポーツ医科学の成果と全国の先進事例を学び、活かして取り組むこと。</p>	<p>「岩手県における部活動の在り方に関する方針」において、部活動の休養日や活動時間の基準を各学校に示し、各市町村教育委員会や関係団体等と連携を図りながら取組を進めているところですが、今後とも、各学校の活動実態を定期的に把握するとともに、スポーツ医・科学の成果や全国の先行事例も参考にしながら徹底を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>1)いじめ対策の基本として—いじめは人権侵害であり暴力という認識で、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。</p>	<p>児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大事にすることを基軸に据えた教育を推進するとともに、今後もいじめを見過ごすことなく、安全・安心な学校づくりに取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>①いじめへの対応を絶対に後回ししない、「子どもの命最優先」の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように対策と研修を行うこと。</p>	<p>いじめ問題の対策については、平成30年度も平成29年度に引き続き「自殺予防に係る取組」を重点項目の一つとして位置付け、各学校で取り組んでいるところであり、児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大事にすることを基軸に据えた教育を推進しているところであり、今後もいじめやいじめの疑いがあることが確認された場合には、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、その解決に向け、適切に対応する体制づくりや教育研修の充実を図ります。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>②いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。</p>	<p>いじめ問題の対策については、平成30年度も平成29年度に引き続き「関係者への情報共有と連携」を重点項目一つとして位置付け、各学校で取り組んでいるところであり、いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合には、学級担任等が一人で抱え込むことなく、速やかに組織で情報を共有するとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行います。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>③子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。</p>	<p>いじめ問題の対策については、平成30年度も平成29年度に引き続き「児童生徒による取組の推進」を重点項目の一つとして位置付け、各学校で取り組んでいるところであり、今後も全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人に育み、いじめを生まない学校風土づくりに取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>④被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。</p>	<p>いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とした毅然とした態度で指導します。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>2)学校での取組では以下の点に取り組むこと。</p> <p>⑤被害者・遺族の知る権利を尊重すること。</p>	<p>学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、その意向を尊重しながら調査等を丁寧に行うとともに、事実関係について適時・適切な方法で情報を提供します。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>3)教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>①教員の多忙化の解消、35人学級の実現、養護教諭・カウンセラーの増員を図り、児童生徒一人一人に寄り添った取り組みが行われるように教育条件を整備すること。</p>	<p>教職員の勤務負担軽減については、平成30年6月に岩手県教職員働き方改革プランを策定し、時間外勤務の削減等に係る具体的目標を掲げた上で、教職員の勤務負担軽減、健康確保等の具体的取組を総合的に進めることとしています。引き続き、学校現場の状況を把握しながら、市町村教育委員会と連携し、取組を進めていきます。(A)</p> <p>また、本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成30年度から小学校5年生をその対象に加えたところですが、平成31年度は、新たに小学校6年生に35人学級を導入することとしています。(A)</p> <p>いじめ問題等の解消に向けては、いじめをしない児童生徒の育成とともに、いじめ等が発生した場合、いじめに関わった児童生徒の心のケアや教育相談など、養護教諭やスクールカウンセラーの役割は一層増しています。</p> <p>このような状況に対応するため、本県では国からの加配を活用し、教育相談等必要性が高い学校に対し養護教諭の複数配置を実施しているところであり、スクールカウンセラーについても引き続き配置校の拡充に努めていきます。(B)</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>3)教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>②全ての学校で、全ての教職員が参加する規模と回数で、いじめ問題の研修を実施するなど、いじめの解決に取り組む条件整備を進めること。</p>	<p>いじめ問題への対応に係る研修については、総合教育センターにおける教員研修や各教育事務所主催の教員研修を実施し、研修機会を確保しています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>3)教育行政としては以下の課題に取り組むこと。</p> <p>③教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。</p>	<p>平成20年度から実施している新昇給制度においては、学校が教職員相互の協働や連携による取組によって成り立つ職場であることも踏まえ、教職員個々の取組のほか、他の教職員との協働や連携による取組についても重視すべきものとしています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>4)いじめの重大事態については、第三者機関で調査、対応しその教訓を生かすようにすること。</p>	<p>いじめ重大事態の調査については、いじめ防止対策推進法や国の基本方針及びガイドライン等に従い、適切に実施しています。重大事態の調査結果から再発防止等についての教訓を得ることについては、県いじめ問題対策委員会の所掌事項の一つに、いじめの防止等のための調査審議があることから、その取扱い等については、今後、検討をしていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>5)不登校の子どもを温かく支援し、安心して相談できる窓口の拡充、子どもの居場所、様々な学びの場の確保と公的支援を行い、学びと自立を支援すること。</p>	<p>不登校などの生徒指導上の諸課題については、的確かつ迅速に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、学校における教育相談体制の充実と支援に努めています。</p> <p>また、引き続き、「24時間子供SOSダイヤル」等の学校以外の相談窓口を設置していくとともに、他の機関の相談窓口を含めて、児童生徒及び保護者への周知を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>2、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>6)高校中退をなくす取組を強め、進級・進学・就職に責任を持つこと。</p>	<p>入学した生徒に対しては、進路指導の充実や教科指導の工夫等による目的意識のかん養や、生徒個々に応じた教育相談等により、卒業まで指導することを基本としています。</p> <p>今後も、生徒の多様な能力、意欲、関心、適性に対応したきめ細かい指導を通して、生徒が充実した高校生活を送り、希望する進路を達成できるように指導していきます。</p>	教育委 員会事 務局	学校教 育課	B 実 現に努 力して いるも の
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>3、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。</p> <p>1)児童生徒の生活実態を把握し対応できる体制を確立すること。教職員、保健室、SSWの配置と連携を強化すること。</p>	<p>平成30年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により非常勤職員として県内6教育事務所に18名配置し、平成31年度も同様の予算規模で配置することとしており、引き続き教育相談体制の充実に努めるとともに、学校を窓口とした福祉関係機関との連携を強化していきます。</p> <p>また、総合教育センターにおける教職員を対象とした研修等の取組により、教職員の資質向上を図りながら、学校現場における子どもの貧困対策の充実に努めていきます。</p>	教育委 員会事 務局	学校調 整課	B 実 現に努 力して いるも の
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>3、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。</p> <p>2)就学援助制度の周知徹底を図り、対象を生活保護基準の1.5倍に広げるとともに市町村間の格差を解消すること。対象費目の拡充を図ること。</p>	<p>就学援助制度については、各市町村において様々な手段を用いて制度趣旨や申請手続きの周知を図っていると承知しています。</p> <p>県教委としては各市町村に対し、保護者負担の実情を的確に把握した上で、適切な水準で運用が図られるよう助言するとともに、県内各市町村における制度の実態など必要な情報提供を行っていきます。</p>	教育委 員会事 務局	教育企 画室	B 実 現に努 力して いるも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>3、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。</p> <p>3)給食費、教材費の無償化を支援すること。</p>	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、給食費や教材費も含め、国の責務として完全に保障するよう国に対して要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>3、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。</p> <p>4)高校授業料の完全無償化を復活させること。</p>	<p>高校授業料の無償化については、全国一律の取扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されているところです。</p> <p>国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っており、今後も、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>3、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。</p> <p>5)給付制奨学金の拡充を求め、県としても創設すること。</p>	<p>国と県の役割分担の下、大学生に対する奨学金事業は国が担っていることから、県では、高等教育の機会均等のため、様々な機会を通じ国が行う奨学金制度の拡充を要望してきました。</p> <p>国においては、平成30年度に給付型奨学金制度を創設し、現在、給付単価の増額等制度の拡充が検討されているところです。</p> <p>県としては、こうした国の動向を注視しつつ、意欲ある学生が経済的理由に左右されず安心して進学し学業に専念できるよう、必要に応じた要望を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>4、国・文科省に35人学級の実施を強く求めるとともに、県独自にも35人学級を来年度から小学校全学年に拡充すること。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大し、平成30年度は小学校5年生をその対象に加えたところですが、平成31年度は、新たに小学校6年生に35人学級を導入することとしています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>5、教職員の大幅な増員と業務の抜本的な削減で、教員の異常な超過勤務の状況を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。過労死ラインを超える超過勤務は直ちに解消するよう具体的な手立てを講じること。司書教諭を専任で配置すること。パワーハラスメント防止対策を強化すること。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大し、平成30年度は小学校5年生をその対象に加えたところですが、平成31年度は、新たに小学校6年生に35人学級を導入することとしています。</p> <p>教職員の業務の抜本的削減、時間外勤務の削減については、平成30年6月に岩手県教職員働き方改革プランを策定し、時間外勤務の削減等に係る具体的目標を掲げた上で、教職員の勤務負担軽減、健康確保等の具体的取組を総合的に進めることとしており、引き続き、学校現場の状況を把握しながら、市町村教育委員会と連携し、取組を進めていきます。(A)</p> <p>また、司書教諭については、小27学級以上、中22学級以上の学校に専任司書教諭を配置しているものであり、今後も専任司書教諭の拡充に向けて、その成果等について分析を進めていきます。(B)</p> <p>パワーハラスメントの防止については、岩手県教職員コンプライアンスマニュアルへの掲載や、相談窓口を設置するなど、対策に取り組んでいるところですが、引き続き各職場におけるコンプライアンス研修や注意喚起、管理監督者への研修など、様々な機会を通じて意識啓発を図っていきます。(B)</p>	教育委員会事務局	教職員課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>6、県立高田高校のグラウンドの早期整備を図ること。被災した小中学校等のグラウンド整備を含め早期の再建整備を進めること。</p>	<p>県立高田高校の第二グラウンドについては、応急仮設住宅が撤去され、復旧整備が完了したところであり、第一グラウンドについては、平成31年度に本整備を実施することとしていることから、引き続き、早期復旧に向けた必要な取組を進めながら関係機関との調整を図っていきます。(A)</p> <p>公立の小中学校校舎については、陸前高田市立気仙小学校の復旧整備が完了し、新校舎での授業を再開しており、被災した全ての校舎の復旧が完了していますが、高田小学校プール施設については復旧に向けた整備が進められており、国との円滑な調整を図るなど、引き続き必要な支援を行っていきます。</p> <p>なお、公立小中学校の学校敷地にある応急仮設住宅の状況については、平成31年度中に全て撤去される見通しと伺っているところです。(B)</p>	教育委員会事務局	教育企画室	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>7、小中学校の全教室にクーラーの設置を進めるとともに県立高校での教室等へのクーラー設置を行うこと。</p>	<p>市町村立学校へのクーラー設備整備については、国において「冷房設備対応臨時特例交付金」が平成30年度に創設され、先日この制度への申請を行った市町村に対する交付決定があったところです。交付決定を受けた各市町村においては、クーラー設備整備に向けた準備を進めることとしており、今後、順次整備されていく予定です。</p> <p>県立学校へのクーラー設置については、特別支援学校や県立中学校において国の臨時特例交付金を活用し、普通教室等への整備を進めるとともに、高校は保健室や夏季講習に使用する教室への整備を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>8、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。</p>	<p>市町村立学校施設の耐震化については、今後統廃合等を予定しているなど個別事情のある学校を除き、概ね校舎の改修工事が完了する見通しですが、未改修となっている施設の耐震化については引き続き国に対して助成制度の継続や必要な予算額の確保について要望していきます。(B)</p> <p>また、県立学校施設の耐震化については、福岡工業高校及び伊保内高校の改築工事に着手したほか、特別教室棟や実習棟などの小規模施設の耐震改修を進めているところであり、今後も計画的な耐震化を進めていきます。(B)</p> <p>県立学校施設の改築、大規模改修に当たっては、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、構造部材や内装材等を県産材とするよう努めているところですが、各市町村に対しても、校舎の改築等に当たり、県産材を活用するよう要請していきます。(B)</p> <p>県立学校施設の工事に起因するシックスクールの発生を防止するためには、原因物質の発散量が最も少ない材料の使用や揮発性有機化合物が基準内値内であることをVOC測定により確認するとともに、揮発性有機化合物の総量を測定するTVOC測定を必要に応じて実施しており、市町村立学校施設についても児童生徒が学校施設に起因した体調不良を引き起こすことがないよう、室内空気汚染対策の徹底について、引き続き各市町村に要請していきます。(B)</p> <p>シックスクール症候群の症状を訴える児童生徒に対しては、医療機関と連携して対応するとともに、学校薬剤師の指導のもと原因物質の除去を行うなど、健康的で快適な学習環境の維持に努めています。(A)</p>	教育委員会事務局	教育企画室 保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>9、小学校5・6年生の英語科教育については、日本学術会議の提言を踏まえ、専任教員の確保と研修を大前提に、英語嫌いの生徒をつくらないようにすること。道徳の教科化については、憲法の立場に立った取組を基本に、押し付けにならないようにすること。</p>	<p>専任教員の確保については、国の英語専科指導加配を活用して専門性の高い教員の確保に努めており、教員採用試験においても英語検定等の資格を有する受験者への優遇制度を実施しています。研修については、小学校教員の外国語の指導力向上のための研修を県が実施し、平成30年度までの4年間で、のべ660人余りの中核教員を育成しており、この研修を受けた教員を各学校における外国語教育推進の中核に据えることにより、校内研修等の充実を図ることとしています。また、道徳教育は、学習指導要領上、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこととされています。道徳の授業において、教師が特定の価値観を生徒に押し付けることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものであり、多様な価値観に向き合い自ら考え続ける姿勢を養うことが重要であると考えます。県教育委員会としては、今後も新学習指導要領の趣旨を適切に踏まえた授業が行われるよう、様々な研修会等における各学校への周知や指導などを通じた道徳教育の充実を図り、児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成に取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>10、競争と序列化を激させる「全国学力テスト」は中止し、「学力テスト結果」の公表は行わないようにすること。学力テストを県の「次期総合計画」や「教育振興計画」の指標とはしないこと。教育に市場原理を導入する目標管理型学校経営や県版学力テストの点数を目標とするやり方は見直すこと。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、児童生徒への教育指導の充実等に役立てるものであり、本調査への参加や公表については、市町村教育委員会が判断しています。文部科学省では、市町村教育委員会の判断に基づき、学校名の公表を可能にしていますが、教育上の効果や影響等に考慮しながら、序列化や過度な競争が生じないようにする等配慮すべき点について示しており、本県では公表した市町村はありません。</p> <p>(D)</p> <p>学力に関する指標については、知識・技能、思考力・判断力、表現力等の学力の3要素を総合的に育む観点から、指標の最終案では「意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合」と「授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合」と考えているところであり、児童生徒への目標の押し付けや、序列化等が生じることがないように、指標設定の趣旨や諸調査の適切な活用のあり方について、十分な共通理解を図るよう努めていきます。</p> <p>(A)</p> <p>県内の各小・中・義務教育学校では、目標達成型の学校経営への転換を目指し、児童生徒の実態や地域の状況を踏まえ、具体的な目標を設定した取組を進めており、数値目標のみに偏ることなく、目標達成に向けた具体的な取組過程を重視しています。</p> <p>岩手県学習定着度状況調査についても、平均正答率のみに注目するのではなく、正答数の分布状況や課題の見られる問題に着目する等、各小・中・義務教育学校において、児童生徒の学習状況をよりの確に把握するよう努めており、分析結果から各校において必要な指導を工夫し実施するなど、一人一人の学力を保障する取組を進めています。(B)</p>	教育委員会事務局	学校教育課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p> <p>D 実現が極めて困難なもの</p>
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>11、小中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取り組むこと。学校は住民自治の拠点としての役割を持つことから、住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。</p>	<p>小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要と考えており、被災地の学校においても、設置者である市町村の復興計画等の進捗状況に基づき、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p> <p>また、子どもたちの成長にあわせて教育活動を9年間で体系的に展開していく小中一貫教育に関する取組は、全国的にも注目され、各自治体が主体的に進めている現状があります。県教育委員会としては、柔軟な教育課程編成の一つとして捉えており、平成28年4月に義務教育学校が法制化されたことも踏まえ、全国の状況を注視しながら、市町村教育委員会や学校を支援しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>12、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。</p> <p>1)特別支援学校の生徒急増に対応し、緊急課題として教室不足の解消に取り組むこと。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。都南支援学校の跡地への新たな特別支援学校の整備を急ぐこと。国に対し特別支援学校の設置基準を決め、計画的に整備に取り組むよう求めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。</p>	<p>県教育委員会では、特別支援学校の教室不足の解消に向け、地元市町村などからの要望も踏まえ、個別課題について改善を図っています。</p> <p>具体的には、平成28年に二戸地域で盛岡みたけ支援学校高等部分教室を開室したほか、平成29年度には北上市内に花巻清風支援学校北上みなみ分教室を設置しています。</p> <p>盛岡となん支援学校の移転後の空き校舎については、知的障がいを対象とした新たな特別支援学校として活用することとしており、平成31年4月に開校予定となっています。</p> <p>今後は、次期いわて特別支援教育推進プランにおける施策の一つとして、特別支援学校整備計画の策定を進めていきます。</p> <p>また、特別支援学校の男女共用トイレのうち改修可能な箇所については平成26年度までに工事を完了していますが、一部の学校において男女を区分するためのスペースが確保できないため、男女共用トイレが残っていますので、引き続き、狭あい化の解消を図る施設整備を進め、その解消に努めます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課 教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>12、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。</p> <p>2)子どもたちの障がいの複雑化に対応し、軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。</p>	<p>発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実を図るため、平成30年度は、全市町村において、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校に642名(前年比21名増)の特別支援教育支援員が配置され、その財源となる国の地方財政措置額も拡充されるなどの充実が図られているところです。</p> <p>また、県教育委員会においても、平成30年度は高等学校へ41名(H31.2.1現在)の特別支援教育支援員の配置を行っていますが、今後も研修などを通じて市町村を含めた特別支援教育支援員の専門性の向上などに努めていきます。</p> <p>なお、待遇改善については、国の地方財政措置の状況から非常勤職員としての採用とならざるを得ない状況ですが、県教育委員会では特別支援教育支援員研修会の開催や配置校担当者を集めての情報交換会を開催し、特別支援教育支援員の適正な活用に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、通級指導教室については、国の定数改善により、対象となる児童生徒数に応じて教職員の基礎定数化が今後10年をかけて図られており、引き続き、通級加配と併せて教職員の確保及び指導の充実に努めます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課 教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>12、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。</p> <p>3)「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型を目指し拡充すること。</p>	<p>県教育委員会では、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育システム構築に向けて、障がいのある児童生徒も自分の居住地で学ぶことができるように、二戸市(H20小学部、H25中学部、H28高等部)、遠野市(H19小学部、H24中学部)、一関市千厩町(H19小学部、H21中学部)、北上市(H29小学部、中学部)に特別支援学校の分教室を設置しているとともに、盛岡地区以外の特別支援学校では、知的障がいのある児童生徒と肢体不自由の児童生徒に対応するなど、複数の障がい種を受け入れ、地域で学ぶことができるようにしています。</p> <p>また、小・中学校等に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への教育の充実を図るため、特別支援学校による地域支援も推進しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>13、中学校までの完全学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)は見直すこと。給食費の無償化を支援すること。</p>	<p>学校給食については、義務教育諸学校の設置者である各市町村において、学校給食の意義や児童生徒の実態及び地域の実情等を踏まえ、その実施方式等を総合的に判断していると捉えています。また、いずれの実施方式においても、食育の観点から日々の学校給食に積極的に地場産物を取り入れているところです。ランチボックスについても、各市町村において、実施状況等を踏まえながら、趣旨に沿った提供に努めていると認識していますが、今後、必要に応じて助言をしていきます。</p> <p>給食費の無償化については、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、給食費も含め、国の責務として完全に保障するよう国に対して要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>14、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。</p>	<p>併設型中高一貫教育の導入については、検討委員会を設置してその在り方を検討し、設置の方向性を示した上で、各地域への説明会を行いながら十分に時間をかけて進めてきたものです。</p> <p>一関第一高等学校附属中学校は、社会の進歩と発展に貢献する次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材を育成することを基本理念として、平成21年度に設置したものであり、平成30年度末には附属中学校の第1期生が4年制大学の卒業を迎えることとなります。</p> <p>同校では、生徒に対するよりきめ細かな指導体制を実現するため、2020年度から35人学級を導入する方針とするなど、一層の教育環境の充実に努めています。</p> <p>今後においても、生徒の進路状況、同校が目指す教育の進捗状況、周辺の義務教育への影響等、導入の成果や課題を検証しながら、その在り方について継続的に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課 学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>15、県立高校の後期再編計画の具体化については、高校と地域の取組を支援し、実績を評価して進めること。生徒の学習権を保障し、地域と結びついた高校を守る立場から、地域の取組を県教委としても支援すること。</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的諸条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱として、地域の高校を出来る限り存続させることを基本的な考え方としています。</p> <p>生徒にとってより良い教育環境を整備していくため、再編計画の着実な実施が重要と考えていますが、あわせて、各地域における、ふるさと振興に向けた取組の推移や、入学者の状況等も十分見極めた上で計画を推進していくこととしており、現在、地域等との丁寧な意見交換に努めているところです。</p> <p>2021年度から2025年度までの後期計画の具体化については、平成30年度から検討を開始しており、地域における高校の役割等を重視し、地域や産業界の声も十分にお聞きしながら、より良い教育環境を整えていくという視点や、社会情勢の変化等も十分に踏まえた、多面的な検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>今後においても、次代を担う自立した社会人としての基礎的な資質を有する人材の育成、ふるさとを守る人材の育成に向け、学校の魅力づくりや教育の質の確保等について地域等と連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>16、県立高校の入試制度の改善に当たっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。</p>	<p>高校入試は、学校教育法施行規則の定めにより実施しており、生徒の高等学校教育を受けるに足る能力と適性を検査しているものです。実施に当たっては、選抜方法を公開し、学力検査等の得点の簡易開示を行うなど、透明性と公平性の確保に努めています。(A)</p> <p>通学区域については、平成29年4月に、外部有識者による「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議」を設置し、通学区域の制度の意義や、制度を変更した場合の影響等を踏まえた今後の通学区域の在り方等について議論を行い、平成30年8月に、議論の結果を取りまとめた報告書(提言)が提出されたところです。</p> <p>当該報告書では、「通学区域は、地域の活性化の取組と高校のさらなる魅力づくりを見守る必要がある、当面現行制度を維持することが望ましい。」と提言されており、通学区域については、提言の趣旨を踏まえ、現在、検討を進めているところです。(B)</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課 学校調整課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>17、高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率を当面80%以上に引き上げること。3年以内の離職率(47.6%)の改善を目指し、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を身に着けるように徹底すること。</p>	<p>高卒者の県内就職率については、「いわて県民計画(2019～2028)第1期アクションプラン-政策推進プラン-」において、平成31年度に東北トップレベルの84.5%まで引き上げる目標値を掲げたところです。</p> <p>目標達成に向け、高校生に対しては、生徒や保護者を対象とした地元企業を知るガイダンスの拡充や、県内ものづくり産業等で活躍する若手人材を紹介する動画を活用した授業等により、県内企業への理解を促進していくとともに、現在各振興局等に配置している就業支援員を一定期間、主要な専門高校に配置し、教員と一体となった地元企業等への就職支援を行うこととしています。</p> <p>また、企業に対しては、働き方改革の取組や採用力強化に向けた支援などを行っていくほか、採用計画の早期確定による求人票の早期提出や安定した雇用の確保等について引き続き要請していきます。</p> <p>3年以内の離職防止対策としては、高校生を対象とする「高校生と若手社員等の交流会」、主に大学生を対象とするCOC+事業の「ふるさと発見!大交流会」や内定者向け研修などを通じて若者の仕事に対する認識と実際の業務内容等とのミスマッチ解消に取り組んでいきます。また、企業に対しては、就業支援員による新卒者との面談や、若手社員、経営者各々を対象としたセミナーの開催等を通じて、企業の人材育成・定着の取組を促していきます。</p> <p>キャリア教育に当たっては、県内の高校生等に対し、労働関係法令の基礎知識や相談窓口の紹介等を内容としたガイドブックを県独自に作成・配布しているほか、県労働委員会において、学生を対象とした出前講座を実施しています。また、県のホームページ等でも労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているところです。今後もこうした取組を通じて労働教育に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>高校生の就職支援については、各広域振興局に配置の就業支援員や岩手労働局等の関係機関、商工労働観光部と連携し、高校生の安定した雇用の確保と県内就職率の向上及び早期離職の防止に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、「いわてキャリア教育指針」に基づき、児童生徒の発達段階に応じて「総合生活力」「人生設計力」を育成し、児童生徒が自己のあり方・生き方を考え、主体的に進路選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育全体で計画的かつ組織的に育むなど、キャリア教育の一層の推進に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>18、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止を求めること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。</p>	<p>教員採用、管理職任用については、適切な筆記試験や面接等を行い、客観的かつ厳正な評価を行っています。今後もさらに、学校や地域のニーズに合わせ、学校現場で活躍できる人材の確保に努めます。</p> <p>また、教員の任用には単年度措置による加配によるものもあることを踏まえながら、臨時教員の任用についてはこれまで同様適切に進めていきます。</p> <p>教員免許更新制については、文部科学省で設置した「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」で議論され、その改善について報告されています。県としては、国における改正がなされた場合、制度を円滑に運用するよう努めるとともに、必要に応じて国に対して制度の改善を要望していきます。</p> <p>外国人講師による英語教育については、JETプログラムによる外国語指導助手を直接雇用し活用しているところです。また、派遣契約による外国語指導助手については、労務管理や研修業務といった教職員の負担を軽減できるメリットもあるため、直接雇用については慎重に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>19、ブロック塀や歩道の確保など、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。</p>	<p>市町村教育委員会では、平成24年度の通学路緊急合同点検を機に、交通安全の観点での通学路の総点検を行っています。</p> <p>また、県教育委員会では、関係機関と連携し、各市町村において策定した通学路安全プログラムが適切に運用されるよう必要に応じて支援を行い、登下校中の安全確保に努めています。</p> <p>さらに、平成30年度には学校におけるブロック塀等の安全点検等や、登下校防犯プランに基づく防犯の観点から、市町村教育委員会等と連携した緊急合同点検を実施しています。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>20、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること</p>	<p>義務教育における教科書採択については、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律などに基づいて実施されています。県教育委員会では、教科書採択の権限を有する市町村教育委員会や採択地区協議会において、歴史及び公民の教科書を含む教科書の採択事務が公正かつ適切に行われるよう指導しています。</p> <p>また、教育活動における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に沿って措置するよう市町村教育委員会に指導しています。</p> <p>なお、性教育への政治介入の事実は、把握していません。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>21、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化を目指すこと。これまでの授業料減免の財源を復元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への教育費の負担軽減を図っています。</p> <p>また、平成26年度に就学支援金加算額が増額されているほか、平成26年度に創設された授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されており、支援策の拡充が図られてきています。</p> <p>県では、これらの支援策に加え、平成30年度から就学支援金の国の交付額を超えた授業料の減免補助を県単独で拡充し、低所得世帯に対する修学環境の改善を図っています。</p> <p>県としては、引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望していきます。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>22、18歳選挙権に向けて、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であり、小・中学校の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に指導の充実に向けて努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6、憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、全学年での35人学級実現でどの子にもいきとどいた教育を。</p> <p>23、岩手国体成功のレガシーを生かし、県と釜石市が一体でラグビーワールドカップ2019™成功を目指す取組を強化すること。</p>	<p>希望郷いわて国体・希望郷いわて大会では、様々な分野の民間事業者や多くのボランティアの方々の協力・参画により、着実な大会運営や県民総参加のおもてなしなどオール岩手の取組が全国の方々から高い評価をいただき、大会を契機に世界規模のスポーツ大会や合宿の誘致による交流人口の拡大が図られるなどの成果があったところです。</p> <p>また同時に、強風などによる予想しない被害への対応や選手関係者等のニーズに合ったバス・宿泊の調整など大会運営に当たっての様々な課題も確認されたところです。</p> <p>こうした経験値、ノウハウを活かし、交通輸送、警備・防災・医療救護、ファンゾーン運営等のテストの実施と検証により、万全な受入態勢を整備するとともに、県民の参画意識の醸成や外国人受入環境整備など国内外からのお客様にしっかりとしたおもてなしを行い、世界との新たな強い絆を生み出す機会となるよう取り組んでいきます。</p>	文化スポーツ部	ラグビーワールドカップ2019推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>1、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事拡大すること。</p> <p>1) 岩手医大に続く国道46号「盛岡西バイパス」から矢巾町の岩手医大に続く国道4号盛岡南道路の整備を推進すること。</p>	<p>一般国道46号「盛岡西バイパス」については、平成25年12月に全線暫定供用開始したところですが、一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南においては、慢性的に混雑しているとともに、2019年9月には三次救急医療も担う岩手医科大学附属病院が移転する予定となっており、更に交通量の増加が見込まれ、渋滞の発生が懸念されています。</p> <p>一般国道4号の混雑緩和と県内地域医療の中核を担う医療機関へのアクセス確保を図るため、引き続き一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線区間の早期4車線化及び一般国道4号「盛岡南道路」の事業化に向けた調査促進について国に対し要望していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>1、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。</p> <p>2)国道343号新笹野田トンネルの早期事業化を図ること。</p>	<p>一般国道343号については、内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めてきたところです。</p> <p>なお、新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えています。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>1、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。</p> <p>3)国道340号押角峠トンネルの前後の道路整備を進めること。</p>	<p>国道340号押角峠トンネルの前後については、まずは早期の事業効果が見込まれる押角峠工区から接続する宮古側約2kmの区間について、2020年度の新規事業化に向けて、平成31年度は具体の調査設計や公共事業評価の手続きを進め、切れ目のない事業展開に取り組んでいきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>2、若者定住住宅の整備を進めること。雇用促進住宅は若者定住住宅などの活用の可能性を検討すること。空き家バンク・空き家リフォームの取組を進めること</p> <p>1)若者定住住宅・子育て支援住宅の整備を促進すること。</p>	<p>県では、これまで、空き家等の利活用に取り組む民間事業者を育成してきたところであり、当該民間事業者と連携し、若者定住住宅、子育て支援住宅の供給等も視野に入れた空き家等利活用の推進を図っていきます。</p> <p>また、住宅セーフティネット法の改正により新たに設けられた「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」について、空き家等の所有者に周知を行うことで、若者を含めた低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいの確保を図っていきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>2、若者定住住宅の整備を進めること。雇用促進住宅は若者定住住宅などの活用の可能性を検討すること。空き家バンク・空き家リフォームの取組を進めること</p> <p>2) 空き家バンクの取組とともに空き家リフォーム助成を実現し積極的な活用を図ること。</p>	<p>県では、移住者の受入環境整備を図るために、市町村による空き家バンクを活用した移住促進事業に対する補助を実施しているところです。</p> <p>平成31年度においても継続して実施することとしており、引き続き、市町村等関係機関と連携しながら進めていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>2、若者定住住宅の整備を進めること。雇用促進住宅は若者定住住宅などの活用の可能性を検討すること。空き家バンク・空き家リフォームの取組を進めること</p> <p>3) 雇用促進住宅は民間事業者に売却されましたが、若者定住住宅などに活用できるよう検討すること。</p>	<p>若者定住住宅の整備については、県内の市町村で雇用促進住宅を買い取り、若者定住住宅として活用している事例もあることから、各市町村に対し、住宅施策を含めた県内外の移住施策の情報を提供するとともに、市町村が行う空き家バンクを活用した移住促進事業に対する補助を実施しているところであり、市町村との連携を強化し、若者の定住に向けて取り組んでいきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>3、県民の要望が強い県営住宅の新増設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方（1世帯1台）を見直し整備すること。</p>	<p>県営住宅を含む公営住宅については、震災に係る災害公営住宅として5,854戸（内陸部含む、平成30年12月末現在）の整備を進めています。県営住宅の整備に当たっては、従来から内装材等への県産木材の使用に努めてきたところであり、一部では構造材を県産木材とした木造の整備も実施しているところです。県営住宅への浴槽等の設置については、建替えや改修に合わせて順次進めているところであり、既存の県営住宅の風呂釜については、新規入居者の負担軽減を図るため再利用を可能とする運用を実施しているところです。</p> <p>また、県営住宅の駐車場については、一部団地において2台目駐車場の許可を実施しているほか、災害公営住宅の一部団地においては1戸1台以上の駐車区画を整備しています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。</p> <p>1)復興事業関連で大幅な変更請負契約が繰り返されています。詳細設計を踏まえた入札とするよう改善を図ること。</p>	<p>震災関連業務の発注に当たっては、かつてない規模の工事管理や技術判断に対応して、最大限合理的な復旧工事の遂行に取り組んでいるところです。早期の工事着手のため、詳細設計を行う前の段階で発注した上で、準備が整ったものから段階的に地質調査・詳細設計を行っているところであり、当初想定していなかった事態への対応のため工法の変更が必要となる場合もあることから、変更請負契約を行っているものです。今後も、設計の精査に努めるとともに、変更が生じる際にはその説明に努めていきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。</p> <p>2)公共事業の発注と入札に当たっては、福島県の取組を参考に、地元業者への発注比率を高めるように改善を図ること。下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。</p>	<p>県営建設工事の発注に当たっては、県内企業で施工可能と認められる工事は県内企業への発注を基本としています。復旧・復興工事の円滑な施工の推進のため入札参加資格要件の緩和措置を講じたことにより、県外企業の受注割合が高くなった時期もありましたが、平成29年度以降は、件数、金額ともに震災前の受注割合に戻っています。引き続き、他県の制度も参考にしながら県内業者への優先発注に努めていきます。(B)</p> <p>また、地元企業の入札参加に配慮した地域要件等を設定して条件付一般競争入札を実施するとともに、地域貢献度を評価する総合評価落札方式を導入しています。(A)</p> <p>あわせて、平成19年7月以降、特に低い価格での入札を排除しつつ、より低廉で良質な調達が可能となる低入札価格調査制度を導入しています。(B)</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
	<p>県では、工事受注者が下請契約を締結した場合、下請調書や施工体制台帳及び施工体系図の提出を義務付けており、これらの提出を受け、適正な下請契約であることを監督職員が確認しています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。</p> <p>3) 制定された「公契約条例」に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を優先すること。</p>	<p>地元企業への発注については、県内企業の育成、地域経済の活性化、雇用確保の観点から、県内企業で施工可能と認められる工事は、県内優先発注を原則としており、引き続き、県内企業の受注機会の確保に努めていきます。</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県の公共工事設計労務単価については、国と合同で毎年実施している公共工事労務費調査の結果を基に設定された最新の単価を採用しているほか、間接工事費に復興係数を乗じるなど、実勢に即した適正な積算となるよう対策を講じています。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、建設業法等関係法令の順守や保険加入について、共通仕様書に明記して受注者に義務付けるとともに、工事着手前には受注者から施工計画書の提出を受け、適正な施工計画であることを監督職員が確認しています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。</p> <p>4) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。</p>	<p>談合情報どおりの落札となった場合には、入札参加者から事情聴取等を行い、談合の事実があったと認められる場合や談合等不正行為の疑いが高い場合には、入札を無効とするほか、必要に応じて公正取引委員会や警察に通報することとしています。</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>公共工事の発注に当たって、専門工事の分離発注が可能な場合は、原則として分離発注を行うこととしており、各専門工事業者の受注機会の確保に努めています。</p> <p>下請契約書(調書)の公表については、県の情報公開条例に則って取り扱っています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>5、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策を講じること。</p>	<p>地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策については、国において放送事業者等と連携して実施し、県内の対象世帯は平成27年3月までにその対策を完了しています。</p> <p>なお、東日本大震災津波による、高台移転に伴う地デジ難視聴対策については、国の被災地域情報化推進事業を活用した対策が講じられています。</p>	政策地域部	情報政策課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>7、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>6、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取組は、学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて進めること。地元自治体負担が大きくなるよう対策を求めること。</p>	<p>文部科学省が設置した有識者会議が平成30年7月に取りまとめた報告書においては、住宅、教育等の生活環境要件や交通、情報等の社会基盤要件のうち公共施設や公共サービスに関わるものについては、ILCの立地自治体、周辺自治体による支援が不可欠であるとされています。</p> <p>県としては、引き続き、国等の動向を注視しながら、ILCの実現に向けて必要な取組を行っていきます。</p>	政策地域部	科学ILC推進室	B 実現に努力しているもの
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>1、「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。</p>	<p>六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設については、国が安全性を審査し、設計認可等するとともに、現在、新規基準に基づく安全審査を行っており、その安全性については、国及び事業者の責任において確保されるべきものと考えています。</p>	環境生活部	環境保全課	S その他
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>2、原発の再稼働、輸出の中止を求めること。</p>	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっており、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。</p> <p>県としては、再生可能エネルギーの導入は、地産地消のエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであることから、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けた取組を進めているところです。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>3、再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2020年までに25%削減目指す具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>1)地球温暖化防止に真剣に取り組むこと。県が独自に決定した25%削減目標の達成目指しあらゆる対策を講じること。</p>	<p>県では、岩手県地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けた施策として、温室効果ガス排出抑制等の対策、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の3本の柱を掲げ、柱毎の施策の推進方向に基づき、取組を進めています。</p> <p>このうち、温室効果ガス排出抑制等の対策については、家庭部門における省エネ取組の推進や、産業部門における環境経営等の促進、運輸部門における次世代自動車の普及などに取り組んでいます。</p> <p>また、再生可能エネルギーの導入促進においては、防災拠点施設への再生可能エネルギーの導入や、被災家屋等への太陽光発電の導入支援、水素の利活用や自立・分散型エネルギー供給体制の構築支援などに取り組んでいます。</p> <p>さらに、森林吸収源対策については、造林や間伐などの森林整備や、木質バイオマスの利用拡大などを推進しています。</p> <p>今後においても、県内の産業、運輸、地域活動団体、行政等の全県的な団体で構成する「温暖化防止いわて県民会議」を中心に、県民、事業者、行政が一体となった県民運動を展開し、各種対策を実施していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>3、再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2020年までに25%削減目指す具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>2)地球温暖化防止についての啓発・学習の取組を学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取り組むこと。</p>	<p>県では、地球温暖化防止活動推進センターを拠点に、温暖化対策に係る情報発信や普及啓発などの取組を進めています。</p> <p>具体的には、県民の省エネ行動の成果をホームページ上で分かりやすく表示する「いわてわんこ節電所」の運営や、小学生とその家庭での省エネ取組を促す「地球温暖化を防ごう隊」事業の実施、各地域で開催される研修会等への地球温暖化防止活動推進員の派遣などを行っています。</p> <p>また、地球温暖化防止に関する活動発表や講演会・セミナーなど総合的な情報提供や普及啓発を行うため、毎年度「いわて温暖化防止フェア」を開催しています。</p> <p>今後においても、こうした取組を継続して実施し、家庭や職場、更には地域における地球温暖化防止の取組を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>3、再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2020年までに25%削減目指す具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>3)2020年目指す25%削減目標を達成するために、目標にふさわしい戦略と具体的な方策と行程表を策定し取り組むこと。</p>	<p>県では、岩手県地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けた施策として、温室効果ガス排出抑制等の対策、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の3本の柱を掲げ、柱ごとの施策の推進方向に基づき、取組を進めています。</p> <p>このうち、温室効果ガス排出抑制等の対策については、県民、事業者、行政などが連携した取組を推進しているものの、県内の温室効果ガスの削減は基準年(1990年)に対し、小幅な減少にとどまっています。また、再生可能エネルギーの導入促進については、太陽光などを中心に導入が進み、再生可能エネルギーによる電力自給率が高まっているものの、送配電網への接続に制約が生じている状況となっています。</p> <p>そのため、いわて県民計画(2019~2028)では、政策項目として、地球温暖化防止に向けた低炭素社会の形成を掲げ、温室効果ガス排出削減対策においては、県民、事業者、行政が一体となった県民運動を実施し、住宅の省エネルギー化の普及啓発や省エネ機器・次世代自動車の導入促進に取り組むこととしています。</p> <p>また、再生可能エネルギーの導入促進においては、風力、地熱、バイオマス等の利用を促進するとともに、災害時にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築や、水素の利活用、送配電網の強化等について国に働きかけるなどの取組を推進します。今後においても、これらの計画に基づき、市町村や各団体との連携・協働の下、全県的に取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>3、再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2020年までに25%削減目指す具体的な方策と行程表を示すこと。</p> <p>4)自然エネルギーの活用を大幅に拡大すること。太陽光発電や風力、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強力で推進すること。森林の大規模な伐採による太陽光発電など、新たな環境破壊の危険性のある開発は環境アセスを義務付けるなど規制措置を講じること。</p>	<p>県では、豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用を図るため、「いわて県民計画(2019~2028)」において、再生可能エネルギーによる電力自給率を2022年度までに37%とする目標を定め、主要な施策の行程表等も示しながら取組を進めていきます。</p> <p>規模が大きく、環境に著しい影響を与える事業については、環境影響評価法及び環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象となります。現在、国では、大規模太陽光発電施設を環境影響評価法の対象事業に追加すべきか検討しているところです。</p> <p>県としては、国の検討状況を踏まえつつ、太陽光発電施設を独自に条例アセスの対象としている他県等の例も参考にしながら、本県の在り方について検討していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室 環境保全課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>4、県の盛岡広域の「ごみ処理広域化計画」は見直すこと。</p> <p>①盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1か所に集中させる「ごみ広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルに逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな影響を与えるものです。地域住民との「覚書」を守り、分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校における喘息罹患率が高い実態と原因について調査すること。</p>	<p>焼却施設の設置場所は、市町村が住民と話し合いのもとに決定されるべきものです。</p> <p>なお、市町村はごみ処理広域化に加えて、ごみの減量化、リサイクルに係る先進的な取組を行うことにより、その成果が地域内に拡大されていくものと考えています。</p> <p>また、焼却施設の稼働と喘息罹患率の関係については、調査実施を含め、施設設置者が対応していくものと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>4、県の盛岡広域の「ごみ処理広域化計画」は見直すこと。</p> <p>②大型焼却炉の導入は、ごみの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。既に導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しを図るとともに市町村に押し付けないこと。</p>	<p>人口減少などの社会情勢や地域の実情を踏まえ、市町村における持続可能なごみ処理体制の維持・構築を図るため、県としては、今後ごみ焼却施設の計画的な維持管理・改修や集約化を促進していきたいと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>4、県の盛岡広域の「ごみ処理広域化計画」は見直すこと。</p> <p>③小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。</p>	<p>廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を徹底するため、国の循環型社会形成推進交付金の交付対象は、エネルギー回収型等の廃棄物処理施設とされ、小型焼却炉に多い単純焼却施設は交付対象外とされています。</p> <p>県としても、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効に活用できる施設が望ましいと考えます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>4、県の盛岡広域の「ごみ処理広域化計画」は見直すこと。</p> <p>④新たな焼却施設の整備にあつては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。</p>	<p>県央ブロック、県南ブロックにおける新たな焼却施設の整備について、県としては、必要に応じて助言を行っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>5、ごみ問題解決の基本は、元(発生源)からごみを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>1)ごみのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取組を強化すること。生ごみ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>「岩手県循環型社会形成推進計画」において、ごみの排出量等について目標値を定めており、ごみの発生抑制を第一とする3Rの取組を一層推進するために、「もったいない・いわて3R推進運動」を展開し、県民に対する普及啓発や市町村等が進めるごみ減量化への助言等を行っています。</p> <p>また、廃棄物の資源化等については「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、取組を進める企業等を支援しており、今後も当該事業を継続していきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>家畜排せつ物の処理及び利用について、家畜排せつ物法に基づき、県では「岩手県家畜排せつ物利用促進計画(平成28年3月改訂)」を策定し、家畜排せつ物の利用の目標や耕畜連携・堆肥の広域流通の情報整理など、利用促進に関する事項等を定めており、各地域の関係者で構成する「地域たい肥生産利用推進協議会」が中心となり、堆肥の利用促進に向けた取組を行っています。</p> <p>今後も、耕種農家との連携を図る取組の充実・強化に努めていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>5、ごみ問題解決の基本は、元(発生源)からごみを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>2)ごみの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。</p>	<p>「拡大生産者責任」については、循環型社会形成推進基本法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等のほか、各種リサイクル法に基づき取組が進められているものと認識していますが、県としても、関係法令の運用状況等を踏まえて、国に対する要望や周知に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>6、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>1)有害廃棄物の早期撤去、廃棄物の全量撤去に取り組むこと。</p>	<p>廃棄物の全量撤去は、平成26年3月に完了しています。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>6、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>2)専門家の協力と地域住民の参加で解決に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任を果たすこと。</p>	<p>現場の原状回復に当たっては、学識経験者と地域住民代表を構成員とする原状回復対策協議会において事案の解決に取り組んでいます。</p> <p>また、同協議会は、公開の場で科学的知見や地域住民の意見を踏まえて協議を行うとともに、毎年公開の現地調査を行っており、会議の公開や会議内容の情報発信を通じて今後も地域住民に対する説明責任を果たすよう取り組みます。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>6、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。</p> <p>3)産廃物の不法投棄の根絶を目指し、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。</p>	<p>不法投棄等産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導については、産廃Gメンを広域振興局等に配置し、地域に密着した監視指導を効率的に実施するとともに、隣県や市町村等と連携し、合同パトロールを行うなど、不法投棄の未然防止や早期発見に向け引き続き努力しています。</p> <p>また、不法投棄行為者に対して原状回復など改善を求め、早期解決を図っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>7、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。盛岡市内で喘息罹患率が高い小学校の地域のPM2.5の調査・観測を実施すること。</p>	<p>県では、環境省が策定した事務処理基準に基づきPM2.5測定器を配置し、測定を行っています。今後も常時監視体制を維持し、測定を実施していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策に当たっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>1)健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実を図ること。</p>	<p>健康被害者の早期発見のための検診制度の確立等について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p> <p>アスベスト関連疾患の診断に関しては、エックス線写真の読影など、その判断には困難な事例が多く、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についての知識も必要となるものであり、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する岩手産業保健総合支援センターにおいて、県医師会と協力の上、産業医を対象とした石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知のための専門的・実践的研修(石綿関連疾患診断技術研修)が行われています。</p> <p>なお、石綿に係る検査に対応可能な県立病院は7か所ありますが、その中で対応が困難な場合等には、他の病院との連携などにより対応することと聞いています。</p>	<p>環境生活部</p> <p>保健福祉部</p>	<p>環境保全課</p> <p>医療政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>S その他</p>
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策に当たっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>2)中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。</p>	<p>「アスベスト問題に係る総合対策(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)」の計画的な推進による実態調査の実施について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>環境保全課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策に当たっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>3)アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うに当たっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。</p>	<p>建築物のアスベスト使用実態調査については、公共施設・民間施設それぞれにおいて実施しており、公共施設についてはその結果を公表しているところ です。</p> <p>解体工事等のアスベスト飛散防止対策については、大気汚染防止法に基づき、原則として立入検査の上、必要な指導を行っていきます。また、作業に当たってはその内容を表示して、周辺住民に周知することとなっています。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策に当たっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>4)中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。</p>	<p>融資制度については、県の商工観光振興資金の低利子融資が利用可能であり、アスベストの除去・改修については1億円まで融資が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策に当たっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>5)県としてアスベスト検査体制を確立すること。</p>	<p>建築材のアスベストの含有検査については、県内の民間検査機関において対応が可能であることを確認しています。また、大気中の濃度測定については、県環境保健研究センターなどで対応が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。</p> <p>1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。</p>	<p>県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境、廃棄物焼却施設などの発生源周辺のモニタリングを実施し公表しています。</p> <p>なお、同法による廃棄物焼却施設等規制対象施設には、排ガス等の自主測定と知事への報告が義務付けられており、これについても取りまとめの上、公表しています。ダイオキシン類の人体への取り込み、蓄積状況については、国(厚生労働省、環境省等)により、専門的・継続的調査が実施されているものと承知しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。</p> <p>2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。</p>	<p>県では、平成10年度から平成19年度までの10年間、県内の主な河川、海域について内分泌かく乱物質、いわゆる環境ホルモンの実態調査を実施し、全国に比べ検出頻度、濃度範囲ともに低いこと、魚類に対し内分泌かく乱作用が疑われる物質について無影響濃度を下回っていることを確認するとともに、調査結果についてはインターネット等を通じて公表してきたところです。</p> <p>食品用の器具又は容器包装については、公衆衛生の見地から、国が食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装についても、材質試験及び溶出試験の基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されており、県では、規格基準に適合しない食器等が流通しないよう監視指導しています。</p> <p>なお、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、これにより食品用の器具又は容器包装の安全性や規制の国際整合性を確保するため、規格が定まっていない原材料を使用した器具又は容器包装の販売等の禁止等を行う、いわゆるポジティブリスト制度が導入されることとなり、2年以内に施行されることとなっています。現在、国において詳細な内容を検討しており、その状況を注視していきます。</p>	環境生活部	環境保全課 県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>10、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。</p>	<p>本県の希少な野生動植物の保護対策を推進するため、県では、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき指定した希少野生動植物の流通監視活動や環境整備などの保護対策に取り組んでいます。</p> <p>また、平成25年度にいわてレッドデータブックの改訂を行い、平成26年度からレッドデータブック掲載種の追跡調査を行うなど生息状況の把握に努めてきたところですが、一定の年数が経過したことを踏まえ、平成31年度からいわてレッドデータブックの改訂に取り組むこととしています。</p> <p>なお、本県の優れた自然環境を適切に把握し保全していくため、平成10年度に策定した岩手県自然環境保全指針の見直しを行っています。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>11、大型開発・公共事業の乱開発、風力発電等を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。</p>	<p>規模が大きく、環境に著しい影響を与える事業については、環境影響評価法及び岩手県環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象になります。</p> <p>同制度において、県は関係市町村の意見及び各分野の有識者で構成される岩手県環境影響評価技術審査会の意見等を踏まえて、事業者に対し県としての意見を述べているところであり、今後も県民、事業者及び行政が相互に有益な意見を出し合いながら、猛禽類を含めた的確な調査、予測及び評価が行われるよう、同制度の適切な運用に努めていきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県を目指す。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>12、「たばこのない五輪・ラクビーワールドカップ」を目指し、県庁舎は議会棟を含め敷地内全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底目指し、受動喫煙防止条例の制定を目指すこと。</p>	<p>職員にあっては、県庁舎内(議会棟を含む)において全面禁煙としています。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>受動喫煙防止のため、当部で所管している県営スポーツ施設、文化施設においては、施設内全面禁煙としています。</p>	文化スポーツ部	文化スポーツ企画室	
	<p>「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p> <p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねたうえで、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進めることが必要であると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や官公庁等の公共的空間における受動喫煙防止対策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成30年、望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が公布され、平成30年7月には、行政機関等は原則敷地内禁煙とすることとされたことから、現在、改正法を踏まえた環境整備等に向け、検討を進めているところです。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
	<p>県立病院施設については、施設内全面禁煙となっています。</p>	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>議会棟においては、平成26年11月に喫煙室を設置し、喫煙室以外は全面禁煙としたところです。なお、総務部管財課では、受動喫煙防止対策の効果を検証するため、当該喫煙室内及び周辺について、年3回、定期的に測定を実施しており、分煙のための必要な措置が適切に講じられているものと理解しています。</p>	議会事務局	総務課		
<p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。受動喫煙の防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課		

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>9、禁止薬物検出問題の徹底的調査を行い、その結果を踏まえ競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>1、5頭までが禁止薬物が検出される異常な事態となっています。警察による捜査と合わせて、徹底した原因究明を行うこと。万全の監視・管理体制を構築すること。</p>	<p>相次いで禁止薬物陽性馬が発生したことに関し、岩手県競馬組合では、岩手県警察本部に刑事告発を行ったところであり、今後も警察の捜査に全面的に協力をしながら、原因の究明に努めていきます。</p> <p>また、水沢競馬場、盛岡競馬場双方において監視・管理体制を強化しており、継続して再発防止策を強化していきます。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	B 実現に努力しているもの
<p>9、禁止薬物検出問題の徹底的調査を行い、その結果を踏まえ競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>2、競馬事業の継続に当たっては、禁止薬物問題の原因究明を踏まえて、2018年度の事業実績を評価し、平成31年度事業計画の妥当性・実効性を関係者はもとより、県、盛岡市、奥州市の議会で検討すること。</p>	<p>岩手県競馬組合の平成31年度事業計画については、禁止薬物陽性馬の発生に係る対応や平成30年度の実施状況を踏まえながら、競馬組合運営協議会などにおいて、競馬関係者や構成団体と十分な協議を行うとともに、構成団体議会から選出された議員で構成する競馬組合議会に対し、その基本的な考え方を説明し御意見を伺いながら検討を進め、策定しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	B 実現に努力しているもの
<p>9、禁止薬物検出問題の徹底的調査を行い、その結果を踏まえ競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>3、地方財政に寄与するという存在意義を失っている県競馬組合は、330億円融資の元金返済の見通しもなく、コスト削減も限界にきており、将来の存続の見直しを検討し、廃止を含めて今後のあり方を検討すること。</p>	<p>競馬事業を廃止した場合、構成団体が融資した330億円が返済されなくなることに加えて、施設の解体費用等、廃止に伴う費用が発生すると見込まれるほか、地域の雇用や地域経済への直接・間接の影響が懸念されます。</p> <p>このため、「新しい岩手県競馬組合改革計画」のルールに沿って、新たな赤字を発生させない仕組の下、競馬事業を継続していくことが、構成団体、ひいては県民・市民の負担を最小限とすることにつながるものと考えています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>9、禁止薬物検出問題の徹底的調査を行い、その結果を踏まえ競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること。</p> <p>4、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。</p>	<p>岩手県競馬組合の経営悪化の原因と管理者の責任については、構成団体が共同で設置した岩手県競馬組合事業運営監視委員会が、過去の事業運営の検証を行い、平成19年8月に報告書を取りまとめました。</p> <p>その報告書では、経営悪化の原因について、競馬組合の経営がその時々々の情勢の変化に適切に対応できなかったものとの指摘がありましたが、事業運営の手続きや内容に明らかに法令に違反するものや著しく合理性を欠くものは認められなかったとされており、当時の関係者の個人的な法的責任を問うまでに至らないものと認識しています。</p> <p>また、金融機関は競馬組合の要請に応じて融資を実行したものであり、金融機関の貸し手責任は問えないものと認識しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>1、マイナンバー制度は、個人情報漏洩、セキュリティ対策の負担増など、国民にとって百害あって一利なしの制度です。マイナンバー制度の中止を求めること。</p>	<p>マイナンバー制度は、番号利用法に基づき、平成28年1月1日から法に規定された事務においてマイナンバーの利用、平成29年11月から情報連携の本格運用がそれぞれ開始され、福祉関係等の事務手続において添付書類が省略されています。</p> <p>本制度は、税・社会保障制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い、より公平・公正な社会の実現を図るためのインフラとして国が制度化を推進したものであり、行政手続での所得証明書等の添付書類の省略など、住民の利便性向上に資するものであることから、県としても個人情報の保護やシステムのセキュリティ強化に取り組みながら、適切に制度の運用を行ってまいります。</p>	政策地域部	情報政策課	D 実現が極めて困難なもの
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化を目指すこと。</p> <p>1)「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方を目指すこと。</p>	<p>本県では平成の合併などにより、現在33市町村となりましたが、合併を契機として行財政基盤の強化が図られ、生活に必要な施設整備等が推進されたほか、住民同士の新たな連携や地域資源の活用などの効果が現れていると考えています。</p> <p>県としては、それぞれの市町村に最も相応しい姿は、住民の意向を踏まえて、それぞれの地域が決めるべきものと考えており、住民自治について、これまでどおり、地域の自主的な取組を支援することを基本とし、行財政運営についての助言や情報提供を行うなど、必要な支援を行ってまいります。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化を目指すこと。</p> <p>2)広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取組を進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、地方分権改革に係る一括法に基づく事務移譲のほか、県条例に基づく独自の事務移譲を行っており、今後も、市町村と十分に合意形成を図りながら、事務移譲を行ってまいります。</p> <p>地方公共団体が、安定的な財政運営を行っていくためには、地方税・地方交付税を含めた一般財源の確保が何よりも重要であり、県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところです。</p> <p>今後も、地方団体固有の財源として地方交付税の所要額の確保に加え、その機能の維持について国に対して強く要望してまいります。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化を目指すこと。</p> <p>3)合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、市町村への権限移譲や自主的な広域連携の取組に対する支援を行うとともに、市町村行財政コンサルティング等を通じて、行財政運営への適切な助言を行い、市町村の更なる行財政基盤の強化を支援していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>3、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>1)地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。</p>	<p>地方公共団体が安定的な財政運営を行っていくためには、地方交付税をはじめとする一般財源の確保が何よりも重要です。</p> <p>県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところであり、今後も強く要望していきます。</p>	総務部	財政課	B 実現に努力しているもの
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>3、「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。</p> <p>2)地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。</p>	<p>道州制については、国と地方の役割分担を再構築することにより、地方分権型の地方自治への転換や広域的課題を解決するための視点から議論されることには意義がありますが、住民自治や道州のガバナンスなどの観点から検討されるべき課題も多く、今後広く議論していくことが必要と考えています。</p> <p>本県においては、今般の東日本大震災津波への対応の中で、これまでにない主体的かつ大規模な県内外の自治体との連携や、行政・民間等の枠を超えた連携・協働の取組の進展が見られるなど、地域の底力が発揮され、今、岩手の自治力が高まりを見せているところです。</p> <p>東日本大震災津波からの復興に最優先で取り組む本県としては、現段階では引き続き、住民自治や地方分権を進める中で、地域の主体性を発揮した復興の取組を着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。</p>	政策地域部	政策推進室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>1) 犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺、交通事故等県民の安全を守る警察の取組を強化すること。要望の強い交通安全施設の整備を強化すること。</p>	<p>犯罪の防止・摘発については、県内の犯罪情勢に即した広報啓発などの被害防止活動、発生した場合の早期検挙活動等、効果的な犯罪抑止対策を強化しています。</p> <p>オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺については、警察本部内に「特殊詐欺対策本部」を設置し、被害防止対策と検挙活動を推進しています。具体的には、金融機関と連携した「預金小切手プラン」の継続的推進や「岩手県警察特殊詐欺被害防止広報センター」からの注意喚起、県担当部局等との連携によるケアマネージャー等の活動を通じたチラシ配布による啓発活動のほか、コンビニエンスストアにおいて、電子ギフト券や収納代行を悪用した被害が続いていることや、警察官や金融庁職員等になりすましてキャッシュカードを騙し取ったり、すり替えて盗み取る手口が増加していることから、注意喚起を強化しています。</p> <p>交通事故防止対策については、平成30年の県警察活動重点の一つに「運転者の安全意識を高める目立つ街頭活動及び交通指導取締りの推進」を掲げ、交通要点における駐留監視活動及び横断歩行者等妨害等違反など、重大事故に直結する交通違反の指導取締りを強化した結果、交通事故発生件数、死者数及び負傷者数とも前年比で減少したものです。平成31年もこれを継承し、運転者の規範意識を高める取組を推進して、更なる減少を目指します。</p> <p>また、子どもや高齢者等の交通弱者を交通事故から守るため、関係機関・団体と連携し、道路交通への参加実態に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育や各種広報啓発活動を推進します。</p> <p>交通の安全と円滑の確保を目的とした交通安全施設の整備については、県民の関心も高く、地域住民等から多くの意見・要望が寄せられており、整備に当たっては、設置の効果や緊急性等を十分に検討した上で、地域の代表者等で構成する警察署交通規制対策協議会に諮り意見を聴くなど、民意の反映にも配慮しています。</p> <p>今後、新設等と並行して老朽化の進む既存施設の更新整備も必要不可欠であり、県民の命を守るという視点から、真に効果的な交通安全施設の整備を図っていきます。</p>	警察本部	生活安全企画課 交通企画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>2) 東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を引き続き強化すること。遺族等の要望を踏まえた湾内での捜索活動等を重視すること。</p>	<p>捜索活動については、現在も月命日を中心として実施しており、平成30年は、延べ51回、745人で行っています。平成31年は、1月末現在で延べ4回、30人で実施しています。</p> <p>今後も御家族の御要望、復興工事の進捗等を踏まえ、随時、沿岸警察署単位の捜索を実施していく方針です。</p> <p>湾内での捜索について平成30年中は、9月9日に山田町の山田湾を警察、海上保安庁及びボランティアで、10月26日に大槌町大槌湾を警察、海上保安庁及び消防の3機関合同で連携し海中捜索を実施しています。</p> <p>大槌湾の捜索は、震災行方不明者相談会において、大槌湾の捜索要望があり、行方不明者家族に対して捜索予定及び捜索結果を連絡したところ、行方不明者の家族が捜索場所を訪れたほか、実施結果の連絡時には「寒い中、お疲れ様でした。見つけることが出来なかったのは残念ですが、捜索して頂き、大変感謝しております。」と感謝の言葉を受けています。湾内の捜索については、引き続き、自治体や管理者、海上保安部等関係機関と協議、連携した上で実施していきたいと考えています。</p>	警察本部	警備課	B 実現に努力しているもの
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>3) 捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。</p>	<p>捜査用報償費については、これまでも適正に執行されていることから、改めて検証を行うことは考えていません。</p> <p>不適切な事務処理については、平成20年11月からの調査において、約3万4千件の全ての契約内容を突合した上で、その全容を明らかにしたものであり、改めて調査等を行う必要はないものと考えています。</p>	警察本部	会計課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>4) 警察の不祥事の根絶を目指すこと。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。</p>	<p>警察職員による非違事案の発生は、警察に対する県民の信頼を失墜し、警察活動全般に多大な支障を及ぼすものであり、県警察としては、全職員に職務倫理の徹底を図るなど、非違事案防止に全力を上げて取り組んでいます。</p> <p>(B)</p> <p>岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑について、捜査をもみ消した事実はありません。</p> <p>天下りについては定義が明確ではありませんが、退職者の再就職については、民間企業等がどのような人材を必要とし、どのような採用を行うかは、あくまで、当該企業等の独自の裁量と努力によるところであり、再就職は、雇用主と退職職員本人との雇用契約に基づいているものです。(S)</p>	警察本部	監察課 警務課	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>S その他</p>
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>5、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、制定した「公契約条例」の立場に立って、適正な労働条件の確保ができるよう抜本的な見直しを行うこと。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように具体的な対応を行うこと。</p>	<p>指定管理者制度を導入している公の施設の管理については、定期的に管理運営業務の報告を求めるとともに、必要に応じて実地調査を実施し、雇用・労働条件に適切な配慮がなされるよう、指定管理者に対して指導を行ってきたところです。</p> <p>今後においても、「県が締結する契約に関する条例」の趣旨を踏まえながら、指定管理者における適切な雇用・労働条件の確保を図るため、引き続き各所管部局に対して、指定管理業務の開始時や実績報告等において適宜確認を行うよう、指導していきます。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>5、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>2) 指定に当たっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。指定管理者制度そのもののあり方を根本的に検証し、見直すこと。</p>	<p>指定管理者制度の導入に当たっては、施設ごとに施設のあり方について検討し、個別に制度導入の適否を判断し、制度の導入や更新を行ってきたところです。</p> <p>また、指定管理者の選定に当たっては、選定の透明性、公平性を確保するため、「公の施設に係る指定管理者の導入のガイドライン」に基づき、有識者を交えた選定委員会を設置し、施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設け、総合的に審査しているところであり、引き続き、質の高いサービスの提供や効果的な施設の運営に努めていきます。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>5、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>3) 県立図書館については、日本図書館協会が「公立図書館は指定管理にすべきではない」との見解を繰り返し明らかにしており、指定管理の是非を含めて根本的に見直しをすべきです。</p>	<p>県立図書館の指定管理者制度の導入に当たっては、施設の在り方等について検討し、制度の導入や更新を行ってきたところであり、高い専門性による質の高いサービスの提供に努めているところです。</p> <p>今後においても、毎月行っているモニタリングや毎年の管理運営評価等の実施により運営状況を把握し、必要に応じて指導するなど、質の高いサービスの提供や効果的な施設の運営に努めていくとともに、指定管理者制度の効果的な運用について検証していきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>1) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。</p>	<p>パブリック・コメント制度については、説明会や公聴会の実施等について要綱に規定し、広く県民に計画等の案の周知に努めることとしており、平成30年度、いわて県民計画に関しては、最終案の取りまとめまでに説明会を28回開催しています。</p> <p>また、意見の募集に際しては、多くの意見が寄せられるよう意見募集期間を十分確保するとともに、寄せられた意見について十分に検討を行うこととしており、引き続き、制度の適切な運用を図り、県民の意見の反映に努めていきます。</p>	秘書広報室	広聴広報課	B 実現に努力しているもの
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>2) 必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。</p>	<p>情報公開の推進については、県が保有する情報は県民の共有財産であるという認識の下、県政の諸活動の状況を県民に説明するとともに、県民による県政の監視及び参加の充実に資するため、積極的な情報の公開に努めています。</p> <p>特に、一定額以上の競争入札の随意契約の情報について、行政情報(サブ)センター及びホームページで公表するなど、予算執行過程の透明性の確保に努めており、県民が情報を入手しやすいよう公表内容等の充実に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、県民とともにつくる開かれた県政が推進されるよう、県民の知る権利を尊重し、より一層情報公開の推進を図っていきます。</p>	総務部	法務学事課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。</p> <p>3)各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用を図ること。</p>	<p>審議会等への県民の参画をより一層推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、幅広い視点から適任者を登用するよう努めています。委員の兼任については、法令等による充て職以外は広く適任者を求め、原則として同一部局内において同一人による複数の委員兼任を避けること、また、同一人が委員を兼任できる審議会等の数の上限を、原則として4機関とすることとしています。</p> <p>また、女性委員や若手委員について目標値を設定し、積極的な登用に努めており、一定の改善が図られているところです。</p> <p>今後、委員の改選や追加選任の際に女性委員や若手委員の登用を拡大できるように、引き続き充て職の見直しや公募制導入などの取組を進めるとともに、委員候補となり得る方の情報把握等に努めていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>7、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにすること。</p>	<p>岩手県労働委員会の委員については、労働組合法に定める任命手続きに即して、労働組合から推薦のあった方の中から、適任と認められる方を総合的に判断し選任、任命しています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>8、県の広域振興局のあり方については、この間の取組を検証し市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして検討すること。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取組が円滑に進められるようにすること</p>	<p>広域振興局の在り方については、広域振興局体制整備の考え方や県議会からの附帯意見等を踏まえて、効果を検証しながら所要の改善に努めることとしています。</p> <p>また、市町村との情報共有、意見交換等の場を積極的に設けるなど、連携を強化しており、それぞれの役割を十分に果たしつつ、共に課題解決に取り組むことができるよう努めているほか、広域振興局の職員が、総合力・機動力を発揮し、広域的な取組を進めることができるよう、職員向け研修会の開催や広域振興局独自の事業立案に取り組んでいるところです。</p> <p>各分野において広域行政の取組が円滑に進められるよう、局長のリーダーシップの下、広域振興局全体で情報共有を図りながら、一体的に取り組んでいきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>10、マイナンバー制度の中止・見直し求めること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること。</p> <p>9、県職員の超過勤務の実態を調査し、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。県職員の賃金引き下げとなる総合的見直し、退職金の削減は行わないこと。</p>	<p>職員の始業は、管理職員の現認又は出勤簿への押印により確認しており、終業についても管理職員が現認できる場合はその確認により、また、超過勤務を命じた場合はその記録簿等により確認しているところです。</p> <p>また、必要に応じて行われた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。</p> <p>なお、平成30年7月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働者の労働時間を客観的に把握することが義務付けられたところであり、知事部局においては、平成31年4月から、現在使用している勤務時間管理システムに出退勤時間を記録し、管理職員の現認の補助的手段として活用することとしています。(A)</p> <p>職員の給与改定については、これまでも県人事委員会の勧告を最大限尊重しつつ、地方公務員法が定める給与決定の諸原則にのっとり決定しているところです。平成27年に県人事委員会から勧告があった給与制度の総合的見直しについては、条例案を平成28年2月議会に提案し、議会の議決を経て、平成28年4月から実施しています。また、退職手当の見直しについては、国や他県の状況等を総合的に勘案し、支給率を国に合わせ引下げています。(D)</p>	総務部	人事課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>D 実現が極めて困難なもの</p>
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>1、国連女性差別撤廃条約の具体化を図り、普及する取組を強めること。女子差別撤廃条約選択議定書や、ILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約の具体化・実現を目指すこと。</p>	<p>国連女子差別撤廃条約の内容については、男女共同参画センターにおいて情報提供や学習機会の提供などを行っています。女子差別撤廃条約議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約については、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。</p>	<p>県では、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用への転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により事業主に対し周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の正社員転換や待遇改善について関係団体に対し要請を行っているところです。</p> <p>また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決につなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図るとともに、丁寧な対応に努め、相談しやすい環境づくりにも取り組んでいます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。</p>	<p>妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益取扱いをすることは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で禁止されており、県ではホームページ等により事業主へ周知・啓発を行っているほか、岩手労働局雇用環境・均等室の相談窓口についても周知をしているところです。</p> <p>また、問題を抱えた方が県に対し相談された場合には、速やかに岩手労働局につなぐなど、迅速丁寧な対応に努めているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。</p>	<p>所得税法の改正等については、国における議論等を注視していきたいと考えています。</p>	商工労働観光部	商工企画室	C 当面は実現できないもの
	<p>本県の農業就業人口に占める女性の割合は約5割となっており、農業経営の重要な役割を担っています。このため、県では、家族の役割分担を明確化する家族経営協定の締結を促進するとともに、女性がアイデアや能力を発揮できるように、各種研修会の開催やネットワーク化の支援を行っているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の 声が生かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対 策を推進すること。</p> <p>4)子どもの医療費助成の対象を、早急に、中学校卒 業まで拡充し現物給付化すること。待機児童を解消す る認可保育所の増設・整備し、育児・介護休業制度の 拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会を目 指すこと。</p>	<p>《子どもの医療費助成について》 対象者の範囲を更に拡大した場合、多額の財源を確保する必要があり、本 県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあること から、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合 的に検討する必要があると考えています。 また、現物給付の対象拡大に当たっては、新たに国民健康保険の国庫負担 金等に減額調整措置が発生することや、医療給付費の増加が懸念されるなど の課題があることから、市町村の意向を十分に踏まえて慎重に検討する必要 があると考えています。(C)</p> <p>《仕事と子育ての両立について》 子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、認可外保育施設も含め た保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業 計画」を策定し、計画的な認可保育所等の整備を推進することとされていま す。 県では、平成31年度から新たに、年度途中の利用児童の受入枠の拡大を図 るため、年度当初から、予め保育士を採用し、加配する保育所等に対して人 件費の補助を行う「保育士確保・保育所等受入促進モデル事業」を実施するこ ととしており、待機児童の解消に向けて取り組んでいきます。(A)</p>	保健福 祉部	健康国 保課 子ども 子育て 支援課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置 C 当面 は実現 できな いもの
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の 声が生かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対 策を推進すること。</p> <p>5)夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室 の機能と体制の強化を図り、一時保護施設の整備な ど、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。</p>	<p>県では、「男女が共に支える社会に関する意識調査」を3年ごとに実施してい ます。この調査においては、配偶者間の暴力に関する調査項目があり、調査 結果を県のホームページで公表しています。 また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターを県内12か所に設置 し、被害者からの相談対応や支援を行っています。 平成31年度も相談対応職員の資質向上のための研修を引き続き実施すると ともに、市町村や関係機関との連携を強化し、相談・保護体制の充実を図って いきます。</p>	環境生 活部	若者女 性協働 推進室	B 実 現に努 力して いるも の
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の 声が生かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対 策を推進すること。</p> <p>6)選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差 別廃止など早急に民法の改正を求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度の導入については、引き続き情報収集に努めます。</p>	環境生 活部	若者女 性協働 推進室	S その 他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>7)ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。</p>	<p>ひとり親家庭のうち、母子家庭は父子家庭に比べて、収入が低くなっている状況にあると認識しています。ひとり親家庭の経済的支援として、児童扶養手当制度は、年々支給額が増額しており、平成30年4月から増額が予定されています。また、2019年11月からは支払回数が年3回から年6回の隔月払いとなり、より家計の管理がしやすくなるよう、制度が改正されたところです。県としては、ひとり親家庭個別相談会等を通じ、支援を要する方々の相談を丁寧に行うとともに、市町村に対し、制度周知の強化を働きかけていきます。(A)</p> <p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。</p> <p>なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。(B)</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課 地域福祉課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>2、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>8)県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を登用すること。</p>	<p>女性幹部職員の登用については、平成28年3月に策定した「女性活躍推進のための特定事業主行動計画」において、2020年度に幹部職員のうち女性が占める割合を9%とする目標値を設定しているところです。この目標達成に向け、女性職員のキャリアアップを支援し、より能力を発揮できるよう、平成27年度から「女性職員リーダー養成研修」や「女性職員キャリアデザイン研修」、平成28年度から「女性管理監督者マネジメント向上研修」を実施しているところであり、引き続き、女性が活躍しやすい職場環境の整備など、女性幹部職員の登用率の向上に向けた取組を進めていきます。</p>	総務部	人事課	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>各審議会への女性の登用については、いわて男女共同参画プランにおいても、審議会等委員の女性割合について指標を定めて取り組んでいるところであり、今後も指標達成に向けた取組を進めていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、暮らし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>1)若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職率を80%以上に引き上げる取組を強化すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設を行っているほか、企業に対する重点監督等を強化しています。</p> <p>また、平成28年3月から、青少年の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、ハローワークにおいて、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを受理しない制度が開始されています。</p> <p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しています。県では、違法な労働時間等に関する相談については、岩手労働局に伝え改善につなげていきます。</p> <p>また、青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援については、これまでの県の取組に加え、「いわてで働こう推進協議会」において、関係機関が連携し、若者や女性の県内就職の促進や定着を図っていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>雇用対策・労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、暮らし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>2)高校の授業料無償化を復活させること。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。</p>	<p>《高校の授業料無償化に係る部分》</p> <p>私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への教育費の負担軽減を図っています。</p> <p>また、平成26年度に就学支援金加算金が増額されているほか、平成26年度に創設された授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されており、支援策の拡充が図られてきています。</p> <p>県では、これらの支援策に加え、平成30年度から就学支援金の国の交付額を超えた授業料の減免補助を県単独で拡充し、低所得世帯に対する修学環境の改善を図っています。</p> <p>県としては、引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望していきます。</p> <p>《県立大学に係る部分》</p> <p>県立大学の授業料は、国立大学の授業料標準額に準拠して県立大学が検討、決定しています。</p> <p>また、授業料の免除については、経済的な理由により授業料の納付が困難な学生や震災で被災した学生に対し授業料の減免を行ってきましたが、平成29年度からは、全額免除を原則とする制度に見直し、支援内容を充実させたところです。</p> <p>県立大学では、こうした授業料の減免や大学独自の無利子型奨学金である学業奨励金を実施していますが、一方で、国においては平成29年度から先行実施している給付型奨学金の対象を2020年度から拡充する予定です。そのため、国における奨学金制度の動向を注視していくこととしています。</p> <p>県としては、大学に対し経営努力を促しつつ、引き続き、大学の取組状況を見ながら必要な助言を行っていきます。</p>	総務部	法務学 事課 総務室	B 実 現に努 力して いるも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
	<p>高校授業料の無償化については、全国一律の取扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されているところです。</p> <p>国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っており、今後も、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないように努めていきます。</p> <p>また、大学生に対する奨学金事業は国が担っており、平成29年度創設された給付型奨学金制度は、平成30年度から本格実施されています。さらに、現在国において、給付単価の増額等、給付型奨学金制度の拡充が検討されていることから、県としては、その動向を注視しつつ、必要に応じた要望を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を</p> <p>3、青年が人間らしく働き、暮らし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>3)青年の定住を目指し、若者定住住宅の整備を進め、空き家活用とリフォーム助成、家賃補助などの対策を進めること。</p>	<p>県では、移住者の受入環境整備を図るために、市町村による空き家バンクを活用した移住促進事業に対する補助を実施しているところです。</p> <p>平成31年度においても継続して実施することとしており、引き続き、市町村等関係機関と連携しながら取組を進めていきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の 声が活かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、暮らし、学べる社会を目指 す総合的な青年対策を実施すること。 4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、 居場所の設置、就労支援などの取組を強化すること。 就労を目的にすることなくNPOや民間団体の取組を支 援し、多様な段階的支援を強化すること。</p>	<p>県では、若年無業者やひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困 難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が連携し、それぞれの専門性を生 かした支援を効果的かつ円滑に実施するため、「子ども・若者育成支援推進 法」第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会として、平成28年度 から「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を設置し、情報交換等 を通じて子ども・若者支援の連携体制を構築するとともに、支援者を対象とした 研修会の開催や総合相談窓口を設けるなどの取組をしています。 今後も、本会議の取組をはじめ、本県における子ども・若者支援の充実を 図っていきます。</p> <p>県では、平成30年度初めて、全県を対象とした「地域住民の社会参加活動に 関する実態調査」を実施し、平成31年2月13日に調査結果を公表しました。 今後、調査結果を県ひきこもり支援センター等における相談対応や当事者の 居場所づくり、家族教室、支援者向け研修会等の支援に活かすとともに、市町 村や社会福祉協議会などに情報提供し、訪問支援や広報・啓発活動、生活困 窮者自立相談支援機関による相談支援等、それぞれの分野における取組の 強化につなげていくほか、ひきこもりを支援している民間団体への支援を含 め、関係団体等と連携し、新たな対応策についても検討していきます。</p>	環境生 活部	若者女 性協働 推進室	B 実 現に努 力して いるも の
<p>11、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の 声が活かされる県政を 3、青年が人間らしく働き、暮らし、学べる社会を目指 す総合的な青年対策を実施すること。 5) 18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子ども の権利条約に基づく主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解さ せ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であり、小・中学校の社会科 や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓 発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に 指導の充実に努めていきます。</p>	教育委 員会事 務局	学校教 育課	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>1、安倍政権が進める憲法9条の改憲に反対すること。</p>	<p>平成30年2月県議会定例会の一般質問において、下記のとおり知事がお答えしています。（日本国憲法第9条は、先の大戦とそこに至る日本のあり方について、深い反省の下、過ちは繰り返さないという国民的な決意として定められたものであり、その趣旨は、国際連合憲章の理念にも合致するものであると考えます。このような過去の反省と国際憲章もうたう平和の誓いを、国民的に共有することなく、9条を変更することは憲法の改悪であり、そのような考え方や感じ方を多くの国民が共有していると考えます。）</p>	総務部	総務室	S その他
<p>12、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>2、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を求めること。戦争法に基づく米艦防護や米艦への給油活動の中止を求めること。</p>	<p>安全保障関連法の廃止については、国において国民的に議論を十分行った上で、国民総意の下、法に則って手続きされるべきものと認識しています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>12、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>3、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止を求めること。米軍機の低空飛行訓練の中止を求めること。</p>	<p>オスプレイについては、平成30年7月に奥州市上空を飛行したことが報道されたことから、県民への丁寧な説明及び飛行ルートの特示について防衛省東北防衛局に対し申し入れを行いました。また、全国知事会を通じて飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項が遵守されるよう要請しています。</p> <p>なお、米軍機の低空飛行については、平成30年4月に米軍三沢基地所属の戦闘機が低空飛行訓練を行っていたことが判明したことから、防衛省及び米軍三沢基地に対し遺憾の意を文書で申し入れ、防衛省東北防衛局に対し米軍に適切な対応を求めるよう要請しています。</p> <p>今後も引き続き県民に対する十分な説明と飛行内容の特示等について、必要に応じ要請を行ってまいります。</p>	総務部	総合防災室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>12、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>4、全国知事会が提言し、岩手県議会も12月議会で意見書を採択した「日米地位協定の見直し」を国に強く求めること。</p>	<p>全国知事会として、毎年度の国への要望の中で、日米地位協定の抜本的な見直しを行うよう要望しています。</p> <p>また、平成30年7月には、全国知事会として米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を、原則として米軍にも適用させることなどを国に対し要請しています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>12、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>5、沖縄知事選挙での県民の審判を無視し、沖縄県が辺野古への土砂投入の承認を撤回したことについて、政府が無法な行政不服審査請求で土砂投入を行っていることについて、民主主義と地方自治にかかわる重大問題として強く抗議すること。</p>	<p>米軍普天間飛行場の沖縄県名護市辺野古移設に関しては、本県としてコメントする立場にありません。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>12、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>6、画期的な米朝首脳会談、南北首脳会談で、朝鮮半島の非核化と平和の体制構築が合意されたことは東アジアの平和にとって極めて大きな成果となりました。日本としても朝鮮半島の非核化と平和の体制構築へ積極的な貢献を行うべきです。秋田県と山口県に地上迎撃ミサイル基地(イージスアショア)を配備することは重大な挑発逆料というべき問題であり、撤回を求めること。</p>	<p>地上迎撃ミサイル基地(イージスアショア)を保有、装備することについては、国の専権事項ではありますが、その実施に当たっては、主権者である国民の理解が不可欠であると考えます。</p>	総務部	総務室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>12、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>7、「核兵器廃絶平和宣言」(1998年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。</p>	<p>平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下にいわゆる非核三原則を国是として国の平和と安全の確保に努めています。県としても、非核三原則を国是とする我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、様々な機会を捉えて核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、世界平和に関する取組は、世界各国と協調しながら取り組むべき課題であり、「唯一の被爆国」として我が国が核兵器廃絶のための積極的な取組を行うことを願っています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>12、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>8、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取組を行うこと。</p>	<p>県では、先の大戦の岩手県戦後処理史の一部を、昭和46年11月に「援護の記録」としてまとめ、恒久平和に役立てられるよう、県の援護の参考としたり、戦没者関連の資料として情報提供するなど活用しています。平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下に国の平和と安全の確保に努めています。県としても、我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、県のホームページ等を活用し、様々な機会を捉え、核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>12、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>9、日米の軍事一体化・米軍支援を目指す岩手山演習場での日米共同訓練に反対すること。米兵の基地外への外出禁止措置を求めること。</p>	<p>日米共同訓練における訓練内容の調整については、国の専決事項ではありますが、その実施に当たっては主権者である国民の理解が不可欠です。県内において訓練が行われる場合は、訓練実施に伴って県民の生活や安全に支障をきたすことがないように、必要に応じ国に申し入れを行っていきます。</p>	総務部	総合防 災室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>12、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>10、国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。ありえない日本への攻撃を想定した岩手県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。</p>	<p>有事法制、国民保護法制は、武力攻撃事態やテロなどの緊急対処事態が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を守るために、国や地方公共団体等の責務や対処方法を定めたものです。</p> <p>岩手県国民保護計画は、武力攻撃事態等が発生した場合に、県が住民を保護するための措置等を迅速かつ確実に実施するために作成しているものであり、実動訓練の実施に当たっては、住民に広く参加を呼びかけています。なお、参加への協力は任意であり、住民の自発的な判断に委ねられています。</p> <p>また、市町村における国民保護計画策定については、平成19年3月までに県内全市町村で策定を完了しています。</p>	総務部	総合防災室	S その他
<p>12、安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること</p> <p>11、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する育鵬社と自由社「歴史教科書」に、事実に基づいた検証を進め、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取組を広げること。</p>	<p>学習指導要領において、中学校社会科では、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことをねらいとしています。</p> <p>歴史的分野の「昭和初期から第二次世界大戦の終結まで」の学習においては、「我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が多くの戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」ことをねらいとしており、県教育委員会では、学習指導要領の趣旨に基づいて教科用図書の調査を行うとともに、各学校において適切に歴史学習が進められるよう指導しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>13、「幸福」をキーワードとする次期総合計画(案)を実効性あるものにするために</p> <p>1、幸福から一番遠ざけられている貧困の打開を具体的に打ち出すこと。</p> <p>1)子どもの貧困の実態、年収200万円以下のワーキングプアの実態を踏まえ、安定した雇用と収入の確保の取組を明記すること。県が発注する公共事業でワーキングプアをつくらないこと。</p>	<p>「いわて県民計画(2019～2028)第1期アクションプラン-政策推進プラン-」においては、安定的な雇用に向けた企業活動の支援や、医療・福祉分野における人材確保など、各分野での安定的な雇用確保の取組を推進することとしています。</p> <p>また、県が発注する工事請負契約、業務委託契約等について、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、受注者の法令遵守や適正な労働条件の確保を図るための取組を促進することとしています。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13、「幸福」をキーワードとする次期総合計画(案)を実効性あるものにするために</p> <p>1、幸福から一番遠ざけられている貧困の打開を具体的に打ち出すこと。</p> <p>2)特にひとり親家庭の劣悪な就労状況の打開を図ること。安心して子育てできる経済的支援の強化を図ること。</p>	<p>県では、「いわての子どもの貧困対策推進計画」に基づき、「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を総合的に進めているところであり、こうした考えを踏まえて、政策推進プランにおいて、ひとり親家庭に対して、相談や就労支援等による支援に取り組むこととしています。</p> <p>県では、ひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業支援を行っています。</p> <p>また、平成31年度、「ひとり親家庭等自立促進計画」の見直しを行うこととしており、ひとり親世帯の就労支援の強化策について、議論をいただきながら、必要な施策を進めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>13、「幸福」をキーワードとする次期総合計画(案)を実効性あるものにするために</p> <p>1、幸福から一番遠ざけられている貧困の打開を具体的に打ち出すこと。</p> <p>3)結婚したくてもできない非婚化の打開、若者の引きこもり対策などを打ち出すこと。</p>	<p>《結婚支援》</p> <p>県では、結婚をしたいと願う県民の希望をかなえるため、県、市町村、民間団体等が連携して“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」を設置、運営し、会員登録によるマッチング支援や結婚情報の提供などを行っています。</p> <p>また、平成31年度は、i-サポ会員の新規登録者数の増加及び会員の利便性向上のため、県南地域において出張サービス「おでかけi-サポ」の拡充を図るほか、結婚を希望する県民に向けて、身だしなみや話し方のコツなど、いわゆる「婚活スキル」について情報提供するとともに、i-サポの成婚事例(婚活体験)等について紹介する冊子の作成を行うこととしており、引き続き、市町村等関係団体と連携を図りながら結婚支援に取り組んでいきます。</p> <p>《引きこもり対策》</p> <p>県では、平成30年度初めて、全県を対象とした「地域住民の社会参加活動に関する実態調査」を実施し、平成31年2月13日に調査結果を公表しました。</p> <p>今後、調査結果を県引きこもり支援センター等における相談対応や当事者の居場所づくり、家族教室、支援者向け研修会等の支援に活かすとともに、市町村や社会福祉協議会などに情報提供し、訪問支援や広報・啓発活動、生活困窮者自立相談支援機関による相談支援等、それぞれの分野における取組の強化につなげていくほか、関係室課等と連携し、新たな対応策についても検討していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課 障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>13、「幸福」をキーワードとする次期総合計画(案)を実効性あるものにするために</p> <p>2、広域行政の県として、統一した地域・ブロックごとの産業政策を打ち出すこと。農林漁業では、家族農業・家族経営の位置づけと役割を明記すること。</p>	<p>いわて県民計画(2019～2028)長期ビジョンでは、第2章「岩手は今」において、産業全体の底上げを図る総合的な産業政策の重要性と、需要の高い製品等を県内で生産し、これを雇用や地元調達に結び付け、その所得を県内で循環させる、いわゆる地域内経済循環の必要性を記載しています。</p> <p>その上で、こうした考え方の下、第5章「政策推進の基本方向」における「仕事・収入」分野では、岩手県の地域経済を支える中小企業、地域経済をけん引する自動車や半導体関連産業をはじめとするものづくり産業、地域の特性や資源を活用した産業、幅広い分野に波及効果をもたらす観光産業、岩手県の基幹産業である農林水産業などの産業政策を総合的に展開することを打ち出し、政策推進プランにおいて、県が取り組む具体的な推進方策などを盛り込んでいます。</p> <p>また、地域振興プランにおいては、4つの圏域ごとの地域経済の基盤強化に向けた取組を掲げており、これらの政策体系により広域的な産業政策を示しています。</p>	政策地 域部	政策推 進室	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置
	<p>本県の農業は、約9割が家族経営であるなど、多くの小規模・家族経営が、生産活動に携わっており、農業生産や農業・農村の多面的機能の維持などに大きく貢献していると考えています。</p> <p>このため、県では、小規模・兼業農家も参画した地域特産物の産地化や、地域の特色ある農畜産物の加工・直売などの6次産業化、豊かな自然や食などの地域資源を活かした都市住民との交流を支援しています。</p> <p>農業・農村の活性化に向け、「いわて県民計画(2019～2028)」に必要な施策を盛り込んだところであり、これに基づき関係機関・団体等と連携を密にしながら取り組んでいきます。</p>	農林水 産部	農業振 興課	B 実 現に努 力して いるも の
<p>13、「幸福」をキーワードとする次期総合計画(案)を実効性あるものにするために</p> <p>3、自由な時間の確保は、人間の全面的な発達の最大の保障です。労働時間の短縮、年次有給休暇の取得率の抜本的な向上を図る計画とすること。</p>	<p>「いわて県民計画(2019～2028)第1期アクションプラン-政策推進プラン-」においては、仕事と生活を両立できる環境をつくるため、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上等の働き方改革の取組を推進することとしています。</p>	商工労 働観光 部	雇用対 策・労 働室	A 提言 の趣旨 に沿っ て措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>13、「幸福」をキーワードとする次期総合計画(案)を実効性あるものにするために</p> <p>4、教育の課題では、</p> <p>1)競争と序列化を激化させる「学力テスト」を指標としないこと。「授業内容がわかる」児童生徒が圧倒的多数となるよう取り組むこと。</p>	<p>学力テストに係る指標については、知識・技能、思考力・判断力、表現力等の学力の3要素を総合的に育む観点から、「意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合」と「授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合」としたものであり、児童生徒への目標の押し付けや、序列化等が生じることがないように、指標設定の趣旨や諸調査の適切な活用の在り方について、十分な共通理解を図るよう努めていきます。</p> <p>また、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図っていくためには、言語能力や問題発見・解決能力等の資質・能力を児童生徒に身に付けさせるための授業改善や児童生徒の実態に応じた分かる授業の推進が不可欠です。そのため、各種教員研修や各学校の組織的な授業改善等を通じて、児童生徒の学習段階に沿ったきめ細かな指導による質の高い学びを実現し、児童生徒にとって学校の授業がよく分かる児童生徒の割合を増やすよう取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>13、「幸福」をキーワードとする次期総合計画(案)を実効性あるものにするために</p> <p>4、教育の課題では、</p> <p>2)いじめ対策とともに、学校教育と部活動から一切の暴力を根絶する取組を重視して明記すること。全員加入制・勝利至上主義などの部活動の改善に取り組むこと。</p>	<p>県教育委員会では、部活動における体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶に向けた指導者研修等の取組や市町村教育委員会や関係団体等と連携し、体罰等の根絶を含めた適切な部活動の在り方に関する教職員や保護者、外部指導者等による部活動連絡会の開催を働きかけているところであり、新しい県民計画にもその旨を明記しているところです。</p> <p>また、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」では、生徒が生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基盤を培うことを求めており、自治的な活動を行っている中学校や高等学校の事例を紹介するなど、自主的・自発的な部活動の推進を図るとともに、大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないように、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導方法や、体罰等の根絶に向けた指導者研修の充実に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>13、「幸福」をキーワードとする次期総合計画(案)を実効性あるものにするために 4、教育の課題では、 3)教職員の大幅な増員で、授業改善と子どもに寄り添うことに取り組めるよう教師の異常な長時間労働の改善を図ること。</p>	<p>教職員の増員については、学校課題の複雑化、多様化する中において、学校支援体制の強化が求められており、学校組織の活性化や教育水準の向上などのためには、国による抜本的な定数改善も必要不可欠であることから、関係団体とも十分に連携しながら、引き続き国に対し強く要望していきます。(B) また、教職員の長時間労働の削減については、平成30年6月に岩手県教職員働き方改革プランを策定し、時間外勤務の削減等に係る具体的目標を掲げた上で、教職員の勤務負担軽減、健康確保等の具体的取組を総合的に進めることとしており、引き続き、学校現場の状況を把握しながら、市町村教育委員会と連携し、取組を進めていきます。(A)</p>	教育委員会事務局	教職員課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>13、「幸福」をキーワードとする次期総合計画(案)を実効性あるものにするために 5、各政策の指標については、具体的で実効性のあるものに抜本的に見直すこと。</p>	<p>「いわて県民計画(2019～2028)」では、幸福の実感に関連する領域をもとに設定した10の政策分野ごとに、県民にとってわかりやすく、全国比較が可能で、毎年度比較できることなどを考慮した幸福に関連する客観的指標を定め、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開していくこととしています。具体的には、10の政策分野ごとに、一人当たりの県民所得や緊急輸送道路の整備延長、健康寿命などの客観的指標を「いわて幸福関連指標」として定め、農林水産業やものづくり産業などの更なる振興や、産業や暮らしを支える社会資本の整備、地域の保健利用体制の充実や福祉コミュニティづくりなどの取組を進めることとしています。 計画の推進に当たっては、県民をはじめ、様々な主体の意見を伺いながら、取組を着実に進めることで、「いわて幸福関連指標」の向上を図り、ひいては、県民の幸福度を高めることにつなげていきたいと考えています。</p>	政策地域部	政策推進室	S その他
<p>13、「幸福」をキーワードとする次期総合計画(案)を実効性あるものにするために 6、11のプロジェクトについては、根拠と熟度のないものは見直すこと。</p>	<p>新しい時代を切り拓く11のプロジェクトは、今後10年、あるいは、更にその先を見据え、長期的な視点に立ち取り組むものであり、直ちに取組を進めるものもあれば、規制改革や科学技術の進捗を見込みながら取り組むものも含まれています。 こうした点を踏まえ、各プロジェクトには、取組の「内容」に加え、10年間の「工程表」や「目指す姿」を示すとともに、プロジェクトの実現に向けては、テーマに応じて、市町村や大学、産業界など多様な主体との連携の下、実現に向けた調査、検討を行い、具体的な取組を進めることとしています。</p>	政策地域部	政策推進室	S その他